



OECD Research Papers No.35

ウクライナ経済の現状と課題

1999年6月

海外経済協力基金

開発援助研究所



本リサーチ・ペーパーは、海外経済協力基金開発援助研究所*の調査・研究に基づき作成されたものである。本書の内容は筆者自身の見解によるもので、海外経済協力基金の公式見解によるものではない。

【リサーチ・ペーパー バックナンバー】

1. 通信セクターにおける政府責任のあり方、1994年3月(和文、英文)
2. Policy-Based Directed Credit Programs in the Philippines、1995年1月(英文のみ)
3. 開発途上国の電力セクター効率化のあり方、1995年3月(和文、英文)
4. 開発途上国における国土総合開発計画のあり方、1995年5月(和文、英文)
5. The Role of the Government and the Response of the Private Sector: The Pattern of Development in the Republic of Korea and Thailand、1995年7月(英文のみ)
6. 中国の食糧需給の見通しと農業開発政策への提言、1995年9月(和文、英文)
7. The World Bank's East Asian Miracle Report: Its Strengths and Limitations、1995年8月(英文のみ)
8. Transition Strategies and Economic Performance: "Gradualism" Revisited、1995年9月(英文のみ)
9. ベトナムの財政金融改革 -経済開発と市場経済移行-、1996年10月(和文、英文)
10. 途上国におけるIT(情報技術)サービス産業活用の現状と課題-インド及びシンガポールの事例を中心として-、1996年10月(和文、英文)
11. Measures for Promoting Urban Improvement in Bangkok: Focusing on Institutional Aspects、1996年10月(英文のみ)
12. ブラジル貧困州開発における諸問題、1996年11月(和文、英文)
13. ミャンマー経済の現状と課題、1996年11月(和文、英文)
14. スリランカ電力セクター政策支援調査、1996年12月(和文、英文)
15. ネパール経済発展への課題-債務負担能力を中心として-、1997年3月(和文、英文)
16. 民活インフラ事業の現状と課題、1997年6月(和文、英文)
17. Rural Development Administration for Poverty Eradication in Malaysia : Focusing on Coordination Mechanisms、1997年6月(英文のみ)
18. 中国の地域開発戦略の現状と課題、1997年7月(和文、英文)
19. パキスタンにおける民営化政策の現状と課題、1997年10月(和文、英文)
20. 中南米諸国の社会投資基金、1997年10月(和文、英文)
21. ブラジルの地域開発戦略の現状と課題、1997年11月(和文、英文)
22. 東南アジア3カ国の高等教育の現状と課題 -学生アンケート調査結果-、1997年12月(和文、英文)
23. インドネシアの地域間格差の現状と課題、1998年2月(和文、英文)
24. 東アジア移行経済(中国とベトナム)の国有企業改革、1998年3月(和文、英文)
25. バンコクにおける軌道系都市公共交通機関整備の現状と課題 -財源確保のための施策-、1998年3月(和文、英文)
26. アゼルバイジャンの石油開発と経済発展、1998年3月(和文、英文)
27. 中央アジアのインフラ整備のための地域間協力、1998年6月(和文、英文)
28. タイの通貨危機と今後の対応策、1998年6月(和文、英文)
29. インドの政策金融 -インフラ整備と中小企業振興における役割-、1998年7月(和文、英

* 海外経済協力基金(OECF)は、開発途上国の経済発展と開発援助に係わる調査・研究の充実を通じて開発援助の効果的実施や質的向上を図るため、1993年10月に「開発援助研究所」を設立した。海外経済協力基金は、開発途上にある海外の地域の産業の開発又は経済の安定に寄与するための資金を供給することによって、海外経済協力を促進することを目的として、昭和36年3月16日に海外経済協力基金法に基づき設立された。

文)

30. ラオスの経済発展の現状と課題、1998年10月(和文、英文)
31. エジプトの経済発展の現状と課題、1998年11月(和文、英文)
32. Some Suggested Measures for Industrial Development of the Republic of Ghana、
1999年3月(英文のみ)
33. マレーシアの資本規制と今後の課題、1999年3月(和文、英文)
34. 南部アフリカ地域経済圏の交通インフラ整備、1999年4月(和文、英文)
35. ウクライナ経済の現状と課題、1999年6月(和文、英文)

【連絡先】

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル
電話03-3215-1895
海外経済協力基金 開発援助研究所

はじめに

ウクライナは、人口5,000万、面積60万km²と旧ソ連諸国のなかでもロシアに次ぐ大国である。肥沃な黒土に被われ「欧州の穀倉地帯」と言われるほど、農業に恵まれた国土を持ち、鉄鋼、造船などの工業も盛んで、潜在能力が高い国と言える。

ウクライナは、1991年8月に独立したが、価格や貿易の自由化等のショック療法に伴う10,000%を超えるハイパー・インフレーションを経験し、GDPも半分に以下に急減した。1998年のウクライナ経済は、GDPの低下は底を打った状態と言えるが、緊縮政策の下でバーター取引が蔓延し、シャドウ・エコノミーが幅を利かせている。また、財政赤字、国際収支の赤字という双子の赤字は構造的に改善されておらず、赤字補填のための高金利での資金調達、金利支払いのため、財政を圧迫する要因となっており、1997年のアジア通貨危機に端を発したエマージング・マーケットからの短期資金の引上げとともに、1998年の金融危機の原因となった。

本報告書は、現地調査を踏まえ、ウクライナの1998年までの経済動向を概観し、マクロ経済の現状を分析し、経済改革の課題を論じ、対外援助の動向を検討したものであるが、今後のウクライナへの経済協力のあり方を検討する上で何らかの手がかりとなれば幸いである。

最後に、本調査の実施に当たり、ウクライナ政府および関係各機関の多くの方々から、一方ならぬご支援、ご協力を頂いたことに対し、厚く御礼申し上げたい。

1999年6月

開発援助研究所
所長 古角 光一

執筆担当者；

第1章：西村可明（一橋大学 経済研究所教授）

第2章、第3章、第4章：森彰夫（開発援助研究所 援助理論研究グループ主任研究員付）

(e-mail: ak-mori@oecf.go.jp)

報告書目次

はじめに	i
報告書目次	ii
図表目次	v
ウクライナ概要	vii
要約	1
第1章 経済改革の展開	
1.1 ソ連時代	5
(1) 産業・貿易構造	6
(2) 財政	7
(3) 通貨・金融制度	8
1.2 独立後第1期（1992年）	9
(1) 国家建設	9
(2) 通貨・金融制度	10
(3) 財政	11
(4) 貿易・国際収支	11
(5) その他市場経済化政策	12
1.3 独立後第2期（1993年～1994年10月）	13
(1) 財政	14
(2) 通貨・金融	14
(3) 貿易・国際収支	15
(4) その他市場経済化政策	16
1.4 独立後第3期（1994年10月～1997年）	17
(1) 財政	19
(2) 通貨・金融	22
(3) 貿易・国際収支	23
(4) その他市場経済化政策	25
(5) 国家建設	27
1.5 市場経済化の進展状況	28
第2章 マクロ経済の現状	
2.1 GDP	31
2.1.1 マイナス成長から底入れへ	31
2.1.2 シェドウ・エコノミー	34
2.2 インフレ	36
2.2.1 価格の自由化（補助金の廃止）	36

2.2.2	輸入インフレ	37
2.2.3	マネーサプライの増加	37
2.2.4	ルーブルの供給	38
2.3	財政	39
2.3.1	財政赤字の現状	39
	(1)財政赤字の要因 - 国債の利払い	40
	(2)財政赤字の要因 - 企業業績の低迷	41
2.3.2	歳入面の改革	44
2.3.3	歳出面の改革	44
	(1) 国有企業への補助金の削減	44
	(2) 社会セクターへの支出	47
2.4	国際収支	49
2.4.1	貿易収支	49
2.4.2	貿易外収支	51
2.4.3	資本収支	52
2.4.4	外貨準備高	53
2.5	金融	54
2.5.1	金利動向	54
2.5.2	マネーサプライ	54
2.5.3	資本市場	55
2.5.4	銀行セクター改革	56
2.5.5	為替政策	59
2.6	労働市場	60
第3章 経済改革の課題		
3.1	国有企業の改革促進	61
3.2	未払い問題の解消	62
3.3	バーター取引の解消	65
3.4	国際競争力のある産業への資源配分	66
3.5	税制改革	67
3.6	「市場の失敗」の克服	68
3.7	通貨危機の克服	70
	3.7.1 危機の経緯	70
	3.7.2 通貨危機の影響	71
	3.7.3 クローリング・ペッグへの移行	71
第4章 対外援助の動向		
4.1	対外債務の状況	72
4.2	国際機関	73
	4.2.1 IMF	73

4.2.2 世銀	75
4.2.3 EBRD	79
4.2.4 EU	81
4.3 日本を除く二国間援助	81
4.4 日本	84
参考文献	86

図表目次

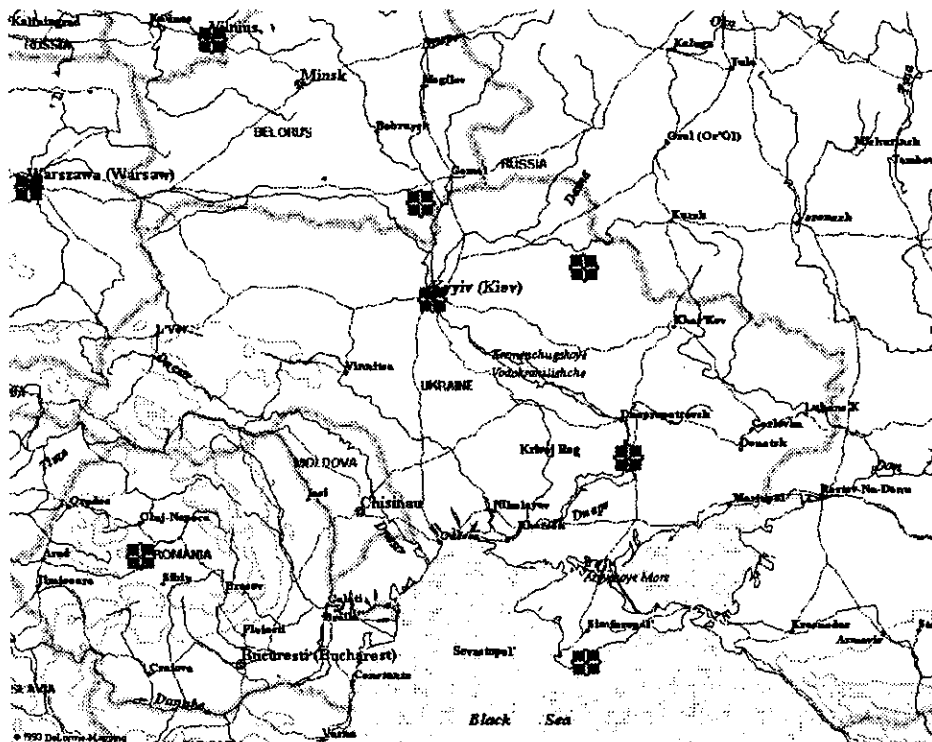
図2-1	GDPの推移	31
図2-2	業種別生産高の推移	32
図2-3	穀物生産高と肥料・殺虫剤消費量の推移	33
図2-4	1990年から1995年における投資支出の推移	34
図2-5	東欧・CIS・バルト諸国のGDPにおけるシャドウ・エコノミーの割合	35
図2-6	消費者物価指数、および工業・農業企業に対する融資額、国民経済への歳出額、政府に対する中銀と銀行の融資額	38
図2-7	財政赤字の国債による資金調達割合	40
図2-8	発行された国債種類の割合	40
図2-9	1996年6月から1998年6月までの連結予算からの未払い額の推移	48
図2-10	輸出品目の構造	49
図2-11	輸入品目の構造	50
図2-12	主要な輸出国	51
図2-13	主要な輸入国	51
図2-14	ウクライナに対する国別海外直接投資	52
図2-15	M2対GDP比およびM2伸び率	55
図2-16	ウクライナの商業銀行数	56
図2-17	商業銀行の資本金規模	57
図3-1	滞納債務のセクター別構成	64
図3-2	経済危機の悪循環	69
図4-1	対外債務	73
図4-2	OA契約額のセクター別構成比（二国間援助、Commitment）	82
表1-1	主要経済指標	5
表1-2	経常収支・貿易収支	7
表1-3	財政状況の推移	12
表1-4	移行国における純外国直接投資	24
表1-5	ウクライナ政府機構	28
表2-1	工業生産の推移	32
表2-2	農産物生産指数	33
表2-3	東欧・CIS・バルト諸国におけるシャドウ・エコノミーとシャドウ・エコノミーを含むGDP	35
表2-4	消費者物価指数の推移	36
表2-5	ウクライナにおけるエネルギー価格	37
表2-6	財政	39
表2-7	連結予算赤字とファイナンス	42
表2-8	赤字企業	42

表2-9	連結予算歳入	43
表2-10	連結予算歳出	43
表2-11	ウクライナ、ポーランド、ハンガリー、チェコにおける企業への直接的な補助金の対GDP比	45
表2-12	ウクライナ、ポーランド、ハンガリーにおける企業の税金や義務的支払の未払い、社会保障割引	46
表2-13	ウクライナ企業に対する間接的な補助金	47
表2-14	国際収支	49
表2-15	サービス収支	52
表2-16	サービス収支における輸送および観光の割合	52
表2-17	業種別海外直接投資	53
表2-18	金利動向	54
表2-19	資本市場	55
表2-20	商業銀行の財務状況	57
表2-21	ウクライナの経済組織に商業銀行から与えられた融資	58
表3-1	産業政策省のリストラ計画にある企業数	61
表3-2	企業および機構の債務 1993年－1996年	63
表3-3	国有セクターおよび非国有セクターにおける売掛債権および未払金	63
表3-4	国有企業の売掛債権・未払金の構造	65
表3-5	電気・ガス料金支払方法	65
表4-1	主要債務指標	72
表4-2	中長期債務の返済見通し	72
表4-3	IMFからの借入状況	73
表4-4	ウクライナにおける1992年以降の世銀プロジェクト・リスト	76
表4-5	対ウクライナOA+OOF+Private実績額（国際機関、Net Disburse）	78
表4-6	EBRDのプロジェクト・リスト	80
表4-7	対ウクライナODA 実績額（二国間援助、Net Disburse）	82
表4-8	主要な技術援助供与国	83
表4-9	対ウクライナ無償援助	83
表4-10	西部NIS企業基金のプロジェクト・リスト	84
表4-11	日本政府によるチェルノブイリ関連の人道支援	85

ウクライナ概要

- 1.面積 : 603,500平方キロメートル (日本の約1.6倍)
- 2.人口 : 5,050万人 (1998年1月1日現在)
- 3.首都 : キエフ
- 4.言語 : 1996年6月に制定されたウクライナ憲法により、国語はウクライナ語と規定された。ただし、ロシア語などの他の言語の使用も自由とされている。ウクライナ語は、東スラブ語の一つで、ロシア語、ベラルーシ語と兄弟関係にあり、国民の多くは両方の言語の理解が可能であり、ロシア語とウクライナ語の混交も見受けられる。
- 5.民族構成 : ウクライナ人73%、ロシア人22%、その他5%(1989年)
- 6.主な宗教 : ロシア正教 (キエフ主教派、モスクワ主教派、自治教区派)、ギリシャ・カトリック (ユニエイト)、ユダヤ教、イスラム教 (スンニ派)
- 7.国民1人当たりGNP : 1,040ドル (1997年、世界銀行)
- 8.通貨 : 1992年1月からクーポンであるカルボヴァニェツを導入したが、1996年9月2日、当初1グリブナ=100,000カルボヴァニェツ=76ドルで、グリブナ (Hr.) を導入した。1999年3月31日現在で、1ドル=3.936Hr。

9.地図



要約

I 調査の背景と目的

ウクライナ経済は、1991年の独立以来、マイナス成長を続けていたが、1997年には底を打ち、ほぼ横ばいとなっている。しかしながら、ロシアの通貨危機に端を発した通貨危機の影響によりインフレ率の上昇、外貨準備高の減少に見舞われている。

本調査は、旧ソ連崩壊以降のウクライナの経済動向の推移と問題点を把握し、円借款供与に際しての基礎情報を提供することを目的とする。

II 報告書の構成

第1章 1997年までの経済動向

- | |
|--|
| (1) ソ連時代のウクライナは、鉄鋼、軍需産業、穀物生産で連邦内の分業体制を担っていた。 |
| (2) ウクライナは1991年に独立したものの、経済的混乱が続き、1996年9月まで独自通貨を発行できなかった。 |
| (3) 1994年7月に選出されたクチマ大統領は、10月よりIMFの支援を受けて自由化改革路線を推し進め、インフレの沈静化など経済的混乱を収めつつある。 |

表1 主要経済指標

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
GDP成長率 (%)	-11.6	-13.7	-14.2	-23.0	-11.8	-10.1	-3.2	-1.7
消費者物価上昇率 (%)	161	2,730	10,155	401	182	40	10	20

出所：EBRD(1997)、1997年はウクライナ経済省。1998年はIMFの予測。

1. ソ連時代（～1991年）

ソ連時代のウクライナは、鉄鋼、軍需産業、穀物生産で連邦内分業体制を担っていた。

2. 独立直後（1992年）

ウクライナは、1991年8月に独立したが、1992年までは価格や貿易の自由化等のショック療法に伴うハイパー・インフレーションの下で、独自予算を組むことができなかった。

3. 混乱期（1993年～1994年10月）

1993年から1994年10月にかけて、一層の価格自由化等の市場化政策と公定歩合の240%への引き上げ等のマクロ安定化政策が実施されたが、財政赤字を拡大させるなど政策に一貫性を欠きインフレは容易に収まらず、通貨を媒介しないバーター取引が盛んに行なわれるなどデマネタライゼーションが進んだ。

4. クチマ大統領の経済改革とIMF支援（1994年10月～1997年）

1994年7月にクチマ大統領が選出され、IMFの体制移行ファシリティー（STF）と世銀の輸入リハビリ融資の支援を受け、①財務省による中央銀行からの大規模借入の廃止、②国有企業等への各種補助金の廃止、③企業の税負担の軽減、④為替レートの一歩化と外貨市場の自由化、⑤価格自由化の徹底、等を柱とする政策を10月に打ち出した。これらの結果、インフレが収束すると、1996年9月、政府は独自通貨グリブナを導入した。

第2章 マクロ経済の現状

- (1) 1998年のウクライナ経済は、ハイパー・インフレーションを克服し、GDPの低下は底を打った状態と言える。
- (2) しかし、財政赤字、国際収支の赤字という双子の赤字は構造的に改善されていない。
- (3) また、赤字補填のための高金利での資金調達、金利支払いのため、財政を圧迫する要因となっており、1997年のアジア通貨危機に端を発したエマージング・マーケットからの短期資金の引上げとともに、1998年の金融危機の原因ともなった。

1. GDP

1998年前半のGDPは、独立前の40%にまで低下したものの、0.2%の実質GDPのプラス成長となり、GDP低下は底を打った状態となっている。これまでのGDP低下の原因としては、1998年6月まで工業や農業を中心に42,000の企業が民営化され、その多くが経営不振を余儀なくされていることがある。また、高金利での国債発行により資金が生産セクターに回らないなどのマクロ経済運営も企業業績低迷の一因となっている。

2. インフレ

価格自由化、財政赤字等の影響を受けて1993年に10,000%を超えるハイパー・インフレーションを経験した後、1995年にかけてインフレは沈静化し、1996年に40.0%、1997年に10.1%に低下した。

3. 財政

独立以来、歳出はGDPの52%（1994年）をピークに減少しているが、歳入も減少しているため財政赤字の構造は変わっていない。独立直後の1992年に財政赤字はGDP比11%に達していたが、1994年のマクロ安定化政策で1998年には5%前後に削減された。

しかしながら、1995年3月以降、赤字補填のための短期・高金利での国債発行を行い、財政赤字の国債による資金調達の割合は1997年に60%に達していた。

表2 財政（対GDP比%）

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
歳入	25.4	34.5	42.5	43.5	38.0	37.1	40.8	35.2
歳出	33.2	45.4	46.9	52.4	44.6	41.9	47.4	37.9
財政収支	-7.8	-10.9	-4.4	-8.9	-6.6	-4.8	-6.6	-2.7

注：1991年度の連結予算歳入・歳出には国家年金基金からの歳入・歳出が含まれていない。

出所：ウクライナ財務省、計算はウクライナ経済省、1998年はIMFの推定。

4. 国際収支

輸出が停滞し、輸入が増加しているため、貿易収支の赤字額は、1994年の26億ドルから1997年は42億ドルとなった。資本収支は、1994年の1億ドルからFDIが期待されたほど伸びなかったため黒字幅が減少傾向にある。外貨準備高は、1993年の2億ドル以来、増加傾向にあるものの、1997年の23億ドルでも輸入の1.4ヵ月分にすぎない。

表3 国際収支

(単位：100万ドル)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998
輸出	-	13,894	14,244	15,547	15,418	13,141
輸入	-	16,469	16,946	19,843	19,623	14,857
貿易収支	-	-2,575	-2,702	-4,296	-4,205	-1,716
経常収支	-	-1,163	-1,152	-1,184	-1,335	-679
資本収支	-	97	6	5	-	-
外貨準備高	161.6	650.7	1,050.6	1,960.0	2,341.1	1,020.0

出所：IMF(1999)．，1998年はEIUの推定。

5. 通貨危機

ロシア危機に端を発した通貨危機で、グリブナは1998年7月の1ドル＝2グリブナから1999年2月までに1ドル＝3.6グリブナに下落した。この影響で、ウクライナ政府は、1999年の成長率を1.6%のマイナスと予測している。インフレは、通貨下落で上昇することが懸念され、1998年は20%（前年同期比）の上昇が予測されている。外貨準備高は、資本流失のため1999年1月には6億ドルに急減している。

第3章 経済改革の課題

- (1) 緊急課題としては、ロシアの経済危機の影響を最小限に食い止めるためのシステム作りが必要。
- (2) また、国有企業の改革を図り、金融セクターの育成を通じて、企業への資金供給を円滑に行うことが重要。
- (3) 長期的には、政策金融を強化して、国際競争力のある産業（鉄鋼、農業等）の育成を行い、国際収支の健全化を図ることが求められる。

1. 通貨危機の克服

短期的には、慎重な規制を行うとともに、IMFなどの指導により、債権者の協力を得て資金引き揚げを防止するシステム（中期国債へのロールオーバー等）を作る必要がある。中期的には、外貨獲得型企業に重点的に資源配分を行い輸出振興策をとると同時に輸入を抑え、外貨準備高を高める政策をとるべき。

2. 国有企業の改革促進

1998年6月までに国有企業の9割強にあたる59,000社が民営化された。しかしながら、1997年第1四半期の赤字企業は、企業全体の48%に達している。今後の企業業績改善のためには、新規の設備投資や人材育成を行えるよう支援をしていくことが重要。

3. パーター取引の解消

財政金融引締政策を通じて通貨供給量を極端に絞ったことにより流動性が不足し、企業財務状況を悪化させ、企業間決済でパーター取引が蔓延している（パーター取引の割合は、60～80%に達しているとする見方もある）。生産を回復させ企業財務状況を改善させるためには、政策金融の強化や健全な金融セクターの育成を通して資金供給のメカニズムを確立する必要がある。

4. 長期的視野に立った産業政策

現在、輸出量の約30%を鋼材が占め外貨の稼ぎ頭になっていることやウクライナ農業の

潜在力を考慮し、製鉄所のリハビリや農業の付加価値を高める食品加工業などの育成を図ることが重要。また、長期的には重厚長大型の産業構造から脱却することが望まれる。

第4章 対外援助の動向

- (1) 債務残高はGDP比27%とさほど高くはないが、輸出額が減少しているため、1998年のデットサービス・レシオ(DSR)は20%となっている。
- (2) これまでマルチではIMF、世銀、バイではドイツ、米国を中心に援助がなされてきた。日本は、チェルノブイリ関係の人道援助や技術協力が中心。

1. 対外債務

1998年12月末現在の債務残高のGDP比は27%と、他の開発途上国に比べれば重債務の構造とはなっていない。しかしながら、輸出の減少から、デットサービス・レシオは、97年末の9%から98年末には20%と拡大している。

2. 援助動向

IMFのEFFは、1998年9月に供与され、1999年度予算をめぐる議会の財政赤字削減策を非現実的として12月からオフトラック状態となったが、1999年3月に融資再開が合意された。

世銀は、構造調整融資、輸出開発プロジェクト、リハビリ融資、社会保護支援プロジェクト、電力市場開発プロジェクトなどを行っている。今後の支援は、構造改革プログラムの進展によるとしている。

EBRDは、中小企業育成、食品加工、金融セクター、交通、通信など23案件を行っている。

ドイツは、住宅建設プログラムや移行期の政策助言プログラムを行なっている。

米国は、対ロシア外交上の重要国としてウクライナを重視し、1996年以降援助額増。

日本は、1995年、輸銀からの1.5億ドルのアンタイト・ローンおよび0.5億ドルの輸出信用供与を行った他は技術協力が中心で、チェルノブイリ関連の人道支援などを行っている。

第1章 経済改革の展開

ウクライナの市場経済化を考察する際には、中・東欧諸国の場合と異なる幾つかの重要な視点が必要になる。というのは、ウクライナの現在は、ウクライナがソ連崩壊の混乱の中から誕生したという事実によって、多くの点で制約されているからである。第1に、ウクライナは独立後7年になろうとしているにも拘わらず、旧ソ連の母斑がまだ消えていないから、ウクライナの市場経済化を考察する際には、旧ソ連経済を考慮しなければならない。第2に、ウクライナは中・東欧諸国と異なり、新たに独立した国家であり、市場経済への移行は同時に政府機能を確立する新国家建設の過程でもある。両者は矛盾を含む過程である。第3に、ウクライナは、ソ連時代からロシアと社会経済的に緊密な関係を持ってきており、その独立後の発展は、ロシアとの関係を抜きにしては把握することが出来ないのである。

なお第2の点と関連するが、ウクライナの経済統計作成の役所自体が未整備であったために、経済統計数字は絶え間ない修正の過程にあつて、これに依拠して独自の推計を加えたIMFやEBRDなどの統計数字も、修正が繰り返されて来ており、時系列を取ると不整合が多い。ここではこの様な不都合の存在を指摘し、統計数字の正確さについては留保しておく。以下では、1992年以来の、97年を除く毎年の現地調査における筆者のメモ、IMF、世銀、EBRDなどの資料、ウィーン比較経済研究所資料、ロシア語誌『ウクライナ経済』の論文、CIS統計などに基づき、ウクライナの市場経済化史を概観することにする。

表1-1 主要経済指標

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
GDP(対前年%)	-3.4	-11.6	-13.7	-14.2	-23.0	-11.8	-10.1	-3.2
(1991年=100)		100	86.3	74.0	57.0	50.3	45.3	43.9
工業生産(対前年%)	-0.1	-4.8	-6.4	-8.0	-27.3	-12.0	-5.1	-1.8
農業生産(同)	-4.0	-13.0	-8.3	1.5	-16.5	-4.0	-9.0	na.
消費者物価(対前年・年平均%)	4.2	91	1,210	4,700	891	376	80	16.1
消費者物価(対前年%)	na.	161	2,730	10,155	401	182	40	10.1
広義マネー(対前年増分%)	na.	na.	na.	758	568	173	32	0
公定歩合(年%)	na.	na.	71	132	135	104	40	na.
平均預金利子率(%)	na.	na.	82	216	140	51	24	18
平均貸付利子率(%)	na.	na.	77	295	205	106	61	49
失業率(%)	0.0	0.0	0.3	0.4	0.4	0.5	1.3	2.3

注：1990年から1996年までは、EBRD *Transition Report 1997*, p. 238より取った。96年は推計であるが、ウクライナ経済省『マクロ経済指標』（98年3月）と大幅な相違はない。97年は後者から取った。ただし、GDPの指数（第2行）は筆者が加えたもの。

1.1 ソ連時代

ソ連時代、ウクライナ経済と呼び得るような独自の経済圏は存在せず、ウクライナは産

業構造の点でも、また計画経済の点でも、ソ連国民経済の一構成部分にすぎなかった。当時のウクライナ経済の特徴は、以下のように要約することができる。

(1) 産業・貿易構造

ウクライナの産業構造については、ソ連時代から、「エネルギー集約的重厚長大型産業（冶金、機械など重工業、化学）プラス農業・農産物加工」に特徴があると言われてきた。ロシアから原油・天然ガスを移入し、また多くの材料・部品をロシアを中心に全ソ連から移入し、金属・重電気製品・船舶・トラクター等の農業機械・加工食品・農産物を移出する貿易構造が、そこにはあった。そのため、ソ連構成共和国間にまたがる企業間投入・産出連関が形成され、例えば、ハリコフ・トラクター工場へ納入される1万5,000の部品のうち、50%はロシア企業産だと言われた。1990年当時、ウクライナ工業生産のうち、生産財生産が50%、消費財生産が50%、後者のうち加工食品（含むアルコール飲料）が48%、非食料品が52%を占めた¹。

だが、この様な産業構造には、独立後はかなりの変化が見られ、95年には工業生産高のうち、消費財生産の占める比重は34%に減少し、そのうち加工食品の占める比重は75%に上昇している。これは、生産財生産や食品加工業の成長を意味するものではなく、消費財生産、その中でも軽工業などの落ち込みが、重化学工業や食品加工業などの落ち込みに比べ著しく大きいことを意味する。ウクライナの産業・貿易構造は、独立後、ロシアから原油・天然ガスを輸入し、重厚長大型生産と農業・農産物加工を行い、輸出するという構造に、一層純化してきていると思われる。これが、ウクライナの対口貿易赤字の基本構造をなしている点に留意すべきである。

以上の産業構造を反映して、1990年当時の貿易高は、ソ連全体の輸出が286億ドル、輸入が336億ドルで、50億ドルの赤字、そのうちソ連国内への輸出が240億ドルで84%、輸入が242億ドルで72%であった（表1-2参照）。ソ連域外では輸出の70%を東欧が、30%を発展途上国が占め、先進諸国への輸出はほとんどなかった²。

ウクライナ産業は幾つかの点でソ連経済と同様の特徴を持つが、その一つは固定資本の老朽化である。ソ連時代末期においてはウクライナの設備の25～30%が1950年代のもので、固定資本の60%は減価償却済みのものであった。また、ウクライナの固定資本の3分の2は重工業・軍需産業によって占められた。この点は、独立後も変わっておらず、ウクライナ工業が先進国市場で競争力を持つには、設備の近代化投資が不可欠であることを示している。

ウクライナの場合、製造業においては、全連邦的意義を持つ大企業が多かったために、連邦政府直属企業、連邦政府・共和国政府双方への同時帰属企業が圧倒的大部分で、企業はキエフの政府よりもモスクワの政府とより緊密に結び付いていた。ウクライナ共和国政府は、ウクライナGNPの5%しかコントロールしていなかったともいわれる。従ってまた、ウクライナの地方政府も、モスクワとの結びつきが強かったわけであり、企業・地方政府

¹ 『CIS統計年鑑1995年』 p. 547

² 1993年現地調査

のこうした状況は、独立後克服すべき課題となる。

表1-2 経常収支・貿易収支

(億ドル)

	1990	1992	1993	1994	1995	1996	1997
経常収支	na.	-6	-8	-14(-14B)	-15(-15B -12C)	-12C(-12B)	-13C
貿易収支	-127(-50A)	-6	-25	-25(-24)	-23(-23 -27)	-32(-43)	-29
全輸出	746(286)	113	128	139(121)	136(136 127)	141(155)	142
全輸入	873(336)	119	153	165(145)	159(159 154)	172(198)	171
旧ソ連輸出	614(240)	53	76	78(75)	79(79 69)	76(88)	58
旧ソ連輸入	715(242)	64	106	115(101)	107(107 105)	114(129)	103
エネルギー-A	24	26	62	63	67	na.	na.
貿易収支	-101(-2)	-11	-30	-37(-27)	-28(-28 -36)	-38(-41)	-45
旧ソ連外輸出	132(46)	60	52	61(46)	57(57 58)	65(67)	84
旧ソ連外輸入	158(94)	55	47	50(43)	52(52 50)	58(69)	69
貿易収支	-26(-48)	+5	+5	+11(+3)	+5(+5 +8)	+7(-2)	+16
サービス収支				(+10)	(+11)	(+32)	
収入				(26)	(28)	(48)	
支払				(16)	(17)	(16)	
輸出GDP比%	27.5	24.0	25.9	35.4	na.	na.	29.2
輸入GDP比%	28.7	22.0	26.2	38.6	na.	na.	35.1

注：1990年～1995年は、EBRD *Transition Report 1997*, p. 238より、A：1990年の第2列とエネルギーの行は、IMF, *Ukraine Accelerating the Transition to Market*, 1997, p. 214より、B：1994年～1996年の第2列はIMF Staff Country Report 1997, pp. 93より、C：1995年の第3列と96年～97年の第1列はウクライナ経済省資料より取った。また輸出入額の対GDP比は、1990年から94年までは『CIS統計年報1995年』p. 536より取り、97年はグリブナGDPを1ドル=1.9グリブナでドル換算し算出したもの。

(2) 財政

ウクライナ共和国の財政は、ソ連邦財政の構成部分にすぎず、ウクライナの自主的財政編成権は無に等しかった。また、税と名の付くものは、生産セクターから消費財の流通セクターへ商品が移動する際に徴収される「取引税」やコルホーズ農民から取る「所得税」等が存在したが、西側同様の税は存在しなかった。「利潤税」も無く、毎年企業ごとに修正される利潤配分ノルマチーフによる「利潤控除」が存在した。この「利潤控除」や「取引税」等の納付金は、ゴスバンクのネットワークに設けられた国有企業の口座から集められた。この様に、一部設立されていたコーペラチーフと呼ばれる民間、私企業からの税徴収の経験は皆無に近かった。

ペレストロイカの時期に、市場導入政策とともに、全連邦レベルで、利潤税・所得税・売上税（付加価値税）・物品税・土地利用税などが漸次導入され、ウクライナでもこれが大体受け入れられ、独立後に引き継がれたが、国有企業からの税徴収のメカニズムは未確立のままであった。また、徴税権の帰属をめぐる連邦政府と共和国政府との間に対立が生じ、とくにゴルバチョフ政権末期には、これが深刻な問題に発展して、ソ連崩壊の重要契機となった。1991年8月に締結を予定されていた「主権国家連邦条約」における税制は、

各共和国が独自の徴税権を持ち、連邦政府は各共和国の同意を得て、固定税率で税を徴収できるというものであり、連邦政府の徴税権は共和国により統制されるようになっていた。共和国に権限が奪われた徴税をはじめとする連邦制度崩壊の危機が、政治的にもクーデタを呼び起こしたのは、周知の事実である。また実際にも、共和国政府は共和国内の企業から連邦政府に納められる納付金を自分の下に留保するようになり、財政資金の「囲い込み」合戦が共和国間で生じ、深刻な事態となって行った。また、ウクライナ政府は、1990年12月に共和国財務省発行のクーポン（貸金の70%相当）を導入し、商店ではこれとルーブルとを同時に手渡すことによってしか商品が購入出来ないようにしたが、これも、ウクライナの富を他の共和国から「囲い込む」方法であった。独立後のウクライナ財政・金融政策には、輸出関税の導入など、「囲い込み」の延長線上で実施されたという側面を持つものがある。しかしここで一層重要なことは、こうして独立した共和国において、民間企業からの税徴収のシステムが欠如していた点であり、徴税制度の未確立の状況下で、さらに国有企業の民営化を急いだ場合、政府の徴税困難は自明の理であった。

(3) 通貨・金融制度

ソ連邦には、ゴスバンクと幾つかの国立専門銀行、国家貯金局からなる金融制度があった。ゴスバンクを中心とする銀行システムは、企業から財政への納付金の収集チャンネル、財政資金の配分チャンネル（一部金融を含む）、企業間非現金決済のメカニズム、企業財務活動のモニタリングとコントロールの機能を担っていた。集権的計画経済の下で、貨幣や価格自体が経済規制用具として機能せず、従って、金利なども存在したが、それが企業活動に与える影響は、無視し得るほどに微小であった。

企業はその活動を物量的国家計画に規制されており、通貨はこの計画に従って政府により企業に与えられるものであり、資金制約はソフトで、通貨それ自体は企業によって重視されてこなかった。投資配分の獲得は、むしろ政治的交渉力に左右された。また住民にとっても、もの不足が常態である中で、通貨に対する信認は弱かった。

ペレストロイカ時代になると、1991年には中央銀行と商業銀行に分離した二層銀行制度がソ連邦レベルで導入されたが、ウクライナ国立銀行は依然としてソ連ゴスバンクの一支部に止まった。しかし、ソ連崩壊直前のこの時期には、ウクライナ国立銀行の独自性を強めると同時に、92年以降の金融活動に影響を残す、深刻な問題を生んだ。

①ゴルバチョフの近代化加速化政策と協同組合普及政策とによって、過剰流動性が発生し、ルーブル通貨への信認が一層衰退して、バーター取引が拡大した。ルーブルに対する信認のこの一層の低下は、92年以降のインフレ下での外貨への信認の強化という要因とともに、ウクライナのグリブナ通貨の動向を見る上で、依然として重要である。通貨の国内交換性が導入され、グリブナをハード・カレンシーと自由に交換できるようになった以上、インフレに対抗するために外貨ダンス預金が蔓延したことは、住民の極めて自然な行動である。

②ソ連末期、共和国ナショナリズムが急台頭する中で、共和国中央銀行が果たした役割は、連邦政府、他の共和国、特にロシアとの所得ぶんどり合戦における共和国利益代表としての役割であった。具体的には、対連邦政府納付金の留保、ルーブル通貨の増発による

ウクライナ住民の利益追求がそれである。92年以降のウクライナ財政・金融の制度形成と政策において、対ロ関係が重要な要因となったが、これはその端緒であった。

また、1991年10月に最高会議で「企業・土地・住宅の非国有化と民営化の基本構想」が採択され、これがその後所有権法、ウクライナ土地法、銀行制度法、外国投資法などの基礎となった。

1.2 独立後第1期（1992年）

独立後のウクライナの経済発展は、独立国家建設の課題と市場経済化の課題とを同時に追求するという過程である。前者の課題の観点からは、1992年以降の発展を92年と93年以降とに段階区分することが出来る。1992年は、政治的独立を行ったが、独自通貨を持たずロシアと共通の通貨ルーブルを使用していたため通貨管理権を確立できず、激しいインフレの下で年間予算も立てられなかった。これに対し、1993年以降は独自通貨カルボヴァニエツあるいはグリブナを持ち、独自の予算編成を行うようになった。市場経済化政策の観点からは、やはり92年以降明らかに異なる2つの時期に分けられる。すなわち、市場化政策とマクロ安定化政策が実施されたが、政策の首尾一貫性が欠如し、社会主義的経済運営の残滓が色濃く残り、またハイパー・インフレの経験に示される様にマクロ安定化にも成功しなかった1993年と94年がその第1期である。第2期は、94年7月の選挙で選出されたクチマ大統領により、同年10月に一層徹底した市場化とマクロ安定化の政策が採択されて以降は、IMFのアドバイスに従った経済自由化と私有化、マクロ安定化政策が推進されてきている。

ウクライナの国家建設と市場経済化においては、この様に段階を画する発展が観察されるが、その様な変化の契機として看過できない要因がある。それは対ロ経済関係である。例えば、92年に、独自通貨として予定していたグリブナではなく、クーポンとして導入したカルボヴァニエツを独自通貨として暫定的に使用せざるを得なくなったのも、ロシアにおけるハイパー・インフレと引締政策に伴うルーブル不足に起因している。また、IMF路線に抵抗の強かったウクライナがそれに従って市場化と安定化政策を遂行せざるを得なくなった理由も、エネルギー代金の対ロ累積債務問題にあった。この様に、ウクライナの政策展開の背景には、ソ連時代の遺産としての緊密な対ロ経済関係があった。

(1) 国家建設

ソ連の崩壊は、ウクライナにとっても他の共和国同様に、国家の崩壊を意味した。しかし、国家再建の課題と条件は、共和国によって著しく異なった。例えば、ソ連邦の首都モスクワを持ったロシアの場合、国家組織の再建も比較的容易であった。そこには優秀な経済官僚、改革派エコノミストなど、市場経済化を推進する人材の層が厚かったからである。だがキエフでは、従来からモスクワに人材をとられ、官僚は弱体であったし、また市場経済化のイデオロギー的準備も無かった。しかし他面では、独立後、ウクライナのロシアに対する対抗意識は激化し、また「欧州の一員」となる願望も芽生え始めた。1992年から94年頃まで、現地調査の際に、キエフでは人材不足とナショナリズムが肌で感じられたものである。例えば、モスクワ経由でキエフ入りした日本代表団に「キエフに来るのに何故モ

スクワから来たのか？ キエフはモスクワよりウィーンからの方が近い」などと嫌みを言われたものである。しかしそこには、ロシアとは異なる独自の国家建設の道を模索する姿勢も見ておく必要がある。

ウクライナのコスバンクはウクライナ中央銀行に、その他の専門銀行は商業銀行に再編され、為替管理を行うためにウクライナ輸出入銀行（国立、定款資本で国内第4位）が92年1月3日に設立され、世界100の銀行とコルレス契約を結んだと言われた。しかし、税関がないため国境で輸出入をチェックすることが出来ず、またウクライナ企業は為替取引をロシアの対外貿易銀行を通じて、一部はバルト諸国の銀行を通じて行い、ウクライナ輸出入銀行を通じて行うのは貿易の30%に止まるといのが実状であった。さらに1万以上の企業が、突然、貿易に直接参加するようになり、外国との決済の権限を持つ商銀の数も50に上り、それらに対するウクライナ中銀の監督が行き届かなかったから、全体として、貿易による外貨収入が幾らあるのかも把握できないのが実状であった。従って、この時期、ウクライナは国家の体をなしていなかったといえる。また前述した通り、ウクライナ企業は依然としてモスクワとの結び付きの方が強かった。

(2) 通貨・金融制度

独自通貨グリブナの発行の準備が進められていたが、実際には独立後も、通貨は、ロシアで発行されるルーブルが共通通貨として使用された。しかし、ロシア政府が価格自由化を断行し、これに伴い発生したハイパー・インフレーションに対して、引締政策で対処し、通貨供給を削減し始めると、ウクライナでは通貨不足が重大問題となった。企業は流動資金が不足して、急激な物価上昇に対応できず、支払い困難に陥った。

ウクライナ政府は現金不足を補うため、賃金の25%相当の新クーポン（カルボヴァニェツ）を発行し、基礎的商品のクーポンによる購入に道を開いたが、これは事実上、独自通貨導入の端緒を意味した。1992年11月には、現金決済だけでなく非現金決済にもカルボヴァニェツを導入し、これが唯一の支払い手段として認められた。これは、独自通貨の導入に他ならず、ウクライナ国立銀行が中銀として発券銀行機能を持ち始めたことを意味する。

ウクライナ中銀は、紙幣増発をやめ、厳格な通貨政策を行うという立場から、公定歩合を11月末までの6ヵ月間に、14%→30%→80%へと引き上げた。

二層銀行制度の確立を目指して努力が続けられた。約200の商業銀行網が形成されたが、その多くは市井の金融業者あるいは企業のポケット・バンクの性格が強かった。また証券取引所法が制定された。

1991年末から1992年にかけてソ連構成共和国が独立した結果、独立国家間の取引決済方法の問題が発生した。そこで、各共和国は、各中銀にコルレス勘定を開設し、企業間取引（貿易）はそこに残るルーブルを用いて決済するコルレス契約を結んだ。例えば、ロシア中銀にウクライナ中銀の勘定を開設し、ウクライナ企業の対ロ輸出代金がここに入り、またウクライナ企業の輸入代金はここから支払われた。同様に、ウクライナ中銀にロシア中銀の勘定が設けられた。しかしウクライナ中銀は、コルレス契約に関係なく、ウクライナ企業の発行する小切手に保証を与え、これを国内取引だけでなく、ロシアからの輸入代金の支払いにも充てさせた。これに対して、ロシア中銀はこの保証を無効とし、話し合いの

結果、両中銀は、前払いでルーブルを中銀に振り込まないと、商品の輸入を認めないことで合意した³。

1992年12月初めの現地調査の際、ウクライナの経済官庁高官は、11月末までで、「ウクライナ企業がロシア企業の支払能力を確認しないで取引を行ったために、ロシア企業はウクライナ企業に対して3,130億ルーブルの債務を持つ」と強調したが、これに対して、ウクライナ科学アカデミー世界経済国際関係研究所のフォーミン研究員は、ウクライナ企業の対口債務は5,450億ルーブルにも達し、対口貿易不均衡の問題があることに注意を促した。その後事態の動向は、フォーミン説の正しさを裏付けているといえる。ここには、ウクライナの経済関係省庁で、正確な情報を収集することの難しさが示されている。

カルボヴァニェツの導入に伴い、対口決済が停止し、ロシアとの決済問題が新たに浮上した。ウクライナとロシアとの間では、最特惠国待遇の協定を結び、公式レートを1ルーブル=1.45カルボヴァニェツとすることになる。

92年11月時点のウクライナの外貨準備は、僅かに1億7,000万ドルに止まり、政府はその対策として、外貨収入の100%強制売却制度導入を準備した。

IMFとの定期的接触・協議が始まり、1992年9月3日にIMFに加盟した。

(3) 財政

当初は国庫制度、国税庁も存在せず、また92年は物価激動の中で年間予算を組むこともできなかった。その様な状況で、独立し財政編成権を初めて持った政府がまず行った重要政策は、補助金支出である。その主要なものは、流動資金不足にあえぐ企業の救済と、基礎的消費財（パン・砂糖・牛乳・バターなど）の価格補助であった。政府は、その資金を中銀からの借り入れにより調達した。財政支出の規模はGDP比58.4%、財政赤字はGDPの25.4%に達した（表1-3参照）。IMFとの交渉では、93年度に財政赤字をGDP比5~6%に引き下げるようアドバイスされた。

(4) 貿易・国際収支

92年の貿易収支は、輸出が113億ドル、輸入が119億ドル、そのうち旧ソ連外への輸出が60億ドル、輸入が55億ドルであり、90年のIMFの数字と比較すると、輸出入とも大雑把にみて約3分の1に減少した。ソ連地域への輸出が約5分の1に、輸入が4分の1に減少した。ソ連外地域貿易では、輸出が若干増加し、輸入が2分の1に減少した。ソ連外地域との貿易では黒字であったが、旧ソ連地域との貿易では11億ドルの赤字となった。これは主として対口貿易赤字（エネルギー代金）であった。貿易高構成は1990年に、輸出で84%、輸入で72%がソ連域内であったのに対して、92年には旧ソ連地域への輸出が47%、輸入が54%となり、ソ連地域以外への輸出の方が対旧ソ連地域輸出を上回った。90年に比較すると貿易依存の構造が大幅に変化していることが分かる。

なお、外資導入が開始され、92年における外国直接投資は1.8億ドルで、第1位はアメリ

³ この事情については、西谷公明著『通貨誕生』（都市出版、1994年）が詳しいので、参考にした。

カ、第2位がドイツと言われた。IMFからは2,700万ドルの国家機構形成のための資金を提供されたに止まる。

表1-3 財政状況の推移

(対GDP比%)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997前
総合財政収支(A-B-C+F)	23.0	-11.8	-7.8	-4.8	-3.2	-4.6
	(-25.4	-16.2	-7.8	-4.9	-3.2	-)
総合財政収入(A+D)		43.7	43.7	39.1	37.2	36.2
総合財政支出(B+C+E)		55.5	51.5	43.9	40.4	40.8
	(58.4	54.5	48.1	42.7	40.4	-)
A. 財政収入		42.4	41.9	37.8	37.2	36.2
所得・利税		11.5	14.7	11.8	10.0	8.6
販売税		14.8	12.9	9.8	9.2	10.4
年金基金収入		9.0	7.7	7.7	8.7	9.7
その他税		4.5	2.0	3.3	4.3	2.5
税外収入		2.7	4.6	5.2	5.0	5.1
B. 財政支出		46.9	48.1	42.5	40.4	40.8
消費者補助		7.8	4.2	4.2	2.8	2.4
生産者補助		4.1	12.0	3.6	3.1	2.4
社会文化		9.0	10.7	11.0	9.6	9.9
国防		1.8	1.8	1.9	1.7	1.7
チェルノブイリ		1.3	1.9	1.7	1.9	1.8
輸		8.3	7.5	7.6	8.7	9.7
その他		14.6	10.1	12.4	12.7	13.0
C. 信用供与		7.7	2.5	0.2	0.0	0.0
D. 予算外基金収入		1.3	1.8	1.3	na.	na.
E. 予算外基金支出		0.9	0.8	1.3	na.	na.
F. 収支		+0.4	+1.0	0.0	0.0	na.

注：中央財政と地方財政とを含む連結財政収支で、かつ信用供与・予算外基金収支を含む。予算外基金には、96年には道路・環境・社会保護・社会保険・産業開発他があったが、97年には前3者は予算内に移され、後2者は予算外に残った。1992年、93年はIMF96年レポート(pp. 17, 56)、94年からはIMF97年レポート(p. 87)、また()の行はEBRD 97(p. 238)による。なお、98年7月に現地で収集した資料は、定義が異なり整合性に欠けるため、ここでは利用できない。

税制は、基本的には、ペレストロイカ時代のものを引き継いでいたが、1992年12月の大統領令で付加価値税が22%と28%の2段階制から20%に一本化され、また物品税が設定され(10~85%)、また企業所得税法(1992年制定)により、企業所得に35%の税が課せられた。

(5) その他市場経済化政策

ウクライナの価格は、ロシアが1992年当初から実施した価格自由化の影響を直接に受け、

外部から価格自由化とハイパー・インフレを輸入する結果となった。この時点ではウクライナのインフレは輸入インフレとしての性格が濃かったといえる。これに対応してモスクワによって発行された通貨の一部は、当初は物価の安いウクライナに大量流入し、商品を持ち去るところから、商品の輸出制限が導入された。1992年全体のインフレ率は、消費者物価、卸売物価ともに、ロシアに比較すれば低いものの、やはり高水準であった。

・消費者物価上昇率（年平均）：1,210%（ロシアは1,526%）

・生産者価格上昇率（年平均）：2,453%（ロシアは3,916%）

92年10月1日より、破産法が施行されたが、*Transition Report 1995*(EBRD)は、95年になっても、殆ど実行されていないことを確認している。また、92年10月にはクラフチュク大統領が税関設置法に署名している。

国有企業私有化法、小企業・小資産私有化法、国有住宅ファンド私有化法、証書（バウチャー）私有化法（無償私有化）など法的枠組みが成立した点は明らかな前進面であった。また1992年度私有化プログラムも作成された。しかし、実際には、私有化は殆ど行われなかった。私有化停滞の原因の一つは、国有企業貸借借法による貸借借を通じた将来的な従業員自身の所有者化に魅力を感じている人々が、バウチャー方式に抵抗した点にある。ソ連時代末期から、貸借借を通じた将来的な従業員買取による私有化が追求されてきており、1992年当時、すでに貸借借企業の80%で私有化の取り組みが開始されていると言われた。貸借借企業は1万、従業員数で見ると、工業・商業・サービス業の10～15%を占めた（なお、98年7月の調査の際ドニエツクで訪問した優良炭鉱も、貸借借方式の私有化を行っている）。これに対して、国有資産ファンドは貸借借を制限する方向で私有化法、貸借借法の修正を模索した。

なお、無償私有化（バウチャー私有化）は、私有化口座方式（市民の口座に3万カルボヴァニエツを振り込む、インフレはインデックス化で考慮）を使い、私有化対象資産価額の70%を無償で5,000万人以上の市民に配分するというものであり、売買可能な小切手方式を採用したロシア方式とは異なった。国有に残るのは国防・石油・原子力発電・酒造などに限定された。私有化への外資参加も認められた。

1.3 独立後第2期（1993年～1994年10月）

1992年9月の大規模ストを背景に、10月にフォーキン首相にかわって、クチマ首相が就任し、11月に議会は経済改革実施のために6ヵ月間の経済運営非常大権を大統領と新内閣に認めた。クチマ首相（ロシア人の多い東部のユージノエ機械製作工場出身）は、急進改革路線を志向したが、保守的議会の抵抗が強く、また漸進的改革を望むクラフチュク大統領と意見対立もあり、改革は紆余曲折を経ざるを得なかった。

独自の財政編成権と通貨管理権を獲得したウクライナ政府が1993年、94年に行った主要政策は企業救済と価格補助であり、これはロシアを震源地とするインフレに加えて、独自のインフレ要因の一つとなった。93年には92年を上回るハイパー・インフレを経験し、ロシア以上のハイパー・インフレを経験した。ここには、引締政策を模索するウクライナ中央銀行とウクライナ政府との間の財政・金融政策の不整合が顕著であった。企業救済と価格補助は、市場経済化政策の観点から見ても、マクロ経済政策の観点から見ても、誤りで

あったが、国家建設という観点から見ると、モスクワ志向の大企業をウクライナ国内に根付かせるという積極的意味を持ったのであり、必ずしもマイナス面ばかりではなかったと思われる。

(1) 財政

93年から、政府は国税庁の確立に着手した。独自財政と独自通貨を得たウクライナ政府が93年にまず行ったことは、財政赤字を通じた通貨供給であった。具体的には、政府は農産物買い付けを通じて、流動資金不足の農業企業支援を行い、また赤字・低収益国有企業の支援を行った。このための資金は中銀による発券によって賄われた。中銀見解によると、中銀はこれに消極的であったが、大統領令によって、それを強いられたものである。ウクライナは、重工業・軍需産業が支配的で、大企業支援の必要性が大きく、これが企業支援の規模を拡大する要因となった。この様な支援の結果、当時、財政による国民所得の配分がその3分の2近くに達すると言われたが、表1-3にあるように、実際には93年の場合、連結財政支出規模（予算外基金を含んで）はGDP比、55.5%に、財政赤字は同じく11.8%に達した。この様に、93年は紆余曲折を経ながらも引締政策を実施して、インフレ率の減少に導いたロシアと異なり、ウクライナは、消費者物価上昇率が年平均で4,700%（93年末の同期比では1万%、ロシアは875%）、生産者価格が同様に2,453%（ロシアは1,149%）と高率を経験する結果となった。

しかし1994年には、政府はインフレ対策に取り組み始め、財政規模は対GDP比51.5%、財政赤字は対GDP比7.8%に引き下げられた。しかしその水準は依然高く、94年のインフレは消費者物価が891%、生産者価格が1,134%と、93年に比較して大幅に低下したが、依然高水準であった。

そこで問題になるのが、財政支出に占める補助金の割合であるが、第1-3表に見られるように、1993年には対GDP比で、消費者補助金が7.8%、生産者補助金が4.1%で、さらに財政融資（93年までは中銀から）が7.7%と、合計19.6%にも達しており、連結財政支出（予算外基金を含まずに）において、財政支出の約3分の1を占めた。また、財政支出の「その他」の項から補助金が支出されている可能性もある。現地調査では当時、中央政府財政支出に占める補助金の割合は45%と言われたが、これは過大評価であろう。

財政赤字対策としては、93年末のウクライナ政府の認識としては、①財政の比重を国民所得の50%以内に落とすこと、②徴税の確立、③歳入に見合った支出の追求、④中央政府による価格補助金などの制限が挙げられていた。ちなみに94年の徴税の達成率は計画の70%であった。

(2) 通貨・金融

中銀はIMFのアドバイスを受け入れ、引締政策を実施し、例えば93年2月より公定歩合を240%に引き上げた。しかし大統領令によってクレジットが民間に供給され、その利子率は、例えば農業企業支援では、穀物関係が年率3%、肉・ミルクが30%とインフレ率よりも低いものであった。93年は政府の直接融資は、中銀から資金供給された。ここには、財政当局

と金融当局との間の政策上の大きな不一致が見られ、政策の一貫性の欠如が顕著であった。

94年には公定歩合は年初250%であったが、漸次引き下げられ、最低時40%になったが、11月からは月率25%にまで再び引き上げられた。また商業銀行の貸し出し制限（上限枠）も導入された。

政府は93年末になって、政府命令を出し、企業は、国家財政から資金を受け取るのではなく、商業銀行から資金を借りるように指示を与えた。これは、社会主義経済から市場経済へ移行の努力を示したものと見る事が出来るが、しかし表1-3より明らかなように、93年には生産者補助金がむしろ増大しており、その効果は無かったといえる。

独自通貨グリブナ導入の模索が続けられ、そのためには、銀行制度の整備や通貨安定化基金の準備だけでなく、経済の安定化自体が必要だと見なされた。商業銀行の数は増加傾向にあったが、1993年に商業銀行は、最低資本金額の引上が要請され、92年末の全銀行5,000億カルボヴァニエツから、94年1月までに、自国通貨扱い銀行が2兆カルボヴァニエツ、外国為替取引銀行が4兆カルボヴァニエツにそれを引き上げる様に義務づけられた。さらに94年半ばには、これは全銀行で5兆カルボヴァニエツに引き上げられた。この背景にハイパー・インフレのあることは、いうまでもない。

93年の政令で、ウクライナ銀行、プロムインヴェスト銀行、ウクロソツ銀行の株式が財務省に移管され、その後従業員・企業顧客・諸銀行に分配された結果、それらは数10万人の株主からなる私的商業銀行に再編された。貯蓄銀行と輸出入銀行は、国有銀行として残された。

ウクライナ銀行間取引所は93年11月前後に1ヵ月以上一旦閉鎖され、レートや取引方式を確定して、93年12月9日から再開された。中銀が強制的に基本レートを決定し、一定の変動幅を認めるというものであった。

(3) 貿易・国際収支

93年の輸出は128億ドル、輸入は153億ドルで、92年より増加したが、輸出のうち、旧ソ連地域が76億ドル（59%）、輸入のうち、旧ソ連地域は106億ドル（69%）、貿易収支は、全体で-25億ドル、旧ソ連貿易で-30億ドル、旧ソ連外貿易収支は+5億ドルであった。旧ソ連地域貿易の赤字は大部分が対ロ赤字であった。94年の輸出は139億ドル、そのうち、旧ソ連地域が78億ドル（56%）、輸入は165億ドル、そのうち旧ソ連地域が115億ドル（70%）であり、旧ソ連地域との取引が旧ソ連外地域との貿易額を大幅に上回った。ここにはウクライナ貿易の旧ソ連時の構造への回帰が観察される。ウクライナ貿易に占めるロシアの比重は極めて高く、94年の全輸出額の40%、CIS諸国への輸出額の73%に、全輸入額の64%、CIS諸国からの輸入額の84%にも達した⁴。この比重はその後もそれほど変わっていない。それは1996年には全輸出額の39%、CIS諸国への輸出額の75%、全輸入額の49%、CIS諸国からの輸入額の78%となっていた⁵。

なお、この様に貿易収支が赤字の時に、93年5月には、輸出税30%が導入されたが、

⁴ 『CIS統計年鑑1994年』（1995年）、p. 57

⁵ 『CIS統計年鑑1996年』（1997年）、p. 67

これはむしろ、ロシアの輸出税に対する対抗措置と見るべきであろう。

94年のデットサービスは10億ドル、外貨準備は94年11月で5億ドル（金はその5%以下）と言われた。

資本逃避は92年より毎年30億ドル程度に達すると言われた⁶。輸出入銀行によると、対策はウクライナ国境を商品が出てから90日以内に、価額の50%の外貨入金を行い、商業銀行がこれを監視し、中銀に報告するというものであったが、しかし国境と税関が未確立であったから、この対策も効果は小さかったと思われる。

93年に、ロシアとの貿易決済方法として国家間クリアリング方式が導入された。その結果、貿易決済方法としては、クリアリング方式、コルレス勘定方式、バーター方式が利用されるようになった。クリアリング方式は石油など重要商品のリストを作り、双方の取引総額が均衡するように貿易額を定め、結果として生じる不均衡を後に決済するというものであったが、しかしこれはその後、ウクライナの対ロ累積債務をもたらす結果になった。例えば、ロシア中銀はウクライナ中銀に石油口座を開設し、ウクライナ石油販売機関がウクライナ中銀のその口座に、石油販売売上金（カルボヴァニエツ）を振り込むと、ウクライナ中銀はそれをルーブルに交換してロシア中銀の石油口座に移し替えるか、ロシア側の注文に従って、ウクライナ中銀に入ったカルボヴァニエツでウクライナ商品を購入し、ロシアに輸出するというもので、石油販売の結果ウクライナ中銀に残るカルボヴァニエツによって、政府間協定に基づくリストに掲載の農産物、砂糖、穀物、工業製品、石油・ガス装置などをロシア側に購入してもらうというものであった。

(4) その他の市場経済化政策

1992年1月10日の価格の自由化の後、93年12月6日、価格の一層の自由化が実施された。そこでは、ガス代はコストの8%どまり、ソーセージ価格の15%が補助金といった事態の克服を目指した。例外はエネルギー、公共サービス、牛乳・パンなどの基礎食品に限定された。それでもパンの価格は2～3倍、牛乳は5～6倍に引き上げられた。94年1月1日より価格補助金を廃止し、補助金は直接補助に変更されることになったが、しかし政府の価格統制は広範に残った。1994年の10月に新クチマ政権が、政府の価格統制の大部分、収益性上限、価格引き上げ承認制を撤廃し、価格自由化がさらに進展した。

周知の通り、ロシアの原油価格や天然ガス価格の上昇は極めて急激であった。ロシアにおける原油価格の上昇は、対前年12月比で、91年が2.6倍、92年が99.6倍、93年が5.6倍、94年が2.9倍と急テンポであり、天然ガス価格の場合も、同様に91年が1.9倍、92年が13.2倍、93年が9.2倍、94年が3.9倍と、急速であった。この価格上昇を通じて、ロシア産エネルギーの価格は、95年頃には、世界市場価格へかなり接近したと考えられる。エネルギー資源をロシアからの輸入に大部分依存するウクライナでは、必然的に価格上昇が起こり、これが他の商品価格にも波及した。この様な資源・エネルギー価格の世界市場価格への接近は、インフレ期待とともに、この時期のインフレの重要な原因となったことは明らかである。

⁶ フォーミン科学アカデミー世界経済国際関係研究所研究員による。

政府はインフレ対策として、93年12月6日に決定を出し、上限を10%とする収益性規制を再導入したが、インフレの下で再購入価格で原価計算すれば、企業は税支払いも困難であったはずで、その有効性は疑問であった。

ウクライナの輸出は全体的に制限的で、ライセンス制、割当制も利用されていたが、輸入は国家間取引は別として、関税・非関税障壁から比較的自由であった。

私有化については、93年11月の時点で約1,000の国有企業で私有化が実施されていた。中でも乳製品・肉製品工場は私有化が終了したといわれた。しかし、私的セクターの生産はGDPの7%に止まり、企業の大部分が依然として国有企業であった。私有化の基本的方法は、まだ賃貸借を通じた従業員買取方式が主であった。賃貸借企業は工業生産の28%を占め、全経済分野で1万5,000以上、工業で2,000以上、建設で1/3分に上った。94年11月の時点では、賃貸借方式による買取途上の企業は、工業企業の35%、商業企業の50%、建設企業の67%に達した。

大衆私有化は、94年初頭からの私有化プログラム第2局面に基づいて進められ、3月には最初のオークションが開催されるなど、94年中に2,884の大中企業を含む9,774企業が私有化された。しかし、国有資産ファンドの98年7月の資料によれば、70%以上の株式が私有化された「完全私有化」大中企業は、94年末の時点で、1,234社に止まった。またこの時期に従来の株式を公開しない非公開株式会社が公開株式会社に転換された。しかし大衆私有化は、94年7月に議会により中止される等、依然として順調ではなかった。

小規模私有化は、他の移行国と同様に、進展が速く、92年3月の小規模国有企業私有化法に基づきその実施が開始され、94年末までに従業員200人以下の4万5,000の小企業のうち、約8,000が私有化された。また自生的私企業が増加し、95年初頭で2万以上登録されていた。

農業改革は、土地の私有化をめぐる対立のため進展せず、個人農は3万戸に過ぎなかったが、耕地面積は1戸当たり平均で20ヘクタールであった。コルホーズ、ソホーズは株式会社、協同組合に再編され、各メンバーはその資産の持ち分を保有した。

1.4 独立後第3期（1994年10月から1997年）

以上のように、第2期は、市場化政策、マクロ安定化政策のどちらの点でも、一貫性に欠け、移行政策の試行錯誤が94年10月まで続いた。しかし94年7月の大統領選でクチマが当選すると、移行政策の本格的な再検討が行われ、10月11日に議会において、市場経済化政策の路線変更を示す経済改革報告が行われた。これはIMF路線を受け入れ、首尾一貫した市場経済化政策と一層厳格なマクロ経済政策への転換を目指すものであった。従って94年10月～12月の政策展開は、それ以前とは異質なものであり、95年以降の政策を先取りするものとなっている。

このことの背景には対ロガス代金累積債務問題があった。1994年には1992年からの対ロガス代金未払いの累積額が18億ドル、対トルクメニスタンガス代金未払い額が10億ドルに達した。これに対してロシアは、その代償として、ガスパイプライン・ガス関連工場の共有を要求し、ウクライナとしてはこれを承伏出来ないところから、IMFに支援を要請せざるを得なくなった。92年に政府がIMFとメモランダムで合意した際、議会は経済をIMFに委ねることに反対し、メモランダムは実行されなかったが、今回は、議会の民族派も含めて対

口独立路線の観点から、IMF支援を求めざるを得ず、新路線が承認される結果となった。

クチマ大統領議会報告（1994年10月11日）は、従来の移行政策を批判し、ラディカル路線の導入を明確にしたもので、路線転換を明示するものであった。まず、過去の経済政策の誤りとして批判されたのは、第1に、最高議会で定められた法律が、ウクライナの独自の国家権力、中央銀行などが事実上存在しない条件の下で有効に機能しなかった点であり、つまり経済改革実施のための統治機構の未整備が指摘された。第2に、対外経済戦略において軸足を東から西へと移したことは、ウクライナの産業連関に合致しないと批判された。第3は、財政政策と金融政策が一致せずインフレに導いた点である。94年にインフレがある程度おさまってから実施された温情的な社会政策や税制度の不安定（92年末に廃止した所得税の93年第2四半期からの再導入と利益課税の廃止、同時に付加価値税の20%から28%への引き上げ、所得税率が最高90%に達する点、30以上の税があること）も批判の対象となった。

次に、財政制度の新たな基本原則として、①国家財政と信用制度との分離、②国家財政と国営企業財務との分離、③国家財政と地方財政との分離（国税と地方税）、④税制の合理化（企業所得税から利潤税への移行、個人所得税の引き下げ、付加価値税の引き下げ、土地税の引き上げ、資産税の導入、徴税強化など）が打ち出された。また財政赤字を対GDP比で、95年が8%、96年が6%、97年が4%と段階的に削減すること、そのために各種補助金を削減すること、また赤字は国債発行によって補填することとされた。ここにはソ連時代の社会主義的財政・金融制度からの決別の意図が明確に示されている。

金融制度については、中央銀行の独立性の尊重、グリブナの早期導入、商業銀行の役割強化などのために、ウクライナ国立銀行法、商業銀行法、通貨制度法、特殊銀行法、信用供与制度法、外貨取引法などを整備することが主張されている。

この様なクチマ大統領の改革路線に従う体系的経済政策は、95年から本格的に実施されることになった。具体的には次の諸政策が策定されることになった。①財務省による中銀からの大規模借り入れの廃止。94年の場合、議会承認の四半期ごとの目標数字を中銀は越えてはならないというルールが設けられた。95年は財政赤字をGDP比8%にするが、それは中銀貸出で補填することとし、同時に国債発行による財政資金調達への移行の方針が定められた。②95年からの対企業補助金の廃止。農業企業からの政府買付が信用拡大に繋がるため、政府買付に制限枠を設定することも定められた。③企業間債務は手形に転換し、支払期限が過ぎれば破産させること。④企業の税負担を軽減するために、税率を粗所得の55%から、銀行・保険会社は利潤の40%に、他の企業は30%に引き下げること。⑤インフレ率は95年末までに月1%に引き下げ、インフレ抑制に成功したところでグリブナを導入すること。⑥外貨市場の自由化の推進と為替レート的一本化。従来、外貨市場で輸入業者が外貨を買う場合、中銀の承認が必要で、その際の規準は輸入品目がエネルギー・医薬品・農産物・特定消費財など重要輸入に限定されていたが、この外貨取引所への参加制限（中銀権限）を廃止すること。⑦価格自由化の徹底、補助金の削減。

なお、インフレ率引下目標は、年間12.5%程度にインフレ率を引き下げるというものであるが、この数字は、財政赤字削減目標の対GDP比8%と同様に、ロシアでもカザフスタンでも全く同じであることが、1994年のこれら3カ国の現地調査で明らかになったが、これは経済状況の甚だしく異なる国（ウクライナがロシアやカザフスタンよりインフレが激しく

GDPの低下も激しかった)に、同時に同一の数字を適用するIMFの流儀を典型的に示すものであった。

私有化政策の点では、94年11月の大統領令でバウチャー方式による新大衆私有化プログラムが導入され、95年中に8,000の大中企業の私有化を実施するため、95年初頭から私有化財産証券(バウチャー)を配布することが決められた。また小企業私有化は95年中に終了するという目標が定められた。

以上のような改革路線の実施を条件として、IMFメモランダムによると、4億9870万ドルのSTF(体制移行ファシリティ)がウクライナに与えられることになり、STFの第1トランシェ3.6億ドルが94年中に供与された。これは対ロ支払いに当てられる。改革がポジティブなら残額を95年春に受け取り、さらにスタンドバイクレジット約10億ドルが考慮されており、世銀は4億ドルをリストラのために提供すること、近い将来グリブナ導入の際、IMFは通貨安定化基金として15億ドル提供することを約束したと言われた。世銀の対ウクライナ融資は1994年には約1億ドルであった。

クチマ路線、すなわちより徹底した市場経済化政策(自由化・私有化)と、よりタフなマクロ安定化政策の実施がこの時期の特徴である。

クチマ報告では、過去の政策の過ちの一つに、軸足をロシアから西側に移したことが指摘されていたが、これは東部出身であるクチマ大統領の対ロ協調路線の現れかと思われた。しかし同大統領の下で対外政策は、対ロ一辺倒という様なものでは決して無く、むしろロシアとの一定の距離を保ちつつ、西側への接近を図り、これを対ロ対西側交渉のカードに使っているように見えた。例えば、ウクライナはCIS国家間経済委員会の設立に同意したが、そのフルメンバーにならず、経済同盟の全ての規則はウクライナ法体系と矛盾してはならないことが強調された。また、ロシア・カザフスタン・ベラルーシの関税同盟への参加要請は拒否した。こうしてCIS内統合には消極的であったが、逆に95年6月には、EUとの間で暫定貿易協定が締結され、パートナーシップ・協力協定へ向けて第一歩を踏み出し、96年にはCEFTAへの加盟の意思表示も行った。これは「中部ヨーロッパの国としてヨーロッパ統合への道を目指すもの」と言われた。さらに、NATO加盟発言はロシアを刺激するものであった。最後に、クチマ路線はIMF追随であるが、IMFのウクライナ支援は、ウクライナをめぐる西側とロシアとの綱引きにおいて、その西側への傾斜を含意するものでもあった。

(1) 財政

1995年1月の新法が以前の企業粗所得税を廃止し、企業所得税の課税ベースから賃金などの部分を除去して、企業純所得税すなわち利潤税を導入した(30%、ただし仲介業・卸売業は45%、カジノは60%)。また付加価値税率を28%から20%に引き下げた。土地税が25倍引き上げられた。対外支払いを確保するために、ガス・石油税を導入した。さらに5月の大統領令で、付加価値税、物品税の免除を廃止したが、しかし6月の大統領令で、付加価値税の免除を機械組立部品、原料、生産設備について再導入した。税減免項目の削減を目指す新付加価値税法は、議会で承認されなかった。年末になって、大統領令で、付加価値税5%追加課税、石炭・石油輸入税(エネルギーセクターリストラ用)、25%減価償却税、30%賃金超過税(CPI上昇の80%を越える部分について)を導入した。議会は賃金超過税を

除き、95年度修正予算案とともにこの様な税制の変更を全体として承認した。

96年前半に、財政収入増と国内生産者の保護を目的として、新たな物品税と関税の導入を議会が決定した。個人所得税率は限界税率の最高値が90%から60%に引き下げられた。96年8月の大統領令では、税制の簡素化がうたわれた。

97年前半に、新付加価値税法と企業利潤税法が成立、これらの免除ケースを削減した。また98年になって、輸入関税が600品目以上にわたって1.5~3倍に引き上げられた。また、賃金税の引き下げも行われた。

その時々々の状況に対応して、税制が変更されるために、税制の動きは目まぐるしく変わっている。また減価償却税のように、産業の近代化を阻害しかねない税が導入されるなど、税制のコンセプトが未確立ではないかと思われる。

ウクライナは、独立以降一貫して財政赤字に悩んできた。そしてその対策として、財政支出の削減も行われてきた。しかしこの間、財政収入も落ち続けて、財政赤字の克服には成功していない。その直接の原因は、GDP自体の大幅な落ち込みと、税の未徴収にある。税の未徴収の最大の原因は、税が高すぎるための脱税にある。企業はその所得のうち70~80%を諸種の税として徴収されると、広くいわれている。徴収は大体GDP比40%、年金部分を除くと30%であるが、例えばロシアの場合、同一基準で見ると、徴収部分はGDP比20%前後であるから、ウクライナも徴税困難という問題をロシア同様抱えているが、その深刻さはロシアに比べ小さいことが分かる。この背景としては、ウクライナの場合、大規模企業が多く、政府による企業の掌握がより容易であること、連邦制をとるロシアにおけるタタール共和国のような、民族的連邦主体による納税への抵抗が無いことを指摘できる。

企業の税負担を減じるために、政府が最近行ったことは、賃金税の52%から47%への引き下げ（実際はチェルノブイル税の10%から5%への引き下げ）であるが、資本集約的産業の多いウクライナにおいて、それがどれほどの効果があるか、疑問の余地が残る。

一方、財政支出の削減は、もはや限界に近いと推測される。例えば、98年度予算において、歳入=211億グリブナ、歳出=245億グリブナ、赤字=34億グリブナ（GDP比3.3%）であったが、暫定予算を組んで、財政赤字をGDP比2.3%まで引き下げることが議論されていた。対内および対外デットサービスは財政支出の11.8%=29億グリブナとなっている。このことは、財政赤字がデットサービスとほぼ等しいことを意味する。換言すると財政赤字は、総需要拡大効果をほとんど持たず、貿易収支赤字の原因にもならない。プライマリー・バランスの若干の赤字をさらにカットして、そこで黒字を出し、デットサービスに振り向けるIMF的方法は、重大な社会問題を引き起こす可能性が高い。特に、財政領域賃金未払い・年金未払い・医療費削減の問題はすでに深刻であり、この分野での削減は殆ど不可能であろう。財政赤字は対GDP比で95年の4.9%から96年の3.2%まで減少したが、賃金・社会給付・年金の未払いは急増し、対GDP比6.1%に、97年前半には7%に達している。

経済に対する補助（消費者補助・生産者補助）は、94年に対GDP比で16.2%、財政支出に占める割合が33.7%であったのに対して、95年には対GDP比7.8%で、財政支出の18%（5分の1以下）、96年は同様に5.9%、14.6%となり、大幅に削減された。しかし、生産者補助・消費者補助が、価格補助金、商業銀行の対企業融資に対する政府支援、一時的困難に陥った企業の救済、農産物購入、国家イノベーション基金、国家資材予備からの支援、石炭産業支援などの形態でまだ残されており、対企業財政直接補助はGDP比で10%程度に上

るという試算もあり、検討の余地のあるところだといえる。しかし、例えば延滞債務がGDP比で93年12月の8%から97年末の100%以上にまで増加する異常事態があり、広範な企業が困難に陥っている状況では、社会が存続するためには、企業救済自体を一概に否定できないから、その削減を通じた財政赤字の大幅な改善には、あまり期待を寄せることは出来ないと思われる。こうした状況の下で、今後の抜本的対策としては、景気回復と生産増加を通じた課税ベース自体の拡大が求められている。

また、財政赤字の大部分がデットサービスで占められる点は、インフレが、利子率の上昇、国債収益率の上昇をもたらし、財政赤字拡大要因となる危険を示している。

国債オークションは95年3月から規則的に実施されてきたが、当初商業銀行、証券会社など機関のみに開放されていたが、96年には個人もオークションに参加するようになった。さらに97年になると、個人だけでなく、証券取引は、権限を与えられた商業銀行を通じて行われるならば非居住者にも開放されることになった。その結果、1998年9月のウクライナ政府の国債発行残高（債務総額）125億グリブナ（42億5,000万ドル）のうち、82億グリブナ（65.6%）がウクライナ中銀に、25億グリブナ（20%）が居住者に、18億グリブナ（14.4%）が非居住者に保有されることとなった。これから明らかなように、ウクライナの商業銀行はロシアのそれに比べ国債投機をあまり行っていない。また商銀は対外民間債務を殆ど持っておらず、対外債務による国債購入は行っていない。

国庫制度がなかったため、省庁が国庫の状況を考慮せずに支出することがしばしばであったが、96年から世銀、IMFの技術支援を得て、その確立に着手し、97年を通じてその努力が行われた。また、国税庁は、96年に企業活動水準の低下に伴い利潤税収入が減少した際、第4四半期になって付加価値税の主要納税者からの徴収に努力し、96年全体の付加価値税収入の1/3を第4四半期に徴収する成果を上げたといわれる。ここには、税制・国庫制度の確立に向けての前進が見られる。

95年の諸基金の状況は、社会基金・年金基金に企業賃金額の37%、チェルノブイリ基金（チェルノブイリ原発事故被災者の移住費用などの基金）と失業基金にその12%を雇用者が払い、被雇用者は年金基金に自己の賃金の1%、チェルノブイリ基金に3%を払うというものであった。社会保障給付は、94年末までは対象が特定化されておらず、人口の約3分の1をカバーし、概算でGDPの14%が配分された。14%のうち、年金基金には8%が、消費者補助には5%以上が使用された。だが95年になると、政府は、対象特定化とコスト削減の努力を始め、95年5月の政令によると、家族が所得補助を受け取れるのは、住居費と燃料費がその全収入の15%を越える場合に限定されることになった。年金改革が模索されたが、97年には貧困ラインが月70グリブナ（約35ドル）の時、大部分の年金生活者が受け取る年金額は、実際には、最低年金額の月50グリブナ（25ドル）であり、炭坑夫など例外的に60グリブナを受け取るという低水準であり、さらに未払い問題を抱え、その改革は困難を極める。

1997年には、財政改革がさらに推進され、約500の予算外基金が税法改革の一環として廃止され、予算外基金であった道路基金・環境基金・社会保護基金が予算内化され、社会保険基金・産業開発基金が予算外基金として残ることになった。

IMFと合意された政府プログラムによると、95年の財政赤字目標は対GDP比7.3%以内、96年目標は6%以内（ウクライナ政府の定義によるものであり、IMFの定義によると2.3%にな

る⁷、97年は5.8%以内となっていたが（聞き取り調査から）、実際はそれぞれ7.1%、4.5%、6.7%であり⁸、97年は目標を達成できなかった。

(2) 通貨・金融

小規模商業銀行の数は95年初めに約230に達していた。当時、当初の5つの専門国立銀行（プロムインヴェスト銀行＝工業、ウクライナ銀行＝農業、ウクロソツ銀行＝社会公共サービス分野は93年～94年にかけて私有化が行われ、貯蓄銀行とウクライナ輸出入銀行の2行は国有）は、全銀行資産の70%、全貸付残高の63%を占めた。95年7月の大統領令により、前者3行について政府持ち分を35%まで引き上げる決定がなされている。民間に対するローンは殆ど全て短期である。非政府セクターへの貸付はGDP比5%程度、悪性債権は97年半ばで全信用の17%、主として国有企業の債務だといわれた。1994年までに引き上げられていた最低資本金は、さらに1995年1月より新規銀行については300万ECU（ただし、外資マイノリティ所有銀行は500万ECU、外資マジョリティ所有銀行は1,000万ECU）を義務づけられ、既存銀行は、96年1月までに50万ECUまで引き上げることを義務づけられた。この結果銀行の統合再編・廃止が進んだ。すなわち、中銀は8行を廃止し、10行を再編し、厳密な規準にあわない85行を特別監督下においた。97年半ばで14銀行に外資参加が見られた。

また、95年末には一部私的大商業銀行の為替取引の権限を制限した。これは、これら大銀行の財務の健全さが、投機的為替取引で打撃を受けることを恐れた中銀の積極的介入であった。また同様の懸念から、中銀は為替の先物取引を禁止している。また、最近ウクライナ政府が国債収益率を引き下げたためその魅力が小さくなった事情を踏まえて、中銀は国債を商銀の準備金に含めないことを決定し、商銀の健全化に努力している。

以上のように、ウクライナ中銀の用心深い行動が観察され、先物取引などの投機的取引を行っていて98年夏以降大規模な危機に陥ったロシア銀行システムとの差異が印象的である。

しかし IMF97年10月レポートは、非居住者による国債購入に伴う短期資本の流入は97年は6月末までで7億ドルとなり、中銀はこの機会を外貨準備形成のために利用したと述べており⁹、それはホットマネーに対しては無警戒であったように思われる。

ウクライナ中銀によると、98年7月時点で、商業銀行をめぐる状況は正常（189は正常、残り36行は破産に直面）である。商銀の利益の圧倒的大部分は金利差と為替取引により得ており、国債からの収益は僅かだといわれる。この点は、ウクライナ銀行でも指摘されており、クラヴェッツ頭取によると、そこでは国内預金の17%を引き受けており、収益源泉は国債取引が12%、利ざやが51%、手数料（非金利収益）が36%であり、他の銀行もほぼ同様とのことであった。

これは、外国資金の融資を得て、国債投機に走ったことが今回の金融危機の一大要因になったロシアの商業銀行と異なる点である。だが、ウクライナ商銀が外国融資による短期

⁷ IMF 1996年1月8日付 ウクライナ経済報告 p. 21

⁸ ウクライナ経済省資料。IMF97年10月レポートの数字とは異なる。

⁹ IMF(1997), p. 37

国債への投機をあまり行っていないのは、ウクライナ中銀の用心深さとも解釈し得るが、それが短期外資に対し無警戒であった点を考慮すると、むしろウクライナ商銀の信用不足と資金調達能力の低さに起因すると考えることが出来よう。

銀行貸付金利は財政融資の形態で補助を受けていたが、95年3月から実質金利（貸付・預金とも）が漸次ポジティブになった。96年から97年にかけてインフレ率の低下に伴い公定歩合も引き下げられ、97年初頭には35%、8月はじめに16%にまで落ちた。97年4月には預金準備率（グリブナ）を11%に設定した。

財政金融引締政策の下で、通貨の供給量は、1994年から下がり始め、96年6月1日に、広義の通貨がGDP比で8%に止まった¹⁰。この様な引締政策は、インフレ率の引下には効果を上げ、95年の消費者物価376%（年平均）から96年の80%にまで引き下げるのに成功したが、他方では企業間延滞債務を激増させ、対GDP比で95年が56%、96年が90%、97年が111%にも達した。こうした人為的に作られた企業財務の悪化は、税徴収の困難をもたらし、財政赤字の克服を一層困難にし、さらなる引締政策が必要になる悪循環をもたらす危険がある。

92年に証券取引所法が制定されたていたが、96年7月に議会は新しい規則を採択した。証券取引は、ウクライナ証券取引所とその29の支部で行われている。また、約600の保険会社、265の投資ファンド・投資会社がある。投資ファンド・投資会社については、1994年2月の大統領令（95年3月改正）があるが、しかし包括的に規制する法令は未成立である。

94年10月に、ウクライナ銀行間通貨取引所において決定されるレートが公定為替レートとして採用されるようになり、為替レートが一本化された。また、95年8月1日をもって国内取引における外貨使用が禁止され、ドル経済化への対策がとられた。同時にウクライナ居住者・非居住者による外貨口座の開設と取引の規制が大幅に自由化され、また新外貨法では、ウクライナ市民が海外に持ち出せる外貨の上限が1,000ドルと定められた。96年9月2日、グリブナが導入され、当初1グリブナ=10万カルボヴァニェツ=1.76ドルであった。97年5月にウクライナはIMF8条国となり、中銀は通貨の経常取引における完全交換可能性を保証することを言明した。さらに97年6月に、議会は稼得外貨50%強制売却制度の廃止を決定している。

インフレは、96年の政府プログラム目標は95年の年間月平均実績7.5%を1.95%に引き下げ、対前年末比26%を目指したが、実際は39.7%であった。97年の実績は10.1%で、95年の181.7%から大幅に引き下げられた。しかしこれは、年金や公共部門賃金の未払い、企業間延滞債務やバーター取引の蔓延を伴ったものであり、インフレ対策が市場経済の他の基礎条件の破壊という犠牲を払ったものであることを看過すべきではない。

(3) 貿易・国際収支

貿易依存の構造は、表1-2に示されるように、95年以降も93年、94年とあまり変化がなかったが、97年には、旧ソ連地域への輸出が落ち、逆に旧ソ連外地域への輸出が伸びた結果、輸出では旧ソ連外地域の方が旧ソ連地域を上回るようになった。一方、輸入面では従来通りの輸出とは反対の傾向が続いている。このことは、事実上、対口貿易赤字の拡大を

¹⁰ IMF(1997), p. 42

意味し、旧ソ連外地域への輸出の増加がそれほど期待できないなかで貿易収支へのその悪影響が心配される。

ロシア対外経済関係省ショーミンCIS局次長によると¹¹、1993年に導入されたクリアリング方式（国家間契約・バーター取引）は、ロシア＝ウクライナ間では、この時全取引の5%にまで減少していた。

表1-4 移行国における純外国直接投資 (100万ドル)

	年 流 入						累 積	人口1人当 たり累積*
	1991	1992	1993	1994	1995	1996		
アルバニア	0	10	45	53	70	70	248	71
アルメニア	0	0	0	3	10	23	36	10
アゼルバイジャン	0	0	0	22	275	601	898	120
ベラルーシ	0	7	18	10	7	12	54	5
ブルガリア	56	42	40	105	165	180	588	65
クロアチア	100	13	74	100	100	200	587	123
チェコ	393	983	552	749	2,526	1,165	6,368	617
エストニア	0	80	154	212	202	210	859	558
グルジア	0	0	0	8	6	20	34	6
ハンガリー	1,474	1,471	2,329	1,097	4,410	1,986	12,767	1,256
カザフスタン	0	100	473	635	859	930	2,997	180
キルギスタン	0	0	10	45	61	31	146	31
ラトヴィア	0	43	51	155	165	200	614	239
リトアニア	0	10	23	60	55	96	244	65
マケドニア	0	0	0	24	12	35	70	32
モルドヴァ	25	16	14	18	72	46	191	43
モンゴル	0	2	8	7	7	7	31	13
ポーランド	117	284	580	542	1,134	2,205	4,862	126
ルーマニア	37	73	95	347	417	410	1,379	61
ロシア	-25	700	900	630	2,000	2,000	6,205	42
スロヴァキア	197	50	134	170	70	66	687	128
スロヴェニア	0	113	112	140	140	145	650	325
タジキスタン	0	9	12	12	13	13	59	10
トルクメニスタン	0	11	79	103	64	80	337	81
ウクライナ	0	170	200	91	266	436	1,163	23
ウズベキスタン	0	9	48	73	-24	84	190	8
合 計	2,374	4,195	5,950	5,412	13,082	11,250	42,263	100

(出所) IMF[16]p. 156. ただし人口1人当たり累積額は1米ドル。

輸出を独占していた企業に与えられていたクォータ・ライセンスの廃止で、94年10月に輸出自由化が進展した。ただし、穀物・石炭・鑄鉄・鉄鋼スクラップは対象外であったが、94年12月には、穀物を除く輸出制限を廃止した。輸入関税率は10～20%の範囲で、輸入の量的制限はなかった。唯一残っていた輸出規制である穀物規制は、95年7月1日には段階的

¹¹ 1995年10月会談。

に消滅したといわれるが、8月には再導入された。95年12月には指示的輸出価格は廃止された。95年末・96年初頭に輸出規制は一層緩和され、輸出割り当てとライセンスが残るのは国際協定での輸出自主規制商品と特別輸出制度商品（石炭・貴金属・アルコール飲料）のみとなった。さらに、96年に政府は穀物国家買付の制度を廃止し、穀物輸出の割り当てとライセンス制も廃止した。しかしその後、非鉄金属や一部農産物への輸出税の導入により、輸出自由化は部分的に後退した。

98年4月に、政府は輸入関税を600品目以上について大幅に引き上げたが、これは国内産業保護、税収引上、貿易収支対策を意図するものだと見ることが出来る。また、輸入関税は加重平均で5~8%（エネルギーにかからないため低くなる）であるが、農産物は大体30%、工業製品は最高で30%といわれる。

96年2月1日からEU暫定貿易協定が発効した。またCEFTA、WTO加盟申請を行った。

なお、FDIの流入額は、ウクライナ政府発表によると、95年が4億1,000万ドル、96年が5億4,000万ドル、97年が6億2,000万ドルと増加傾向が見られる。累積額は96年までで、14億ドルに達したと言われているが、IMFによれば、第4表に見られるように11億6,000万ドルとなっている。CIS諸国の中で、ウクライナはロシア、カザフに次いで第3位となっているが、人口1人当たりで見れば、第7位に止まる。

97年3月に議会は合併企業への税優遇措置の廃止を決定し、これは95年以前に登録した企業は5年のタックスホリデーを失うことを意味したが、大統領はこれに拒否権を発動したため廃止はされなかったが、ここにも、ウクライナ経済政策の不安定性が覗かれる。

(4) その他市場経済化策

ウクライナにおける私有化は、この時期、徐々にまた紆余曲折を経ながらであるが、かなりの進展を見た。

1994年11月の大統領令により導入されたバウチャー方式新大衆私有化プログラムでは、95年中に約8,000の大中企業の私有化が予定された。しかし96年半ばの時点で約3,500企業が新大衆私有化プログラムに基づいて私有化されたに止まる。このうち2,000企業は株式の70%が私人に売却されたが、その大部分は、企業経営者や従業員に対する優遇措置による売却であった。またこれら企業の40%は農・工セクターに属した。政府の96年目標は、70%以上を私有化される企業の数、96年中に5,000にするというものであり、当初の95年中8,000企業私有化の目標を大幅に下回っていた。

私有化がこの様に遅れた理由は、大衆私有化に対する議会の農・工セクター代表グループの反対が強いため、例えば96年には、議会側は6,000企業を大衆私有化プログラムから除くように投票したり、約3,600企業の株式の51%を集団農場の経営陣に引き渡すべきだという法案を提出したり、大衆私有化への抵抗が続けられた。前者については、政府の反対があり、97年3月までに5,155企業に削減されたようである。後者に対して大統領側は、拒否権を発動している。もう一つの遅れた理由としては、バウチャーによるオークションに際して、高めの最低価格を設定したため、株式の申し込みが少なく、オークションが繰り返される必要があった点が指摘されている。

その後、私有化促進のために、政府はバウチャー方式を96年で終了することとしたが、

実際にはバウチャーの発行自体が96年10月まで延びた。同じ意図で、私有化準備手続きを簡略化し、さらに住民預金損失補償証書（売却可）によるオークションを導入した。97年半ばで、17%以上の市民がこれを受けとっている。これは売れ残り株式の売却に適用され、その際最低価格は設定されない。96年には私有化バウチャーと補償証書によるオークションで、月平均300社が売却された。さらに、1997年4月に議会は97年度私有化プログラムを承認し、新たに1,440の中企業の私有化を認め、外資の入札による私有化企業として228をリストアップした。97年半ばの時点で、ウクライナ市民の86%が、98年5月までで89.6%が、大衆私有化プログラムのバウチャーを受け取った。またバウチャーを受け取った市民の45%以上が、97年半ばまでに株式と交換した。バウチャー投資の最終期限は97年末にまでとされたが、98年7月の調査の時点では未完了であった。

大中企業については、この様な経緯を経て、97年4月の時点で、1万8,000の大中企業のうち9,600以上が私有化され、そのうち6,300が完全に私有化された（すなわち70%以上の株式が私人の手に渡った）。97年前半は大中企業の私有化テンポはやはり遅く、第2四半期で月平均118にすぎなかった。98年6月の時点で、「完全私有化」された大中企業の数に8,682社に達した。

この時点で、民営化されるべきでまだ手つかずの企業は約6,000あり、そのうち3,000は近い将来の民営化が考慮されており、残りはインフラ関連企業や、政府の戦略的重要企業で、私有化は今のところ予定が立っていないというのが、国有資産ファンドの説明である。

小規模私有化は、96年になって加速された。私有化されるべき小企業数が4万5,000～4万7,000といわれるとき、96年6月末には累積で3万1,000の小企業が私有化され、残りの小企業は96年末までに私有化を完了する予定といわれた。しかし実際には、97年4月の時点で3万8,600企業の私有化に止まった。96年に私有化された小企業約2万のうち、1万1,500は競争的方式で売却されたが、当初は企業メンバーへの売却が多かったから、全体的には企業メンバーに売却された企業の方が多いことになる。97年度小規模私有化プログラムでは、3,400の売却が予定されていたが、これは97年前半でほぼ完了したといわれる。従ってここまでで4万2,000企業が私有化されていたことになる。98年6月の時点で、私有化された小企業数は、4万7,362社と報告されており、小規模私有化はほぼ終了したと思われる。

こうして全体として、大小約5万6,000の企業が法律上私有化されたことになるが、しかしこれは法律的に私有化された企業を私的に経営できる経営者の存在を意味するものではなく、後者の形成には時間を要するから、これら私企業が市場経済国の私企業と同等のものだと見れば誤りとなろう。

96年6月に制定された新憲法は土地を含む私有財産権を保証しているが、実際には土地売却の6年間モラトリアムが効いている。農地売買に対する議会の反対が強く、農地の私有化は停滞している。

独占の問題は、ソ連時代に、より円滑な集権的計画経済運営を模索する過程で、指令送付宛先の削減のために、同種企業数の削減が、その合併などを通じて一貫して追求されたから、深刻な問題として残されている。反独占委員会は、95年に国民経済レベルで480企業、地方市場で1,500以上の企業を独占体と認定し、競争者の創出のために、96年には460の事業体を増やす計画があった。しかし97年初頭には、国民経済レベルで750の市場で536企業が、地方レベルでは1,270の市場で2,180企業が独占体として認められたといわれるから、

この報告がともに事実とすれば、独占の度合いはむしろ高まっていることになる。

1995年2月、7月にコストへの適合という趣旨の価格引上が行われ、価格統制はパン、公共サービス、公共運輸、家庭用燃料、家賃のみとなり、生産者価格統制もガス、電力、都市暖房、水道、下水に限定されることとなった。価格自由化がほぼ完了したのは95年ということになる。さらに96年1月と7月に電力・ガス代の引上と消費者補助金の削減が行われた。政府は97年半ばから家賃と光熱水道代などの引き上げ（コストの80%から90%へ）を提案したが、しかし議会はそのモラトリアムを決定した。なお、賃金規制は残された。

(5) 国家建設

ウクライナにおける国家建設に関して、人材不足、粗野なナショナリズム、中央と地方の間の距離の問題を指摘したが、98年7月の調査では大幅な改善を感じた。何よりもまず、省庁の局長クラス以上には優秀な人材が登場してきたし、またナショナリズムを背景としたエキセントリックな発言も、殆ど聞かれなくなった。さらに、少なくとも我々調査団の受け入れに関して、地方政府は中央政府の指示を良く遵守しているように見え、訪問した東部においてさえ、中央と地方との間に対立の様なものは殆ど感じなかった。しかし、例えばマリウポリ市当局は、市内に設けられる予定の経済特区について正確な知識を欠いているなど、不自然さが感じられ、中央対地方の問題は依然として残っていると思われる。また経済特区が東部に設けられて、西部に設けられていないのは、中央政府の東部対策の現れと見ることに一理あって、水面下では中央と東部地方政府との間で経済問題をめぐって政治的取引が行われている可能性も、一概に否定しがたい。西側の支援案件がこうした取引の材料となる場合もあるかも知れない。

ウクライナの国家機構については、立法と行政の明確な分離の欠如が問題視されてきた¹²。すなわち議会の定める法律以外に、大統領令、内閣指令、省令が法令としての効力を持ち、それぞれの間で不整合が見られるだけでなく、省庁は執行機能以外に事実上立法機能を持つことになるために、政策目標設定に責任を持たざるを得ず、執行権力としての専門機能を十分果たせなくなるという問題がある。確かに移行期において、上からの改革を進めざるを得ない面があり、大統領が大統領令を發布して、議会に先行して、時には議会と対立して市場化政策を推進するという構図が多くの移行国で見られるが、これにも一定の限度があると思われる。もう一つの問題は、ウクライナの場合、産業部門を背景に部門別省庁がかなり形成されてきた点である。これはハンガリーの現状と比較すると一目瞭然となる（表1-5）。経済社会関係省庁の数は、ハンガリーの場合ウクライナに比べ10程度も少ない。ウクライナも96年の新憲法成立以後、省庁数の削減の努力の跡が見られるが、それでもハンガリーに比べれば大幅に多くなっており、その主要原因は部門別縦割り原則による省庁形成が残されているからである。この様な条件下では、政策形成が各省庁の交渉結果として進行し、国全体としての首尾一貫した経済政策、例えば産業政策の策定と実施が困難になる危険がある。

¹² IMF (1997), p. 275

表1-5 ウクライナ政府機構

1995年時点	現在 (1996年憲法制定後)	ハンガリー (現在)
財務省	財務省	大蔵省
経済省	経済省	経済省
対外経済関係省	対外経済関係・貿易省	—
産業省	産業政策省	—
石炭産業省	石炭産業省	—
機械・軍需産業・軍民転換省	—	—
労働省	労働・社会政策省	—
電力省	電力省	—
農業・食料省	農工コムプレックス省	農業・地方開発省
漁業省	—	—
林野省	林野庁 (国家委員会)	—
運輸省	運輸省	運輸・通信・水利省
通信省	通信庁 (国家委員会)	—
環境保護省	環境保護省	環境省
社会保障省	家族・青年省	家族問題省
スポーツ・青年省	—	(青年・スポーツ省)
保健省	保健省	保健省
チェルノブイル非常事態省	チェルノブイル非常事態省	—
統計省	統計庁 (国家委員会)	中央統計庁
ウクライナ国立銀行	ウクライナ国立銀行	ハンガリー国立銀行
国家資産ファンド	国家資産ファンド	—
反独占庁	反独占庁	競争庁
内務省	内務省	内務省
外務省	外務省	外務省
出版・情報省	情報省	—
文化省	文化・芸術省	国家文化遺産省
教育省	教育省	教育省
国防省	国防省	国防省
法務省	法務省	司法省
民族・移民・宗教省	—	—
保安庁	保安庁	?

注：ウクライナに関しては在京ウクライナ大使館提供、ハンガリーに関してはハンガリー政府資料。

1.5 市場経済化の進展状況

ウクライナにおける市場経済化のための以上の改革を振り返って見ると、以下の諸点を指摘することが出来よう。

第一に、ウクライナの市場経済化の進捗状況は、特に1994年まではかばかしくなかった。しかし、ウクライナ政府は、1994年10月以降のクチマ改革路線を安定的に維持し、市場経済の財政制度、金融制度の確立に努力し、財政赤字対策、インフレ対策の点でも、重大な問題を孕んでいるとはいえ、一貫した努力が行われてきた点は、評価されるべきである。依然として経済政策が動揺的で、試行錯誤が見られるが、その変動幅が縮小してきて、大

筋として、経済政策が安定してきた点が、重要な成果だと思われる。

第二に、94年秋以降のIMF路線は、社会主義下で渾然一体となっていた財政と金融、国家財政と企業財務、国家財政と地方財政をそれぞれ明確に分離することを促すものであり、市場経済化のイデオロギー的準備が弱体なウクライナ指導部をこの様に方向付けた点では、正しかったといえる。インフレ対策として、供給サイドを無視し総需要抑制政策を追求し、厳しい財政金融引締政策を通じて、通貨供給量を極端に絞ったことは、インフレ率を引き下げる上では効果を上げた。しかしながら、企業間延滞債務とバーター取引を蔓延させ、企業財務を極端に悪化させ、市場経済の正常な活動条件を人為的に破壊したのであり、そのマイナスの影響も計り知れないものがある。その上、企業業績不振による経済不振が税徴収の困難を増大させ、財政赤字の克服を一層困難にし、さらなる引締政策が必要になるという悪循環をもたらしている。それはまた、深刻な社会問題を引き起こす危険もある。既に、医療・教育・文化などの分野は極めて劣悪な事態になっており、さらに賃金遅配、年金遅配の克服も差し迫った問題となっている。98年春の総選挙における共産党及びその系統の政党の躍進の背景には、こうした社会情勢がある点は看過できない。

第三に、財政赤字を国債発行で補填する方式は、適切であるが、財政赤字の削減自体が困難なときには、民間引受がクラウディングアウトを引き起こし、経済を長期停滞の罫に落とす危険があるし、また短期国債への外資の投機による購入を自由化することは、外資が急激な流出に向かった時には政府財政への大きな脅威となることから極めて危険であり、ハンガリー政府のように慎重であるべきであったが、この点に関するIMFの自由化路線は、あまりにも無警戒であった。

第四に、ウクライナの財政赤字問題に並ぶ最も深刻な問題は、経常収支赤字であり、それは対ロエネルギー代金の累積債務問題に集約されている。これは、ウクライナ産業構造に根ざしている。今後、輸出の一層の振興と輸入抑制とを通じて、対ロ貿易赤字を相殺し、貿易収支の均衡化を達成しなければならないが、これまでの様なマクロ安定化政策では、産業の近代化と輸出振興政策は困難であり、政策変更と、それに加えてかなりの時間とが必要になるろう。

また、FDIへの期待が98年7月の調査でも聞かれたが、第1-2表と第1-4表に示されるように、これまでのところ毎年のFDI流入額は小さい。したがって、FDIによる加工輸出増加によって経常収支赤字が克服されるには不十分で、産業近代化促進要因としても微弱である。とくに8月危機後の国際収支バランスの下では、FDIの大量流入に期待を寄せることは、当分は無理だと思われる。

第五に、今回の調査で明らかにされた明るい材料の一つは、ロシア＝ベラルーシ＝ポーランド経由で西欧に至るガスパイプライン建設がウクライナに及ぼす悪影響は、それほど大きくないと、ウクライナの専門家が見ていたことである。その理由は、その輸送量は小さく、またパイプラインからの需要家は固定される傾向があって、現在のウクライナのパイプラインの利用者が別のパイプラインに移る可能性はあまり大きくないという点にあった。しかしこれはマイナスの影響が心配されたほど大きくないという話にすぎない。

第六に、共産党優位（124議席を持ち第1党、第2党の人民ルフが45議席）のウクライナ議会は、98年7月、8月、IMF支援のかかった引締政策に対して現実的対応をしてきたように思われるが、今後、ロシアが共産党など左派の影響を受けて、国家統制と保護主義の強化の

政策傾向を強める時、ウクライナ議会も同様の傾向を強めるかも知れない。というのは、ロシア共産党が一層活動的になると、ウクライナ共産党もそれに呼応して活発化するという連動性があるからである。そうした動向は、一定の調整局面として、肯定的に評価され得るであろうが、調整を越えて、クチマ路線の原則的コンセプトが覆される場合には、社会主義への回帰ではないとはいえ、これまでの市場化の努力が水泡に帰す危険もある。今後の政治動向が注目される場所である。なお、国際関係の面では、ウクライナの「東から西に移しすぎた軸足」を軌道修正する政治的動きが、ウクライナとロシアの双方で出て来ることにも留意する必要があるが、そうした軌道修正が生じて、深刻な経済困難を抱える双方にとって、それによって得られる経済的実質的利益は限られており、それがウクライナ対外路線の本質的変更にまで至ることは、経済面からみればないように思われる。

総じて、1992年以降の経過を振り返って明らかになるように、ウクライナの国際収支は、細い綱の上を渡るような状況が当分続く見通しであり、財政の均衡化も容易でないのが現状である。しかしそうした状況であればこそ、IMF、世銀を始めとする国際的支援が、ウクライナの経済安定化のためにも、国際関係の安定化のためにも、必須の条件となるのである。確かに、経済政策の上での整合性や首尾一貫性については、もう少し政治動向を観察する必要があるが、この点がクリアされれば、現実の条件に相応しい積極的な支援が望まれる所である。

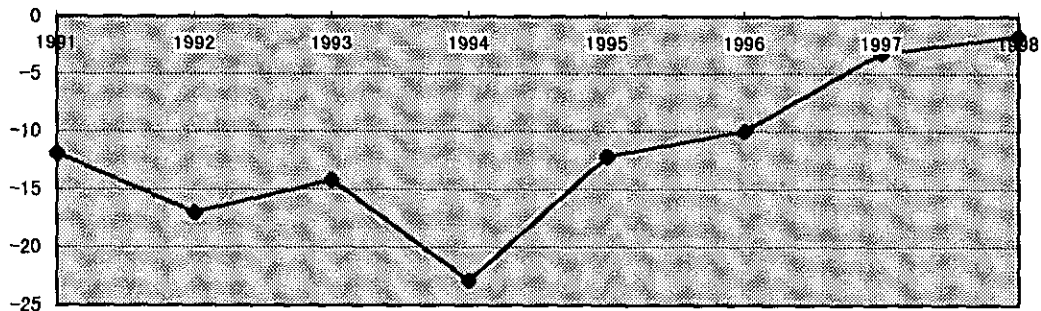
第2章 マクロ経済の現状と問題点

2.1 GDP

2.1.1 マイナス成長から底入れへ

ウクライナのGDPは、図2-1にあるように、1994年の前年同期比22.9%のマイナス成長をボトムにして7年間のマイナス成長を続けてきた。1997年には1989年レベルの40%にまで下落した¹。下落の原因は、ソ連の崩壊による産業連関の喪失、1992年のロシアのガイダール首相によるショック療法に端を発したハイパー・インフレーションと、その後の財政・金融引き締め策による企業の財務内容の急激な悪化などがあげられる。また、ウクライナにおいても貿易の自由化が行われ、輸入品の増加で国内市場を奪われ、老朽化した生産設備の更新投資が行われないことによる国際競争力の喪失、対ロ輸出の減少などが工業生産や農業生産を落ち込ませた。これに伴い、建設、商業、運輸・通信の生産高も急落した。1998年度のGDPは、建設業が好調なことからプラス成長となる可能性もあったが、その後のロシア金融危機の影響でマイナスが続く見込みである²。

図2-1 GDPの推移（前年同期比%）



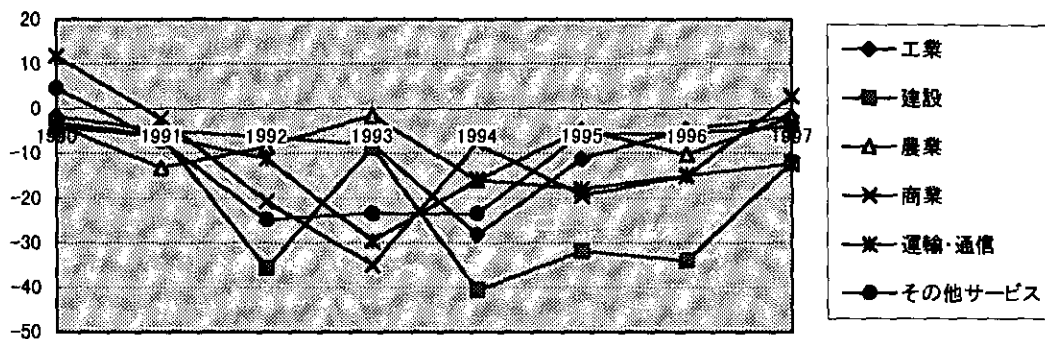
出所：1996年まではウクライナ統計省。1997年はDerzhkomstat、計算はウクライナ経済省。1998年はIMFの予測。

¹ 実際は、シャドウ・エコノミーがウクライナ経済の49%を占めていると推計され、現実のGDPは統計よりも大きいとも言われているが、ここでは統計上の制約からシャドウ・エコノミー分は考慮しない。

² IMFは、1996年から1997年にかけて、「移行経済の過去の経験は、現在の政策が続くなら、ウクライナ当局はついには信頼を再び獲得し、自信を回復して、金融条件は緩和されるだろう」（Cornelius, Lenain(1997), p.41.）と楽観的にとらえている。IMFは、1996年にGDPの低下は底を打ち、1997年に2.7%、1998年に4%のプラス成長が実現されると予測（*ibid* p.48.）し、「拡大信用供与（以下、EFF. 構造的な国際収支上の困難を抱える国に対し、中長期的に供与するIMFの融資。利用限度枠は、クレジット・トランシュと合算して対GDP比300%。）の取り決めによってカバーされると期待されている1997から99年に、ウクライナにおける成長志向の戦略に貢献できる」（*ibid* p.54.）としている。しかし、ウクライナ経済は、経済成長が実現されるどころか再び危機に陥っている。

業種別には、図2-2の業種別生産高の推移にあるように、建設、商業、運輸・通信の生産高の低下が急激であった。1994年以降、建設、運輸・通信、その他サービスの生産高低下は緩やかになってきたものの、1997年に前年同期比でプラス成長を記録したのは商業のみである。

図2-2 業種別生産高の推移（前年同期比%）



出所：1996年まではウクライナ統計省。1997年はDerzhkomstat、計算はウクライナ経済省。

表2-1は、工業における各分野の工業生産の推移を見たものであるが、軽工業がもっとも大きな打撃を受け、鉄鋼や非鉄が生産回復を先導してきていることを示している。特に繊維・衣料は、アジア通貨危機以来、タイを始めとする東南アジア諸国から通貨安を背景に大量の輸入品が入り、国内産業へ打撃を与えている。

表2-1 工業生産の推移（前年同期比%）

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
工業全体	-0.1	-4.8	-6.4	-8	-27.3	-12	-5.1	-1.4
電力	0.7	-4	-6.4	-5.9	-12.5	-6	-6.9	-3.4
燃料	-5.4	-11.2	-14.5	-22.5	-17.2	-9.7	-6.7	5.9
鉄鋼	-3.6	-11.7	-9.7	-23.8	-28.8	-4.6	11.9	9.7
非鉄	-3.6	-9.1	-16.3	-12.2	-26.3	-3.5	8	2.1
化学	-1.3	-6.8	-12.7	-25.2	-25.5	-9.1	-3.4	-3.5
機械製造	1.3	4.2	-3.6	6.1	-38.3	-23.9	-26.1	-6
木材、製紙	2.3	2.3	1.3	-2.8	-32.8	-17.4	-18.6	-5.7
建材	-1.7	1.5	-3.7	-15	-37	-28	-34.2	-5.7
軽工業	0.4	-2.6	5.4	-13.3	-46.8	-32.6	-24.6	-6.7
食品	0.7	-12.8	-14.5	-12.3	-18.4	-12.6	-7.2	-13.5

出所：1996年まではウクライナ統計省。1997年はDerzhkomstat、計算はウクライナ経済省。

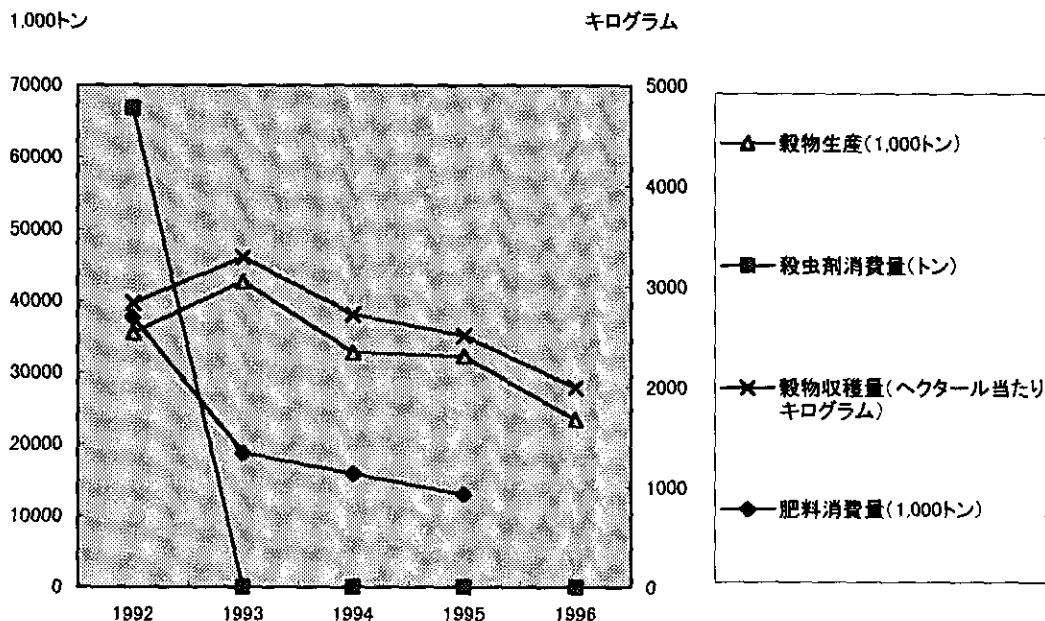
表 2-2 は農産物ごとの生産状況を見たものであるが、じゃがいもが唯一 1986 年～1990 年の水準を回復したものの、それぞれ 1996 年で穀物が 51.8%、甜菜が 52.5%、野菜が 68.1%、果物（葡萄を含む）が 71.8%、亜麻が 16.4%、食肉が 49%、牛乳が 65.8%、卵が 50.9%、羊毛が 31.2%に落ち込んでいる。1992 年の穀物生産高 3,554 万トン、ヘクタール当たり穀物収穫量 2,835 キログラムは、1996 年にはそれぞれ約 3 分の 2 に低下した。低下の理由は図 2-3 が示しているように、肥料消費量が 1992 年の 2,692 トンから 1995 年の 930 トンに急減し、殺虫剤が 1992 年の 66,772 トンから 1993 年以降まったく使われなくなったことによる。

表 2-2 農産物生産指数（1986 年～1990 年=100）

	1994	1995	1996
穀物	74.8	71.5	51.8
じゃがいも	89.6	82	102.5
甜菜	64.2	67.6	52.5
野菜	69	78.9	68.1
果物（葡萄を含む）	45.9	69.8	71.8
亜麻	44.5	43.6	16.4
食肉	62.1	53.2	49
牛乳	75.4	71.8	65.8
卵	59	54.6	50.9
羊毛	64.8	46.7	31.2

出所：ウクライナ統計省

図 2-3 穀物生産高と肥料・殺虫剤消費量の推移

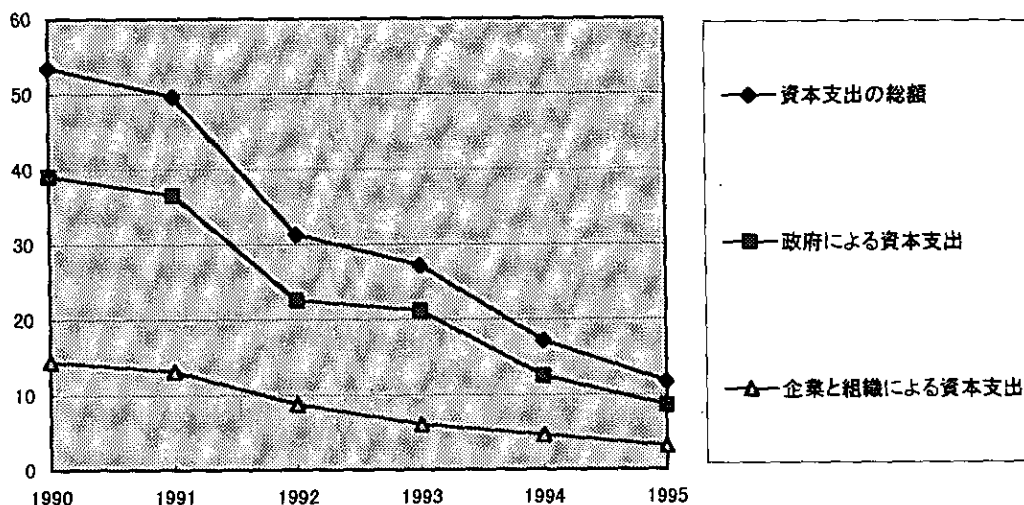


出所：World Bank (1998b).

図 2-4 は、1991 年における価格に基づく 1990 年から 1995 年における投資支出の推移を表している。1990 年以降一貫してすべての投資が減少していることがわかる。こうした投資減は、古くなった生産設備の更新を不可能にし、ウクライナ産業の競争力をさらに低下させ、GDP を押し下げる要因となっている。

図 2-4 1990 年から 1995 年における投資支出の推移(1991 年における価格に基づく)

10億カルボヴァニェツ



出所：ウクライナ財務省

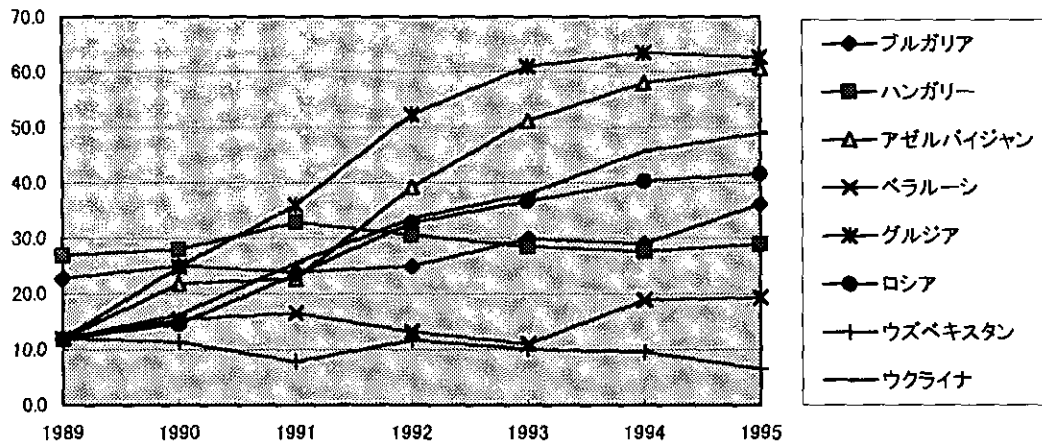
2.1.2 シャドウ・エコノミー

ウクライナの GDP は、1989 年レベルの 40% にまで下落したが、図 2-5 に示されるようにシャドウ・エコノミーの割合は、1989 年の割合である 12% から、年々増加し、1995 年には 48.9% を占めている³。表 2-3 の東欧・CIS・バルト諸国におけるシャドウ・エコノミーの GDP とシャドウ・エコノミーを含む GDP の割合を見ると、シャドウ・エコノミーを含んだウクライナ経済全体の GDP は 1989 年レベルの 67% となり、現実の GDP は公式の GDP 統計よりもはるかに大きいと考えられる。グルジア、アゼルバイジャン、ウクライナ、ロシア、ブルガリア、モルドヴァ、ラトヴィア、カザフスタン、ハンガリーの順にシャドウ・エコノミーの割合が大きく、シャドウ・エコノミーの割合が大きい国ほど、「税制、規制や腐敗からの負担が大きく、税徴収率が低く、政府によって提供される公共財が少なく、非公式セクターが大きく、おそらく成長率も低いと特徴づけられる」⁴と観察されている。

³ Kaufmann, Kaliberda(1996).

⁴ Johnson, Kaufman, Shleifer(1997). p.172.

図 2-5 東欧・CIS・バルト諸国の GDP におけるシャドウ・エコノミーの割合 (%)



注：シャドウ・エコノミーの生産高については、世銀から得られた電力消費量や各種データから計算している。

出所：Kaufmann, Kaliberda(1996).

表 2-3 東欧・CIS・バルト諸国におけるシャドウ・エコノミーとシャドウ・エコノミーを含む GDP

	1994年 GDP(1989=100)		1995年 GDP(1989=100)	
	公式指数	シャドウ・エコノミーを含む指数	公式指数	シャドウ・エコノミーを含む指数
ブルガリア	72.3	78.7	73.7	89.2
チェコ	81.0	92.4	84.3	89.3
ハンガリー	83.4	84.3	84.7	87.1
ポーランド	92.0	91.4	98.3	94.9
ルーマニア	72.7	68.4	77.7	74.7
スロヴァキア	77.9	85.8	83.1	82.9
アゼルバイジャン	30.1	71.5	31.4	70.1
ベラルーシ	62.5	67.8	56.1	61.2
エストニア	67.1	78.8	69.1	68.9
グルジア	15.6	37.6	16.0	37.6
カザフスタン	51.0	68.2	46.5	62.3
ラトヴィア	48.1	64.3	47.3	62.3
リトアニア	43.9	54.1	45.1	50.6
モルドヴァ	41.7	60.9	43.0	58.8
ロシア	51.3	75.5	49.1	74.0
ウズベキスタン	85.0	82.6	84.0	79.0
ウクライナ	44.2	71.6	39.0	67.0

注：シャドウ・エコノミーの生産高については、世銀から得られた電力消費量や各種データから計算している。

出所：Kaufmann, Kaliberda(1996).

2.2 インフレ

表 1-1 の消費者物価指数の推移を見ると、1993 年度にインフレ率 10,000%を超えるハイパー・インフレーションを経験した後、1995 年にかけてインフレは沈静化し、1996 年に約 40%、1997 年に 10.1%になった。1998 年のロシア危機後の 8 月のインフレ率は 0.2%、9 月が 3.8%、年初から 9 月までが 6.1%となっている。表 2-4 の国際金融研究所 (IIF) の予測によれば、1998 年度が 12.4%、1999 年度は 9.3%と見込まれている。

表 2-4 消費者物価指数の推移 (%)

1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997e	1998f	1999f
23.0	161.0	2000.0	10155.0	2015.8	180.5	39.7	10.1	12.4	9.3

出所: IIF DATABASE: UKRAINE, 1998.6.5

インフレの原因としては、以下のものがあげられる。

2.2.1 価格の自由化 (補助金の廃止)

ロシアが国際市場価格に段階的に是正する管理価格を設定することなく価格を自由化したため、ウクライナは物資のロシアへの流出を防ぐために価格を自由化した。1993 年 1 月には石油価格が数倍に引き上げられ、1994 年 11 月には消費者補助金が削減され、多くの消費品目の価格は数倍に引き上げられた。表 2-5 にあるように、石炭、天然ガス、電気の価格は、1996 年 4 月までには国際市場価格とほぼ同じ水準になった。ロマン・シュペク前経済相は、「ロシアの石油価格の値上げが 1993 年におけるウクライナのハイパー・インフレーションの責めを負うべきである」⁵と外的な要因を述べている。IMF の Working Paper も、「ロシアでは、工業に対するエネルギー価格は、短期的あるいは長期的供給の経済コストよりかなり上の水準でしばしば設定されていて、(エネルギー代金の) 支払問題を悪化させ、未払いの引き金を引いた」⁶と指摘している。

ソ連時代および 1993 年 4 月ぐらいまでのウクライナでは、エネルギー価格だけではなく、食品、教育、文化教養、医療、薬品、運賃等の消費財価格は、コストではなく消費者が必要に応じて過不足なく受け取れるよう補助金で低価格に抑えられていた。これに対して、乗用車や家庭電化製品等は贅沢品として高価格に設定され、生産財も高く設定されていた。このように価格構造全体がコストを反映したものになっていなかったため、市場経済化で消費財の価格補助金が廃止されていくにつれ消費財価格は 5 倍から数十倍に上昇した。1992 年には食品以外の消費財を供給している多くの企業は、自由に価格を設定できるようになった。1996 年 5 月には多くの価格コントロールが取り除かれ、パン、小麦粉やパン製品の販売マージンを制限する州政府の権限が廃止された。1996 年 7 月には価格変更の事前申告を条件づける品目は、鉱石、鋼板、肥料、採掘機器、鉄道機器、自動車、ト

⁵ The Ukrainian Weekly, 1993.12.12.

⁶ Bagratian, Gürgen(1997). p.12. ウクライナでは、電気の工業用使用料金はロシアの料金の半分で、家庭用料金はロシアの2倍である。

ラクター、合成繊維の産業生産物のみには削減され、1996 年末には特定の薬品を除いて価格変更の事前申告そのものが廃止された。

表 2-5 ウクライナにおけるエネルギー価格（国際価格に対する%）

	1993 年 4 月	1994 年 4 月	1996 年 4 月
石炭 生産者価格（トン当たり）	16	27	93
工業用価格	16	27	93
家庭用価格	3	4	85
天然ガス 生産者価格（TCM）	4	10	80
工業用価格	6	24	104
家庭用価格	1	2	77
電気 工業用（Kwh）	—	—	106
都市家庭用料金	—	—	98
地方家庭用料金	—	—	91

出所：IMF(1993)、IMF(1995)、World Bank Kyiv Mission Office(1996)

2.2.2 輸入インフレ

ウクライナは石油の 92%、天然ガスの 69%をロシアから輸入していてロシアへの依存度が高かったが、1992 年から国際価格で輸入せざるをえなくなった。このため、燃料価格が対前年 12 月比 8,310%も急騰し、全産業平均の工業製品卸売価格が、対前年 12 月比 1,880%急騰するという輸入インフレとなった。

2.2.3 マネーサプライの増加

マクロ政策の引き締めの下で、企業が発行する債務証書によって企業間信用が限りなく膨張し、銀行がそれを追認するかたちで資金を回し、赤字企業を救済したことも、不況の真っ只中でハイパー・インフレーションが進行する⁷要因となった。図 2-6 の工業・農業企業に対する融資額の対 GDP 比が 1992 年に高かったことがこれを裏付けている。

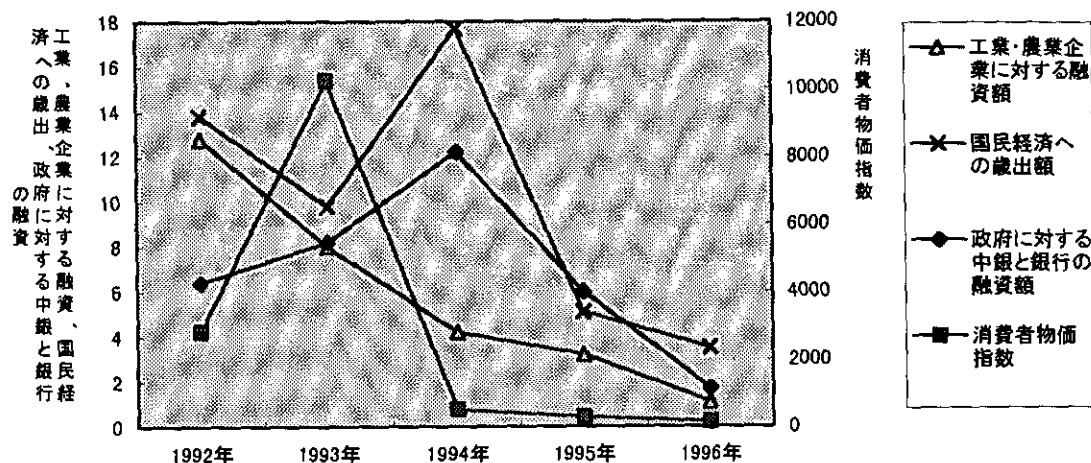
ロシアのガイダール政府が緊縮政策を徹底し、インフレを抑えることを優先していたのに対し、ウクライナは企業をつぶさないことを優先し、企業やコルホーズに対する補助金や低利の融資として財政支出が 1994 年にかけて増大した（図 2-6 の国民経済への歳出額の対 GDP 比を参照）。しかし、税務署や税関などの徴税システムが未整備で、政府は税金によって財政支出をまかなうことができず、また、資本市場も未発達で、財政赤字を埋めるために発行された国債を民間で消化することが困難なため、結局、財政赤字は国債の中央銀行引き受けによってまかなわれる比率が高くなり（図 2-6 の政府に対する中銀と銀行の融資額の対 GDP 比を参照）、マネーサプライの上昇につながった⁸。

⁷ 西谷(1994), pp.206-207.

⁸ もっともエコノミストのヴィレム・ブイテルが論じたように、膨大で増大しつつある財政赤字によって、「ハイパー・インフレ

図 2-6 が示しているように、ウクライナの場合は、国有企業に対する信用供与を除いて、国民経済への歳出額、および政府に対する中央銀行と商業銀行の信用供与の対 GDP 比がもっとも高かったのは 1994 年で、1993 年のハイパー・インフレーションはマネーサプライの増加以外の要因でも引き起こされていたと考えざるをえない。

図 2-6 消費者物価指数（対前年末比）、および工業・農業企業に対する融資額、国民経済への歳出額、政府に対する中銀と銀行の融資額（対 GDP 比%）



出所：ウクライナ財務省、IMF(1993,1995)、Luczynski, Husak(1996.10.,1996.12,1997.3)

2.2.4 ルーブルの供給

ルーブルの発行および管理は、モスクワのロシア中央銀行が独占していた。ロシア政府が金融を引き締め、1992年4月から旧ソ連諸国の中央銀行はロシア中央銀行に特別のコルレス口座を開き、ロシアとの貿易決済はこのルーブル勘定の限度内でしかできなくなったため、ロシアによってルーブルの供給が制限された。しかし、ウクライナ国立銀行は、ロシア中央銀行との間で交わしたコルレス契約の枠に関わりなく、国有企業に小切手を振り出させ、国内の産業流通だけではなく、ロシアからの輸入代金の支払いにも当てさせ、それをウクライナ国立銀行が保証することによって企業を救おうとした⁹。また、1993年7月に、ロシア政府が新ルーブルを発行したため、旧ルーブルは使えなくなったが、新ルーブルが発行されるまで、中央アジア諸国などが新通貨を導入し、余ったルーブルをウクライナなどの国外で使用していた。

これらのように、ロシア中央銀行がコントロールできないところでルーブルの供給が行われ、カルボヴァニェツの他にルーブルが流通していたことも、ハイパー・インフレーションの原因と考えられる。

ーションはありえず、ハイパーデフレーションが始まる」環境が整えられたとも言える。Buiter(1987), p.112.

⁹ 西谷(1994), pp.76-77.

2.3 財政

2.3.1 財政赤字の現状

独立以来、表 2-6 にあるように、歳出は 1994 年の GDP の 52% をピークに減少しているが、歳入も減少しているため財政赤字の構造は変わっていない。1998 年度予算は歳入を 211 億グリブナ、歳出を 245 億グリブナを見込んでいたが、税収が不足し、公務員給与や年金の未払いが 9 ヶ月分（1998 年 6 月 1 日時点で約 28 億 2,280 万グリブナ）となっている。予算規模そのものは、前年の半分近くに縮小している。

IMF の EFF 供与の条件である財政赤字を対 GDP 比で 2.6%（1998 年現在 3.3%）にするために、① 30 億グリブナに上る農業と工業に対する補助金の 3 分の 1 への削減、② 医療や教育などへの支出を 30% 削減、③ 課税が免除されていた石炭、天然ガス、電気に 20% の VAT を課すこととなった。しかしながら、財政赤字削減の過程で投資支出も削減しており、さらなる削減は経済の蘇生を阻害しかねない。すでに劣悪な状態となっている医療や教育などへのさらなる支出削減は、公務員給与や年金の未払いが続いているなかで、社会的にも困難が予想される。

表 2-6 財政

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998.1-3
連結予算歳入	75	1,735	62,984	523,093	2,068,991	30,219	37,726	7,958
連結予算歳入 GDP 比%	25.4	34.5	42.5	43.5	38.0	37.1	40.8	38.7
連結予算歳出	98	2,285	69,552	630,648	2,430,276	34,183	43,844	9,049
連結予算歳出 GDP 比%	33.2	45.4	46.9	52.4	44.6	41.9	47.4	44.0
赤字対 GDP 比%	-7.8	-10.9	-4.4	-8.9	-6.6	-4.8	-6.6	-5.3

注：1991 年～1995 年：10 億カルボヴァニェツ、1996 年以降：100 万グリブナ。1991 年度の連結予算歳入・歳出には国家年金基金からの歳入・歳出が含まれていない。表 1-3 の財政状況の推移は IMF の資料に基づき整合性があると思われるが、比較の意味でここでは本調査（1998 年 7 月）で入手した資料を用いた。

出所：ウクライナ財務省

ウクライナ政府は、利払いを除いた財政赤字を 1992 年の GDP 比 23% から 1996 年には GDP 比 1.5% に削減した。これは、主に“国民経済”と言われる鉱工業などの生産活動を支援する歳出の削減によって実現されていた。医療、教育、社会保障は GDP における割合が維持され削減されてきた。ウクライナ政府は、行政機関を削減して歳出を抑え、経済の項目である企業に対する補助金、社会保障、文化、教育・科学、医療・スポーツなどの非営利経常歳出のさらなる削減で歳出を抑えようとしているが、議会の反対に会っている。

また、政府は、1999 年度の財政赤字を対 GDP 比 0.6% にするという緊縮予算を組んだ。議会は、50% 増の 334 億グリブナ（約 97 億 5,000 万ドル）の歳入で財政赤字をゼロにするという対案を提出し、政府と対立している。政府は 1998 年の 9 月までに予定されていた歳入の 50.8% しか確保することができず、賃金や年金の未払いを 30 億グリブナ以上に累積さ

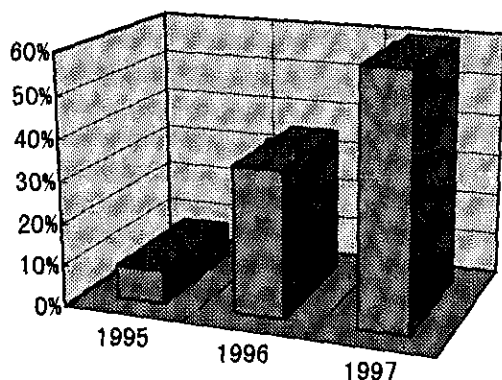
せている¹⁰。経済が窒息状態にあるなかで財政赤字を対 GDP 比 0.6%にするという緊縮予算も非現実的であるが、50%増の歳入増も非現実的であると言わざるをえない。

50%増の歳入を前提にした 1999 年度の予算をめぐる IMF の EFF 融資がストップしていたが、歳出削減の努力が行われ、ウクライナ政府による政府のリストラ、光熱費の引上げ、1999 年度歳出の承認された水準から 10%削減するという提案などを IMF が評価し、EFF 融資の再開が IMF 理事会にかけられることになった¹¹。

(1) 財政赤字の要因 - 国債の利払い

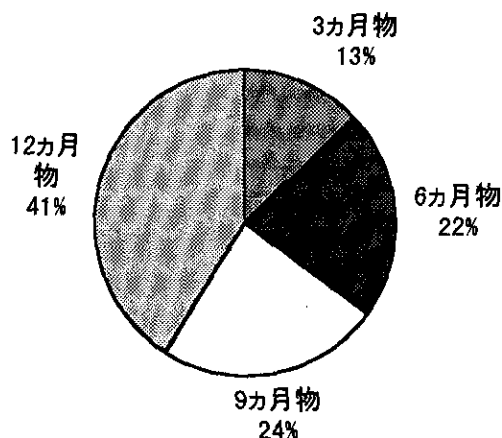
国債は、1995 年 3 月に初めて発行されて以来、ウクライナ政府の主要な資金調達手段となり、政府の資金調達ニーズを反映して国債市場は急速に発展した。図 2-7 にあるように、1996 年には財政赤字の約 35%に当たる 33 億グリブナが国債で資金調達され、インフレが 40%に落ち着いてきたなかで 3 ヶ月物の利回りは 70%~130%に達し、ウクライナ政府にとって極端に借入負担が高くなっていた。利回り水準の高さは、インフレや通貨切下げが再び起こるのではないかというリスク・プレミアムを反映している。1996 年 8 月に新通貨グリブナが導入され、グリブナは 1997 年を通して安定的に推移したため新通貨に対する信認が生まれ、インフレも収束し、外国人投資家の 9 ヶ月物、12 ヶ月物国債への参加が増加した。このため、国債の利回りは低下し、1996 年後半のウクライナ国立銀行の政府に対する貸付は、1996 年前半の 5 分の 1 に減少した。他方、国内投資家は、3 ヶ月物や 6 ヶ月物の短期国債を購入している。

図 2-7 財政赤字の国債による資金調達の割合



出所： Fincorp Invest(1997).

図 2-8 発行された国債種類の割合 (額面、1997 年前半)



出所： Fincorp Invest(1997).

¹⁰ Kiev Post, 1998.12.11.

¹¹ Kiev Post, 1999.3.18.

1997年には財政赤字の約60%が国債で資金調達された。図2-8にあるように、短期国債の割合が大きかったため、1997年の初めに、政府は国債を18ヵ月、24ヵ月、36ヵ月の満期にするよう国会に修正案を提出した。このため、1997年6月末には、18ヵ月物が導入され、3ヵ月物国債は発行されなくなった。通貨の目標相場圏であるコリドール制が維持されるならば、1997年末までに通貨下落による損失は10%以下で、ドル換算での年間利益は、30%の利潤税を差し引いても6ヵ月物で15~16%、9ヵ月物で21~22%となる（本国送金税は別途差引）。こうした高収益は、国内金融機関にとってほぼ唯一といってよい収入源になっていた。

1997年8月時点で、ウクライナ国立銀行と他の政府所有銀行が国債全体の55~60%を所有していたが、残りは民間で所有されており、そのうちの約70%を非居住者外国人が占めていた。その後、アジア通貨危機の影響で外国人投資家の多くがロールオーバーではなく償還を求めたため、ウクライナ政府は国債の償還をせざるをえなくなり、財政を逼迫させることとなった。1999年に償還予定の国債発行は、通貨に対する信認の低下により失敗してきている。

このように1995年からIMFの指導で、通貨増刷につながる政府に対する中央銀行と商業銀行の信用供与をやめ、主に民間引受による国債発行に資金調達を切り換えたが、資金を生産分野から吸収してしまうというクラウディング・アウトを引き起こし、生産低下やバーター取引の原因となった。さらに以上述べたように、短期国債の高金利での資金調達は、財政赤字を拡大させただけでなく、デフォルト懸念を招く結果となり、1998年の金融危機の原因となったのである。

表2-7の地方政府分を含めた連結予算によれば、1997年の財政赤字は61億9,640万グリブナであった。これを穴埋めするべく、国外から2億3,280万グリブナ、国内から49億5,640万グリブナの合わせて51億8,920万グリブナを国債で調達している。財政赤字は、補助金や医療・教育費等よりも、利払いを含めた国債に関する国家債務の負担が大きく、1997年末には87億6,200万グリブナに達し、連結予算の歳出438億4,400万グリブナの約20%を占めている。1998年7月からのロシアのルーブル危機に端を発したウクライナの金融危機の原因は、財政赤字一般ではなく、ロシアと同様に高金利の短期国債の償還が困難になったことである。

(2) 財政赤字の要因 - 企業業績の低迷

表2-8は赤字企業の数、割合、赤字額を示しているが、1995年第1四半期の赤字企業は、9,407社で企業全体の21.1%を占める。これが2年後の1997年第1四半期には、赤字企業数が21,978社と企業全体の47.5%に増加している。このような企業業績の悪化が税収などの歳入を低下させてきた原因と言える。

表 2-7 連結予算赤字とファイナンス(累積額、IMF方式、100万グリブナ)

	連結予算赤字	対GDP比(%)	ファイナンス全体	国外ファイナンス	支払い	償却	国内ファイナンス	銀行ファイナンス	その他の財源
1994年	-1,089.8	-9.1	908.0	52.9	184.4	131.5	855.1	830.0	25.1
1995年	-3,868.0	-7.1	2,428.5	-416.6	793.4	1,210.0	2,845.2	2,466.3	378.8
1996年	-3,617.0	-4.5	2,484.9	-88.6	1,243.1	1,331.7	2,573.5	1,201.2	1,372.3
1997年	-6,196.4	-6.7	5,189.2	232.8	1,501.9	1,269.1	4,956.4	2,264.2	2,692.2
1998年第1四半期	-1,107.8	-5.4	1,320.1	1,538.6	1,895.9	357.3	-218.5	171.6	-390.1

出所：財務省、計算は経済省

表 2-8 赤字企業(小企業、合併企業、協同組合を含む)

	1995.Q1	1995.Q2	1995.Q3	1995.Q4	1996.Q1	1996.Q2	1996.Q3	1996.Q4	1997.Q1
赤字企業数	9,407	8,924	8,663	13,468	18,036	17,575	16,294	26,625	21,978
工業	746	793	821	1,121	2,513	2,520	2,542	3,154	4,177
運輸	398	251	210	247	868	794	792	809	1,217
建設	1,078	696	621	610	2,145	1,923	1,778	1,994	2,758
農業	315	208	181	366	422	373	336	6,763	580
住宅	970	894	792	812	1,191	1,170	1,093	1,048	1,246
全企業に対する赤字企業の割合(%)	21.1	19.7	19	22.2	40.4	38.7	35.8	43	47.5
工業	8.9	9.3	9.5	11.5	27.8	27.4	27.2	30	42.9
運輸	17.2	10.5	8.8	9.6	36.4	32.9	32.3	31.1	50.9
建設	18.6	11.8	10.5	9.8	35.8	31.7	29.5	31.7	44.4
農業	26.3	18.9	17.1	28.3	49	44.2	39.7	66	67
住宅	43	39.2	34.2	34.4	50.5	48.6	44.9	42.4	49.2
赤字額(10億カルボヴァニエツ)	38,099	34,727	40,964	105,252	96,853	159,900	187,500	465,500	126,700
工業	10,616	14,299	19,039	43,495	52,827	98,100	117,900	177,500	74,100
運輸	2,988	2,197	2,381	2,709	5,856	8,800	11,600	27,900	9,900
建設	703	767	1,117	1,655	4,748	5,900	7,100	9,500	6,500
農業	214	147	192	27,516	537	800	1,300	189,400	1,300
住宅	20,926	12,375	11,771	18,703	22,265	27,200	24,200	28,000	21,200

出所：1996年まではウクライナ統計省。1997年はDerzhkomstatで、計算はウクライナ経済省

表 2-9 連結予算歳入(全体に対する割合%)

	全体(累積 額、100万 グリブナ)	企業利潤 税	個人所得 税	付加価値 税	物品税	石油・ガス 税	関税	年金基金	その他の 基金	その他の 歳入
1994年	5,363.7	26.6	6.4	24.2	3.2	0.0	4.6	17.2	4.5	13.3
1995年	20,617.9	23.4	7.8	21.9	1.9	3.5	2.1	20.2	5.2	14.0
1996年	30,142.0	18.1	8.8	20.9	2.2	6.2	1.5	23.2	7.5	11.7
1997年	36,889.6	15.4	8.9	20.6	3.1	2.5	1.9	26.4	9.1	11.9
1998年第1四半期	8,533.4	14.7	9.2	14.1	2.6	0.3	2.5	33.3	11.3	12.0

出所：財務省、計算は経済省

表 2-10 連結予算歳出(全体に対する割合%)

	全体(累積 額、100万 グリブナ)	行政・司 法・国防	経済	文化	教育・科学	医療・スポ ーツ	社会保障	年金基金	チェルノ ブイリ基 金	その他の 歳出
1994年	6,453.5	11.7	19.4	1.5	10.9	9.2	10.9	13.9	3.7	19.1
1995年	24,485.9	10.4	15.5	1.7	13.1	10.9	12.6	16.7	4.1	15.1
1996年	33,759.0	6.9	11.6	1.5	13.1	9.6	12.0	20.8	4.6	19.8
1997年	43,086.0	6.2	12.7	1.4	12.9	9.5	12.8	22.6	4.1	17.9
1998年第1四半期	8,910.9	9.8	12.3	1.2	11.6	11.2	9.7	30.4	3.9	12.4

出所：財務省、計算は経済省

2.3.2 歳入面の改革

1994年から1998年第1四半期への各歳入項目の歳入全体に対する割合は、表 2-9 にあるように、年金基金が主な歳入項目となり、年金基金が17%から33%に増加している。その一方で、企業利潤税が27%から15%に減少、付加価値税が24%から14%に減少している。

ウクライナ政府は、歳入を増やすためにアルコールに関する物品税を1998年8月から2倍以上に引き上げ、家賃や光熱費の引き上げを検討している。確実に税収となる付加価値税に依存する割合が高かったが、アルコールに関する物品税や輸入税の引き上げなどで歳入増を図り、脱税が横行している企業利潤税や個人所得税で徴税の強化が計画されている。

2.3.3 歳出面の改革

1994年から1998年第1四半期への各歳出項目の歳出全体に対する割合は、表 2-10 にあるように、行政・司法・国防が12%から10%、経済が19%から12%、文化が1.5%から1.2%、社会保障が11%から10%、その他の歳出が19%から12%へ減少し、教育・科学が11%前後、医療・スポーツが9%から11%、年金基金が14%から30%に増加している。

(1) 国有企業への補助金の削減

財政を安定化させるためには、企業に対する補助金の削減が必要である。このため、ウクライナにおける企業に対する補助金の現状と問題点について、考察することとしたい。

ウクライナでは、1991年には企業への補助金は政府歳出の45.8%、対GDP比15%に上っていた。この数値は、価格自由化以前のもので、広義の補助金の数値を完全に表しているわけではないが¹²、直接的な国家予算からの企業に対する補助金には、以下のものがあげられる。

- ①政府による価格統制を目的とした資金供給措置
- ②資本投資への国家予算からの融資支援
- ③一時的困難に直面している企業に対する国家予算からの融資
- ④農産物購入に対する国家予算からの融資支援
- ⑤資金供給規定による諸セクター基金

これらの企業に対する補助金をまとめると表 2-11 のようになり、ウクライナでは1996年に対GDP比9.6%、1997年に対GDP比7.4%に上っている。さらに、これまで発表されてこなかった地方企業への財政支援は、1996年に対GDP比1.2%、1997年に対GDP比1.5%であり、企業への補助金に関する歳出合計は、1996年に対GDP比10.8%、1997年に対GDP比8.8%となる。過去数年のローン返済による農産物の国家調達用政府融資、国家資産の民営化から得られた原資からの支出といった地方企業への補助金を含めると、企業に対する直接的な国家補助金の総計は、前年度より対GDP比1.5%減ったものの、1997年度は対GDP比9.3%であった。

¹² ソ連時代には、共和国や地方自治体よりもソ連邦予算から資金供給を受けていた。

ポーランド、ハンガリー、チェコといった比較的 GDP の低下が緩やかであった東欧諸国では、企業に対する直接的な国家補助金は、1991年から1995年の間、対 GDP 比 1.7%から 4.4%である¹³。ウクライナの財政危機を克服する鍵の一つが、補助金の効率的な活用と言えよう。1998年度にウクライナ政府は、補助金を対 GDP 比 6.2%に削減することを計画している。

表 2-11 ウクライナ、ポーランド、ハンガリー、チェコにおける企業への直接的な補助金の対 GDP 比 (%)

	ウクライナ	ウクライナ	ポーランド	ハンガリー	チェコ
	1996年	1997年	1992年	1993年	1993年
政府予算からの企業への補助金	9.6	7.4	3.0	2.6~3.2	4.0~4.8
経常支出（政府の価格統制を含む）を補填する補助金	8.4	6.7	2.8	1.7~2.3	3.4~4.2
投資	1.2	0.7	0.2	0.9	0.6
発表されてこなかった地方企業への財政支援（国家マテリアル・リザーブ、内閣留保基金、イノベーション基金、雇用基金から）	1.2	1.5			
政府保証付き融資に関する支出	?	?			
企業への補助金に関する歳出合計	10.8	8.8			
地方企業への補助金（過去数年のローン返済による農産物の国家調達用政府融資、国家資産の民営化から受取った資源の支出）		0.5			
企業に対する直接的な国家補助の総計	10.8	9.3	3.0	2.6~3.2	4.0~4.8

出所：ウクライナ財務省、IMF(1996)

他方、国有企業に対する間接的な補助金として、国家予算の採択後、予算には明示的には示されない形で、政府は上記以外の企業に対する補助金に関し様々な新しい歳出項目を採択してきている。

特定地域・企業への信用供与や特例措置：チェルノブイリ原発事故被災地からの移住者用に移住先における雇用機会を創出するために、環境に優しい食品などを作る生産施設の建設、リハビリおよび設備更新に対してチェルノブイリ基金から信用供与がなされている¹⁴。低い減価償却基準を用いることによってサムソフスカヤ・ザパドナヤ炭鉱とニカノル・ノヴァヤ炭鉱などの石炭セクターが支援されていて、政府は火力発電所の冬季の備蓄用に 750 万トンの石炭を購入することで支援することをを計画している¹⁵。

特別会計基金からの補助：これらとは別に、特別会計基金を設立し、企業に対する補助が行われる場合がある。特に、返済された政府融資資金が、国家の穀物買上げに提供され、農

¹³ IMF(1996).

¹⁴ *Uriadoviy Kurier*, 1998.4.30.

¹⁵ *Uriadoviy Kurier*, 1998.5.26.

業機械を購入するための工業省の特別会計に組み入れられている¹⁶。国家イノベーション基金から資金供給されたイノベーション案件を執行するための受領額から、研究開発工場をファイナンスするために特別会計基金の設立が計画されている¹⁷。これら基金の設立は、企業に対する金融支援の減額を補おうとするものといえる。

優遇税：ウクライナにおける間接的な補助金は、内閣決議に沿って以下のような優遇税の形でも行われている。

- ・ 輸出船舶を建造する造船会社に引き渡される材料、道具や部品に関する輸入税の軽減¹⁸
- ・ 1998年の年初から2008年1月1日まで、自動車とスペア部品製造工場の建設および生産活動用の製品に関する輸入税およびVATの非課税¹⁹
- ・ あらゆる所有形態のウクライナ企業によって生産される自動車、トラック、オートバイ、車両用タイヤの販売時の物品税の免除²⁰

これらは、造船業や自動車製造業への一種の間接的な傾斜生産方式とも言え、否定的にのみとらえることはできない。

表 2-12 ウクライナ、ポーランド、ハンガリーにおける企業の税金や義務的支払の未払い、社会保障割引（対 GDP 比%）

	ウクライナ		ポーランド		ハンガリー	
	1996年	1997年	1996年	1997年	1996年	1997年
税金	7.4	7.9	2.5	2.6	2.4	2.7
社会保障	3.2	4.8	1.3	1.9	3.4	4.2
税金、義務的支払の未払い合計	10.6	12.7	3.8	4.6	5.8	6.9

注：ウクライナでは、国税当局が税金や義務的支払のすべてをコントロールできておらず、統計省も1997年から全情報を収集しはじめたので、1996年以前の統計は正確なものがない。

出所：ウクライナ統計省、

税の割引・帳消：国民経済の個々のセクターへの支援を確かなものにする様々な恩典の規模については、国税当局は1997年に対GDP比1.1%相当としているが、どのような恩典が補助金として定義されるか不明確である。多くの企業や業種が、年金基金や社会保障基金の割引によって、国家による支援の一つの形態の受益者になってきている。1998年1月1日時点で、ウクライナ企業の税金や義務的支払の未払いや社会保障の割引は、対GDP比12.7%に上った。表2-12にあるように、ポーランドの3倍、ハンガリーの2倍に当たる。当然、税金、義務的支払や社会保障費を支払わなくても、国家による支援や救済の一つの形態として認められてしまうのであれば、モラルハザードが生じる。税金の帳消は、1980年代まで

¹⁶ 政令第18-r号、1998年1月14日

¹⁷ 政令第284号、1998年3月7日

¹⁸ 1997年5月17日の内閣決議第456号。

¹⁹ 1998年1月26日の内閣決議第89号。

²⁰ 1998年2月16日の内閣決議第155号。

は、農業などのセクターや特定の企業に対してよく行なわれていた。1992年から1996年にかけて、石炭産業に対して税金の帳消が認められた。1997年3月31日時点で、政府は54億グリブナに上る税金の帳消や債務繰り延べを認めている²¹。これは54億グリブナの補助金を出したことと同じと言える。

以上のような結果、表 2-13 にあるように、ウクライナ企業に対する間接的な補助金は、1996年に対 GDP 比 3.8%～5.3%、1997年には対 GDP 比 10.5%に増加している。表 2-11 のウクライナ企業に対する直接的な補助金は、1996年の対 GDP 比 10.8%から1997年の対 GDP 比 9.3%に減少し、間接的な補助金の割合が急速に高まっていることを示している。歳入減から直接的な補助金支出が減り、代わりに税金の帳消および債務繰り延べが急増している。

表 2-13 ウクライナ企業に対する間接的な補助金 (対 GDP 比%)

	1996年	1997年
税金や義務的支払の未払い、社会保障割引の増加	1.6～3.1	3.6
帳消および債務繰り延べ	—	5.8
税の優遇	2.2	1.1
間接的な補助金の合計	3.8～5.3	10.5

出所：ウクライナ統計省、ウクライナ財務省

(3) 社会セクターへの支出

社会セクターへの支出は、1997年度で歳出の59.2%を占めている。1994年まで住宅や地方自治体サービスは、政府による補助金で、各家計の毎月の支出の5%以下に抑えられていた。1994年における政府予算からの住宅や地方自治体サービスに対する支援は、歳出のおよそ8%、GDPの4.4%を占めていた。IMF路線を受入れたクチマ政権は、住宅、上下水道、温水、暖房およびガス料金を段階的に引上げ、1995年2月までに20%、1995年7月までに30%、1995年9月までに40%、1996年1月までに60%、1996年9月に80%、1997年1月に100%、生産コストをカバーする政策を開始した。

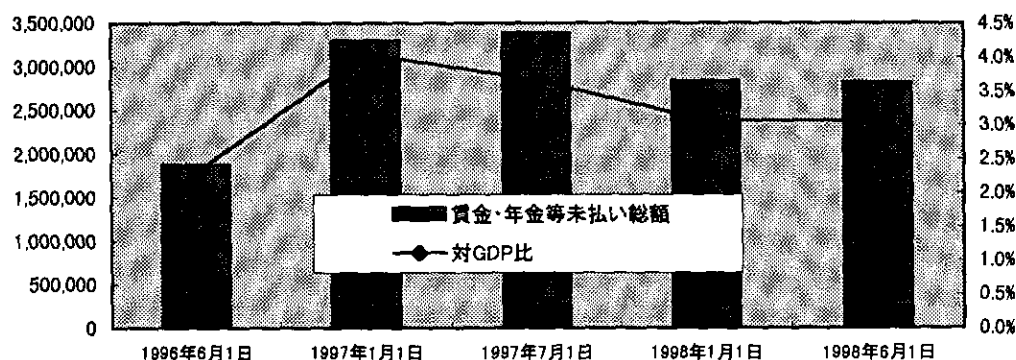
しかし、年金生活者の夫婦の場合、平均的な年金の2人分は60グリブナから100グリブナであるが、一般的な都市のアパートの今日の光熱水道費の総額に等しく、生活が困難になっている。1998年第1四半期の月ごとの平均賃金は157.2グリブナで、実質賃金は1990年の35.6%に低下している。賃金未払いはウクライナの政府と国有企業全体で53億3,700万グリブナに上り、そのうち国家予算からの分は7億5,900万グリブナで、年金未払いは14億1,500万グリブナに上り、消費を低下させている。賃金未払いや年金未払いは約9ヵ月分となっていて、連日、財務省・経済省前でデモが行われている。

図 2-9 は、1996年6月から1998年6月までの連結予算からの未払い額の推移を表しているが、現役軍人年金、昇給分、教育分野の賃金、チェルノブイリ手当、医療分野の賃金未払いが累積し、未払い額の総額は1997年7月に33億8,712万グリブナ、対 GDP 比では

²¹ *Finances in Ukraine*, 1998. 3.

1997年1月に4.05%でピークとなり、以後高水準でほぼ横ばいとなっている。国家予算では、現役軍人年金、チェルノブイリ手当、地方予算では、昇給分、教育分野の賃金、医療分野の賃金未払いが特に累積している。

図 2-9 1996年6月から1998年6月までの連結予算からの未払い額の推移(1,000 グリブナ)



出所：ウクライナ財務省

急激な家賃や光熱費の引上げは、支払うことができない貧困層を保護するための社会的な措置がなければ社会的に実行不可能であった。このためウクライナ政府は、1995年2月に、USAID と世銀の支援²²の下で、家賃と光熱費が月収の15%を超える世帯が差額分の手当を申請するという住宅・地方自治体サービス手当プログラムを導入した²³。

しかしながら、急激に引き上げられた家賃や光熱費を支払うことができない貧困層を保護するための社会的な措置を充実させる以上に、賃金や年金の未払いを解消し、賃金や年金を家賃や光熱費と同程度引上げることが可能にする政策がとられていかなければ、深刻な社会問題を引き起こす危険性がある。

²² USAIDは、手当の企画を手伝い、いくつかの住宅・地方自治体サービス手当プログラム事務所でプログラムを自動化するソフトウェアを指導し、訓練とともにその他の事務所をコンピューター化する機器を提供することで、住宅・地方自治体サービス手当プログラムの開発を支援していたが、機器を揃えるための資金が不足したため、世銀が融資をすることとなった。

²³ 各世帯は、所得と住宅や地方自治体サービスの支出についての書類を地元の地方自治体に提出することが求められ、書類手続きが行われた後、家計からの月々の支払いは月収の15%に減らされ、差額は直接、政府予算から自治体サービス企業に支払われるというものであった。住宅・地方自治体サービス手当プログラムに基づき、1995年5月に全国に754の事務所が設置され、地方政府の社会保護部を通して、社会保護省の管轄とされた。1996年3月時点で、320万世帯に毎月平均約16ドルの手当が与えられ、1996年10月には460万世帯が登録される見込みであった。求められた書類の多さ、官僚主義の煩わしさ、手当を取得するためにかかる時間などに不満がつのったため、申請手続きの簡略化・コンピューター化が図られた。住宅・地方自治体サービス手当プログラムは、家計も供給者も資源をより効率的に保全し使用するインセンティブがないという位置付けで開始された。地方自治体をコンピューター化することには意義があるが、家計の平均月収、平均家賃、平均光熱費は経済省で把握できるものであり、わざわざ各世帯から書類を提出させ官僚主義を肥大させる措置をとらなくても、経済省の機能を向上させることによって、月収の15%を超える分を自動的に政府予算から各地方自治体サービス企業に支出する方が効率的ではないかという問題を孕んでいる。

2.4 国際収支

2.4.1 貿易収支

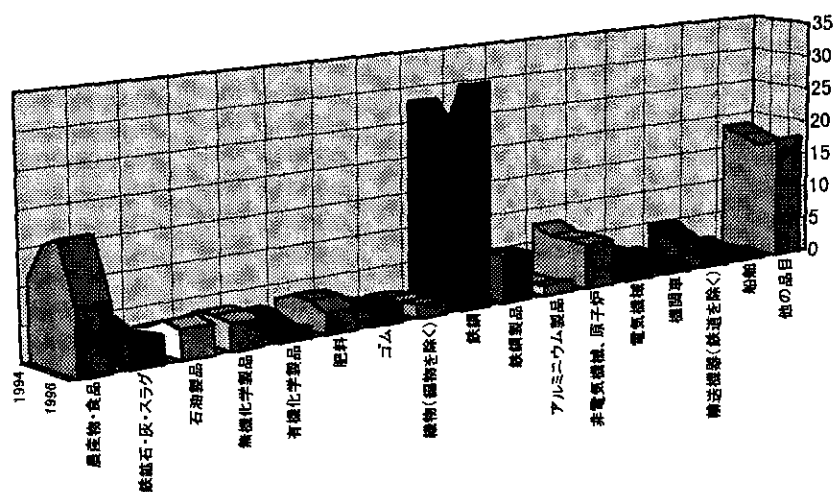
表 2-14 にあるように、輸出は 1994 年の 139 億ドルから 1997 年の 154 億ドルに 11% 増加しているが、輸入は 1994 年の 165 億ドルから 1997 年の 196 億ドルに 19% 増加し、貿易収支は、1994 年の約 26 億ドルから 1997 年は 42 億ドルと赤字が拡大している。貿易収支の赤字額の GDP 比は、GDP の低下が激しかったため、1994 年の 5% から 10% 前後に増加している。

表 2-14 国際収支 (100 万ドル)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
輸出	-	-	13,894	14,244	15,547	15,418	13,141
輸入	-	-	16,469	16,946	19,843	19,623	14,857
貿易収支	-	-	-2,575	-2,702	-4,296	-4,205	-1,716
貿易収支 (GDP比)			-4.92%	-5.51%	-9.76%	-9.87%	-4.10%
経常収支	-	-	-1,163	-1,152	-1,184	-1,335	-679
経常収支 (GDP比)			-2.22%	-2.35%	-2.69%	-3.13%	-1.62%
資本収支	-	-	97	6	5	-	-
資本収支 (GDP比)			0.19%	0.01%	0.01%		
外貨準備高	468.8	161.6	650.7	1,050.6	1,960.0	2,341.1	1,020
外貨準備高 (輸入比)			0.5 カ月	0.7 カ月	1.2 カ月	1.4 カ月	0.8 カ月

出所：IMF(1999)、1998 年は EIU の推定。

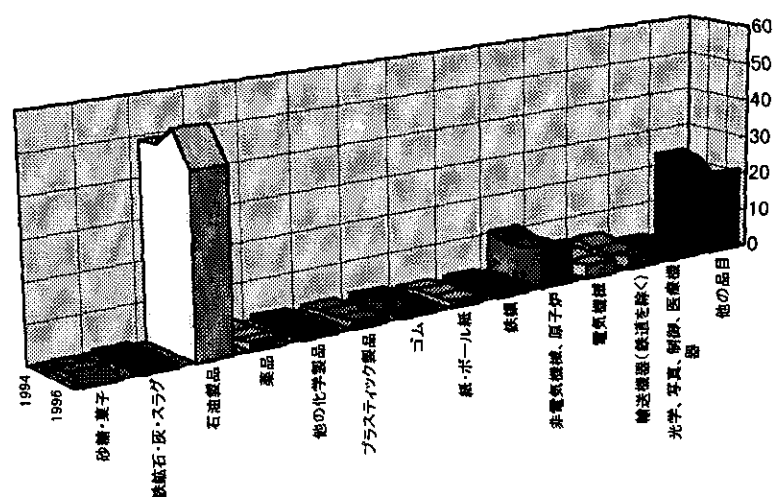
図 2-10 輸出品目の構造



出所：関税委員会、計算は経済省

ウクライナは、**図 2-10** および**図 2-11**にあるように、コメコン時代にはウクライナ製の機械や農産物・食品の買手であったコメコン市場が消滅したため、これらの生産や輸出が急減する一方で、原油や天然ガスなどの原材料やエネルギー資源を輸入し、製鉄や化学などの重厚長大型の産業で加工して、鉄鋼や化学製品を輸出する産業構造になっている。鉄鋼は農産物・食品と並んでウクライナの外貨の稼ぎ頭となっているものの、EU 諸国の保護主義で輸出がそれほど伸びない一方で、EU 諸国からの消費財の輸入が伸びたため貿易収支赤字が拡大してきた。

図 2-11 輸入品目の構造



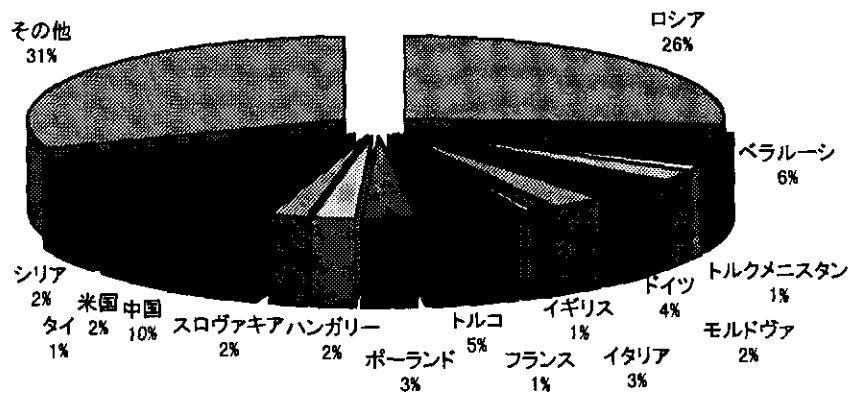
出所：関税委員会、計算は経済省

ウクライナ貿易の旧ソ連時の構造への回帰が観察されるなかで、最大の貿易相手国であるロシアとの貿易は減ってきたが、**図 2-12**にあるように1997年でも輸出全体の26%、**図 2-13**にあるように輸入全体の46%を占めている。1997年のロシアとの商品およびサービスの貿易量は、前年比15.3%、27億3,780万ドル減少して、151億1,950万ドルに落ち込んだ。ロシアとは、1998年2月、輸入VAT廃止を盛り込んだ二国間経済協力協定に調印した。しかし、ウクライナからロシアへの輸出は、1998年1~4月期に前年同期比24.6%減少し17億ドルとなり、特に、1996年に輸出全体の17%を占めていた農産物・食品の半減が大きかった。ロシアからの輸入は、7.5%減少し、28億6,470万ドルであった。全輸入量の70%がエネルギーで、12%以上が他の原材料である。1996年9月1日からロシアがウクライナへの輸出にVATを課すとともに、ウクライナからの輸入にVATを課し、ウクライナ産の砂糖の輸入制限を狙った一連の措置を適用した²⁴こととともに、国内生産量

²⁴ ウクライナは、ソ連時代にロシアの砂糖需要の65%を賅っていたように、甜菜糖生産は重要な外貨獲得セクターである。ウクライナの砂糖生産能力は、年間550万トンであるが、1997年度にはロシアの輸入制限措置で200万トンに生産高が減っている。国内に132の製糖工場があり、ウクライナの年間砂糖消費量は150万トンから170万トンである。

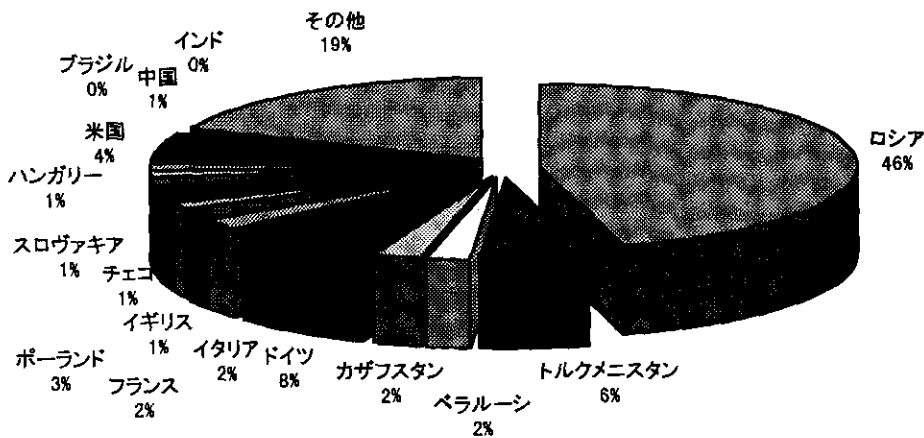
の減少、ウクライナ製品の高い生産コストに起因するロシア市場における低い競争力などが貿易量減少の主要な原因である。

図 2-12 主要な輸出国(輸出全体に占める%、1997 年)



出所：関税委員会、計算は経済省

図 2-13 主要な輸入国(輸入全体に占める%、1997 年)



出所：関税委員会、計算は経済省

対ロ貿易比率が低下し、対 EU 貿易比率が上昇してきたが、ウクライナの主要輸出品目である鉄鋼や農産物の EU 諸国への輸出拡大は困難であり、ロシアや CIS 諸国との通商関係の改善が不可欠となっている。

2.4.2 貿易外収支

ウクライナは、表 2-15 にあるように 1997 年で約 27 億ドルのサービス収支の黒字を計

上している。表 2-16 のサービス収支における輸送および観光の割合が示しているように、輸送がサービス受取の 70~75% を占め大幅なサービス黒字を計上してきている。特に原油や天然ガスパイプラインでの輸送料収入が大きかった。

表 2-15 サービス収支(100 万ドル)

	1994	1995	1996	1997
受取	2,747	2,846	4,799	4,937
支払	-1,538	-1,334	-1,625	-2,268
収支	1,209	1,512	3,174	2,669

出所：IMF(1999).

表 2-16 サービス収支における輸送および観光の割合

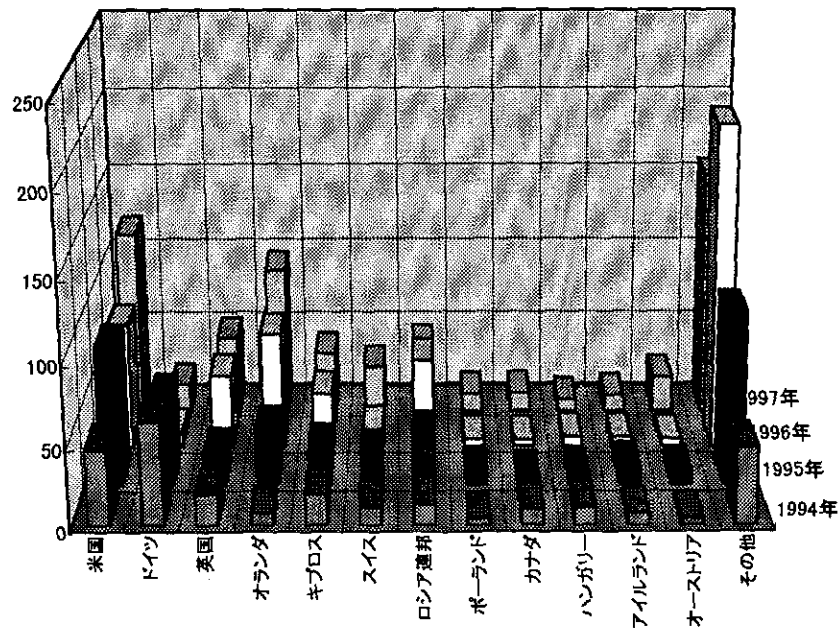
	1992	1993	1994	1995	1996
輸送サービス (受取全体の%)	-	-	68.9	75.6	-
輸送サービス (支払全体の%)	-	-	15.9	34.0	-
観光サービス (受取全体の%)	-	-	6.4	6.7	-
観光サービス (支払全体の%)	-	-	9.2	15.7	-

出所：World Bank (1998b).

2.4.3 資本収支

資本収支は、表 2-14 にあるように、1994 年の 9,700 万ドルから黒字幅が減少傾向にある。資本収支は、海外からの直接投資 (FDI) の流入に支えられている。

図 2-14 ウクライナに対する国別海外直接投資(100 万ドル)



出所：ウクライナ経済省

FDIは、図 2-14 にあるように米国とオランダからが多いが、1998年4月1日時点の累計で21億7,810万ドルにすぎず、6,407社の進出企業のうち製造業は1,691社しかない。表 2-17 の業種別海外直接投資が示しているように、商業に対する直接投資が多く、本国で製造した製品を販売するための投資であるため外貨獲得につながらず、ウクライナ産業政策省は製造業の誘致に注力している。1996年の人口1人当たりFDI累積額は23ドルで、ハンガリーの1,256ドルの1.8%にすぎない。

代表的なFDIとしては、カーギルのひまわり油精製やジョンディアのコンバインの組立があげられる。DaewooのAvtoZAZへのこれまでの1億5,000万ドルの投資は、既存の生産車種の近代化には不十分と思われる。

表 2-17 業種別海外直接投資(期末値)

業種	ウクライナにおける非居住者の資本			
	1996年		1997年	
	100万ドル	%	100万ドル	%
商業	484.79	33.9	400.65	19.5
食品	166.63	11.6	422.07	20.6
機械・金属	138.86	9.7	168.7	8.2
医療・社会保険	74.65	5.2	114.87	5.6
金融・保険	70.71	4.9	174.08	8.5
建設・建材	69.08	4.8	90.55	4.4
交通・通信	44.53	3.1	88.21	4.3
化学	41.4	2.9	141.22	6.9
鉄鋼・非鉄	33.34	2.3	68.14	3.3
軽工業	31.61	2.2	32.49	1.6
サービス	47.34	3.3	29.08	1.4
木材・製紙	19.81	1.4	44.61	2.2
農業	17.24	1.2	45.87	2.2
原油・ガス	5.01	0.3	23.74	1.2
その他	190.24	13.2	209.53	10.2
全体	1438.24	100	2053.82	100

出所：Derzhkomstat

2.4.4 外貨準備高

外貨準備高は、表 2-14 にあるように、1992年の4.69億ドル以来、増加傾向にあり、1997年に23.41億ドルとなっている。増加の要因は、特に1995年以降の外国人投資家によるウクライナ国債の購入である。実際、国債発行量が、1996年第1四半期の月間1億2,100万グリブナから1996年第4四半期の月間4億7,200万グリブナ、1997年第1四半期の月間8億5,000万グリブナに急増している。

その後、外貨準備高は、ロシアの通貨危機後のグリブナ買い支えで外貨準備高を急減させ、7月1日には17.77億ドル（輸入1ヵ月分相当）、8月中旬には11億ドルに減り、8月28日に年初の約3分の1である8億ドルに急減し、1999年1月には6億8,500万ドル

まで減っている。1998年7月の国債償還が4.7億ドル、対外債務支払が0.5億ドルで合計5.2億ドル、8月の国債償還が5億ドル、対外債務支払が4.5億ドルで合計9.5億ドルとなっており、外貨流出を回避するには、IMFのEFF承認が必要となっていた。

2.5 金融

2.5.1 金利動向

インフレを抑えるために高金利政策がとられてきた。表 2-18 にあるように、1994年には期末で230%という公定歩合であったが、インフレが収束した1995年以降も1996年まで50%から35%と高めに維持され、1997年になって18.5%まで低下した。しかし、1998年に入って国債償還のデフォルト懸念から短期国債市場金利が40%以上に上昇し、公定歩合も40%に引き上げられた。商業銀行の貸付金利は1996年9月まで法律によって公定歩合にリンクさせられ、預金金利も公定歩合を反映した金利となっていた。商業銀行の貸付金利は、1997年以降、50%を下回るようになったが、商業銀行の用心深い貸付政策で貸付が増えなかったため、商業銀行の貸付金利そのものに重要性はなく、3ヵ月物短期国債の利回りがウクライナ経済にとってもっとも重要な金利指標となっていて、高止まりしていた。

表 2-18 金利動向

	1993	1994	1995	1996	1997	1998.Q1
公定歩合(期末)	170.0	230.0	52.5	35.0	18.5	40.0
貸付金利(年利加重平均)	184.3	250.3	123.0	80.0	49.1	30.8
預金金利(年利加重平均)	148.6	208.6	70.0	34.0	18.0	12.0

出所：公定歩合はIMF(1999)。貸付金利および預金金利はウクライナ経済省

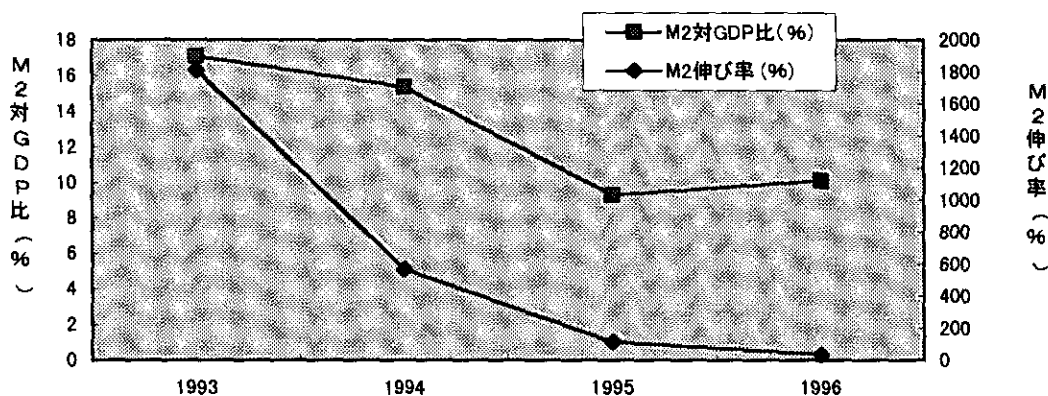
2.5.2 マネーサプライ

マネーサプライ(M2)は、図 2-15 にあるように、1993年第3四半期の対前期比118.7%、対GDP比17%をピークに緊縮政策で減少し、1996年以降は対前期比1桁台の伸び率になっている。この間、1993年のハイパー・インフレーションの結果、国内通貨から物や外貨への逃避が起き、10~20億ドルが国内で流通しているといわれ、1993年の第2四半期には外貨預金はM2の40%を超えた。このような通貨のドル化は、通貨当局に通貨供給をコントロールすることを困難にさせていた。

財政金融引締政策の下で、1996年6月1日に、M2がGDP比で8%に止まった。このような引締政策は、インフレ率の引下には効果を上げ、10,000%を超えるハイパー・インフレーションから1997年の10.1%にまで引き下げるのに成功したが、他方では企業間延滞債務を激増させ、対GDP比で1995年が56%、1996年が90%、1997年が111%にも達した。こうした人為的に作られた企業財務の悪化は、税徴収の困難をもたらし、財政赤字の克服を一層困難にし、さらなる引締政策が必要になる悪循環をもたらした。ウクライ

ナ政府は、ロシア通貨危機の影響によるグリブナの下落から 1999 年のインフレを 20%程度と予測しているが、東欧諸国の経験から年率 30%程度のインフレであればコントロール可能で、通貨供給量を増やし流動性不足を解決する必要があると思われる。

図 2-15 M2 対 GDP 比 (%) および M2 伸び率 (%)



出所：World Bank (1998b).

2.5.1 資本市場

1994 年の半ばにクチマ大統領が選出されてから民営化が加速し、合せて資本市場も整備されてきた。1995 年半ばまでは、市場参加者や大規模民営化によってもたらされた証券の二次売買に関する管轄は、財務省、ウクライナ国立銀行、反独占委員会、国家資産ファンドを含む多くの省庁の間で分散されていた。管理は不適切で、詐欺やその他の乱用の危険があった。このため、政府は 1995 年 6 月に証券株式市場委員会を作り、1995 年 11 月と 1996 年 3 月の二つの大統領令によって、投資基金、投資会社、登記所、預託所の監督権限を証券株式市場委員会に移した。

表 2-19 資本市場

	1993	1994	1995	1996	1997.Q1
取引所総数	74	n.a.	88	191	196
商品・原材料	n.a.	n.a.	44	100	99
株式・外為	n.a.	n.a.	14	24	24
総取引高	941.2	n.a.	30,069.0	302.9	116.3
原材料・商品・サービス	695.2	n.a.	20,360.0	105.4	45.0
農産物	n.a.	n.a.	17,553.0	67.1	2.5
消費財	11.0	n.a.	41.0	0.0	0.0
株式・債券	1.7	n.a.	424.0	6.6	1.6
不動産	n.a.	n.a.	9,183.0	85.6	67.9

注：各取引高は 10 億カルボヴァニェツ。ただし、1996 年以降は 100 万グリブナ (100,000 カルボヴァニェツ=1 グリブナ)。

出所：ウクライナ統計省

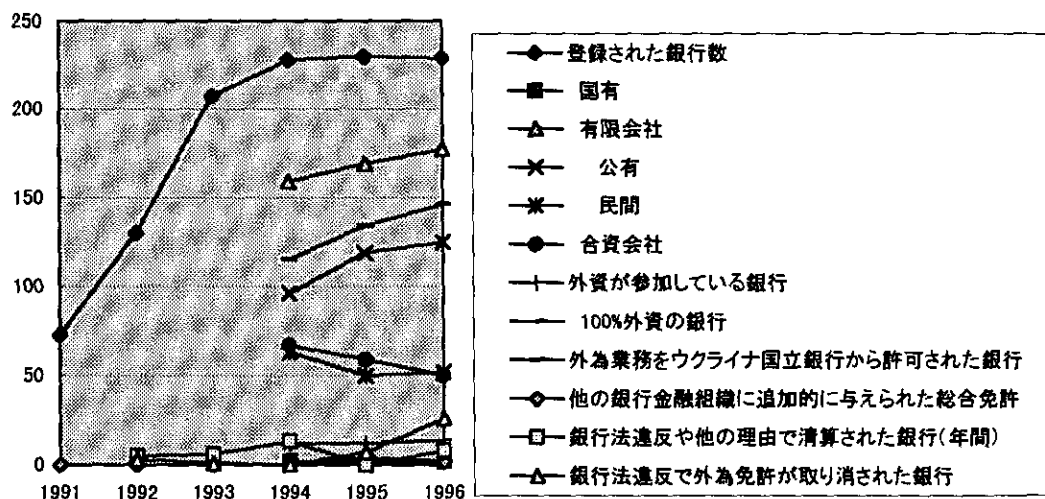
バウチャーに投資するために国家資産ファンドによって免許を与えられている投資基金、投資会社や投資信託は 350 以上ある。これらのうち約 60%は五つの市にあり、キエフには 4 分の 1 がある。バウチャーは約 80%集められたが、30~40 にすぎない投資基金によって集められたと言われている。バウチャー以外の証書に投資し仲介やコンサルティング・サービスを提供するために、さらに 500 の仲介者が財務省から免許を与えられている。

1994 年第 2 四半期までの取引所総数 90、総取引高 6,292 億カルボヴァニェツから、表 2-19 にあるように、1997 年第 1 四半期には取引所総数は 196 で倍に、総取引高は 1 億 1,630 万グリブナ (=11 兆 6,300 億カルボヴァニェツ) で 18 倍に増えている。しかしながら、1996 年からの非居住者の大規模な国債市場への参入が後の通貨危機につながったように、資本市場は慎重に規制される必要があったと言える。

2.5.4 銀行セクター改革

図 2-16 が示しているように、商業銀行は 225 行あるが、そのうち 189 行は破産・解散手続を免れているが、安定しているのはそのうちの半分で、64 行は 300 万 ECU の資本金を達成しておらず、閉鎖か統合が必要になっている。

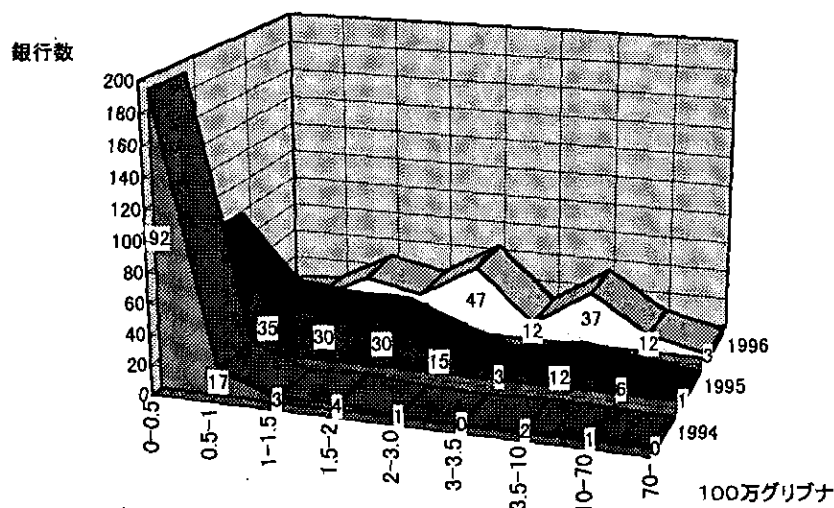
図 2-16 ウクライナの商業銀行数



出所：ウクライナ国立銀行年報 1996

図 2-17 はウクライナ国立銀行や外為および海外支店の資金を除く商業銀行の資本金規模を示していて、資本金が 50 万グリブナ未満の銀行が、1994 年に 192 行も乱立していたが、9 行に減り中位行が増加していることを示している。中小行の多くは、特定のビジネス、産業や地方のポケット・バンクとして設立され、銀行の設立者や経営者自身、特定のビジネス、産業や地方に深く関与していて、潜在的な利害対立やディスクロージャー違反が多いため、合併を促進することによってポケット・バンクから脱していく必要がある。

図 2-17 商業銀行の資本金規模



(ウクライナ国立銀行や外為および海外支店の資金を除く)

出所：ウクライナ国立銀行年報 1996

表 2-20 商業銀行の財務状況

	銀行数 (1997年7月1日現在)
強力(1)	3
申し分のない(2)	54
平均(3)	86
ボーダーライン(4)	27
不十分(5)	44
格付けされている銀行総数	214

出所：ウクライナ国立銀行

表 2-20 は、1997年7月1日現在の商業銀行の財務状況を表しているが、ウクライナ国立銀行独自のレーティングによれば、銀行総数の 1.4%に当たる 3 行だけがレーティング(1)の強力な銀行で、25.2%に当たる 54 行がレーティング(2)の申し分のない銀行で、12.6%に当たる 86 行がレーティング(3)の平均の銀行で、12.6%に当たる 27 行がレーティング(4)の境界にある銀行で、20.6%に当たる 44 行だけがレーティング(5)の不十分な銀行である。

IMF は 1996 年から 1999 年までの通貨政策措置として、財政赤字の通貨発行による資金調達を厳しく制限するウクライナ国立銀行法を制定することによって、預金準備率の要件を一様に適用し、商業銀行に対して特定の企業への貸し付けや、強制的な銀行間貸し付けによる弱体銀行の支援を指導することをやめ、証券市場委員会、揺籃期にある市場参加者の自己統制機関や、ノンバンク金融市場の創設など、より広範な金融市場の条件を整備することを提言している²⁵。

²⁵ Cornelius, Lenain(1997). p.53.

することを提言している²⁵。

表 2-21 はウクライナの経済組織に商業銀行から与えられた融資を示しているが、9割方が短期融資となっていて、金融機関も企業も長期的なヴィジョンを持って活動できていないことを示している。

表 2-21 ウクライナの経済組織に商業銀行から与えられた融資

年度	全体	内訳			
		通貨の種類		期間	
		国内	外国	短期	長期
期末時点の融資残高(100万グリブナ)					
1992	27	24	3	26	1
1993	406	385	21	396	11
1994	1,558	1,199	359	1,381	176
1995	4,078	3,029	1,049	3,643	434
1996	5,452	4,102	1,350	4,845	607
前年度からの増加率(%)					
1993	1,500	1,600	800	1,500	900
1994	400	300	1,700	300	1,600
1995	264	253	302	266	246
1996	134	135	128	133	140
全体に対する割合					
1992	100	90.6	9.4	95.4	4.6
1993	100	94.8	5.2	97.4	2.6
1994	100	77.0	23.0	88.7	11.3
1995	100	74.3	25.7	89.3	10.7
1996	100	75.2	24.8	88.9	11.1

出所：ウクライナ国立銀行年報 1996

1998年8月のロシア危機で、ウクライナの商業銀行は、深刻な経営危機に陥った。ウクライナ銀行協会の1998年10月末のレポートによれば、ウクライナ銀行協会の調査で126行の総資本金は、グリブナが急落した1998年9月に35%減少した²⁶。財務省の国債の支払義務は通貨切下げの結果、実質的に約4億ドル分減少したのに対し、市民や企業は銀行預金価値の3億1,000万ドル分を失い、銀行自身は他の銀行における預金で7億ドル分の損失を出し、銀行の損失が政府の利益となっていると批判している。ウクライナ国立銀行がグリブナ防衛のために、商業銀行の預金準備率を15%から16.5%に引き上げたことも、商業銀行を窮地に追い込んだ。1998年の1~9月期に証券市場における銀行業務が69%、銀行の与信業務は58%減少した。延滞債権額は、年初に14.6%であったが、10月1日には20.5%になり、与信業務の質が悪化した²⁷。

²⁵ Cornelius, Lenain(1997), p.53.

²⁶ ウクライナ商業銀行の総資本金は、チェコ最大の銀行の資本金の3分の1にすぎない

²⁷ Kiev Post, 1998.11.3.

ウクライナにおける優良商業銀行であったウクライナ銀行も、1998年7月時点でのウクライナ銀行協会の評価によれば5億190万グリブナの資本金であったが、その債務はほぼその倍になっていた。ウクライナ銀行は、政府によって約1,300の国有農場に資金供給することを担わされていたが、プストヴォイテンコ首相は、9月14日、ウクライナ銀行の未払い農業債権は10億グリブナで、ウクライナ銀行の状況はかなり深刻であると述べている。

クチマ大統領は、12月初旬にウクライナ銀行の“国家による再編”に関する大統領令を出した。しかし、すでに1カ月前に国家資産ファンドによって、ウクライナ銀行の政府保有株の12%はキエフを地盤にした工業コンツェルンであるウクルロス²⁸に売却されていた²⁹。クチマ大統領の構想は、日本の債務超過商業銀行を一時国有化するという方式に類似していると言える。ウクライナ国立銀行や国家資産ファンドは、売却による民営化方針を持っていた。しかし、入札もなく特定の投資会社に政府保有株を売却したことは、民営化過程がきわめて不透明と言わざるをえない。

通貨危機後、危機に陥っている銀行セクターの改革スキームは、①外資導入、資産売却、増資、債務のリストラなどを市場ベースで行う、②政府が資本注入を行い合併させる、③国有化によって政府主導で不良債権の競売や買い取りを行う、④清算・ペイオフ、が考えられる。①は不良債権の規模から処理に時間がかかり債務問題を深刻化させ、透明で公正な民営化が行われぬ、②は処理は比較的迅速に行えるが、銀行のモラル・ハザードを招く、③は処理は迅速に行えるが、財政負担が増える、④は銀行制度への信託を損なうなどの欠点がある。自己資本比率に応じて銀行をグループ分けし、①～④のスキームを組み合わせる必要がある。

2.5.5 為替政策

1994年10月に、ウクライナ銀行間通貨取引所において決定されるレートが公定為替レートとして採用されるようになり、為替レートが一本化された。ウクライナは、1997年5月にIMF8条国となり、中銀は通貨の経常取引における完全交換可能性を保証した。

ウクライナ国立銀行は、主に1996年以降国債市場が急速に発展したため、国債の買いオペや売りオペを通じ金利調整を行い、通貨と為替レート政策の調整機能を改善した。

ウクライナ政府は、1998年9月4日のIMFに対する書簡で、企業が輸出で得た外貨について50%を2カ月間国内銀行に預金することとし、ドルに対する目標相場圏を2.5～3.5グリブナに変更することを伝えていた。IMFは、ウクライナからの資本逃避のなかでは避けられないこととして、それらの新条件を受入れた³⁰。

²⁸ ウクルロスは農業投資基金のような会社概要で、チェルカシ州で巨大なパルミラ製糖工場を持ち、多くの国有企業の株式パッケージも運用している。

²⁹ これによってウクライナ銀行の政府保有持株は、発行済株式総数の0.03%にすぎなくなった。Kiev Post, 1998.12.11. 世銀ウクライナ事務所のグレゴリー・ヤエダゼイツァクによれば、「世銀はいかなる種類の国有化にも反対である…国有化は解決にならない」という立場である。

³⁰ Kiev Post, 1998.10.6.

1998年9月の目標相場圏の変更については、グリブナの切下げにほかならず、ドル需要が起り、パニックが始まるという見方があったが、IMFのキエフ代表のパトリック・レナインによれば、新目標相場圏はIMFによって承認され、ウクライナ国立銀行の外貨準備を防衛することを目的としたものであった。

1998年9月から10月にかけて短期国債の借り換え交渉に成功し、10月30日には、EFF第2トランシュとして7,800万ドルが支払われた。ウクライナ国立銀行は、10月30日に、7月10日以来初めてドルに対するグリブナの公式レートを引き上げた。市中でも、10月中旬の1ドル=3.58グリブナの最安値から1ドル=3.28グリブナに回復した。厳格な外為取引は緩和され、ポーランドやハンガリーのように毎月1.5~2%切り下げられるクローリング・ペッグへの移行が焦点になりつつある。

2.6 労働市場

破産法は、1992年に採択されたが、適用された法制を通してテストされるために、1年以上も施行されなかった。このため、失業率は3%以下で推移してきたが、今後は企業のリストラで失業率が上昇する見込みである。表2-8が示しているように、1997年第1四半期には、赤字企業数が21,978社と企業全体の47.5%に増加して、ウクライナでは欧米の基準で未払い企業を破産させていけば、失業対策コストがうなぎ上りになることが予想される³¹。

国家統計局発表によれば、1998年6月1日現在の失業者登録数は、78万7,000人で、労働能力を有する人口の2.9%に当たる。一方、企業の求人は4万9,300人しかない。国家就職斡旋所での就職希望者数は、82万4,800人で、前年比48%増である³²。国家就職斡旋所に登録されている78万7,000人のうち、22万3,000人は28歳以下である。1996年の時点では、求人1人に対して就業希望者数は2人であった³³ので、有効求人数が急減している。若者の就職が困難な理由は、経済の要求に応じた専門知識が習得されていないこともあるが、学生のアルバイト雇用が増大し、求人そのものが極端に少ないことに求められよう。

短期的な雇用創出にも寄与する労働集約型公共事業の実施により、生産力の拡充が図られる必要がある。

³¹ 1992年6月から1993年3月まで、ウクライナ国立銀行のIMF駐在顧問を務めたイングランド銀行のARラッター（途上国）国際局長は、「実際問題として、実質的に全セクターを破産に追い込むことにメリットはほとんどないだろう（たとえそのようなステップが手続的に実施可能であると確信できたとしても）」と述べている。AR Latta(1995), p.194.

³² 『インターファクス』1998年6月14日。

³³ 『インターファクス・ウクライナ』1998年6月14日。

第3章 経済改革の課題

3.1 国有企業の改革促進

ウクライナ政府は、電力、通信、農業インフラをはじめとする大企業の民営化に外資の参加を認めるとの方針を打ち出しているが、特に製造業では、リストラの負担が大きく民営化は難航している。大企業のリストラに伴う失業者の受け皿がないことがネックになっているため、政府は自由経済ゾーンなどを設けて外資の進出を促進しようとしている。これまで都市部を中心に、主にサービス業の新しいビジネスが多く始められたが、外貨獲得につながるものは少なく、また、重厚長大型の大企業の周辺産業になりうる中小企業が少ないため、重厚長大型の大企業のリストラに結び付いていない。大企業のリストラは一時的に失業を増大させるので、国家中小企業育成委員会などの組織を強化し、中小企業を育成することが今後重要である。

しかし、新事業育成・誘致には時間がかかるため、企業全体の約半分になっている赤字企業を一気に破産させるよりも、政策金融を強化し、比較優位のある業種で新規の設備設備や人材育成を行い、結合力のある経営者チームおよび従業員チームを形成し、多くの生産的な銀行と顧客の関係を築いていくことの方が危機を深刻化させないと考えられる。

表 3-1 産業政策省のリストラ計画にある企業数

業種	全体	内訳		
		国有	採用されたリストラ計画	1997-2000年にリストラ計画
金属	324	117	1	3
化学	228	77	2	2
木材および木材取扱	264	19	-	3
軽工業	553	22	-	5
機械製造	1,280	433	28	21
全体	2,649	668	31	34

出所：ウクライナ産業政策省（1998年7月に入手）

ウクライナでは、ドネツク炭田と欧州最大の鉄鉱山であるクリボイログ鉱山を活用した重工業、旧ソ連の石油や天然ガスを原料とした化学工業が発達したが、生産設備の老朽化、石炭採掘コストの上昇、ロシア産の石油や天然ガスの高騰などのためリストラが課題となっている。表 3-1 はウクライナ産業政策省が 1998 年に作成したリストラ計画であるが、ウクライナでのリストラは生産設備のリハビリを中心としている。国内にリハビリを実行する財

¹ 1998年度にリストラ計画が採用された企業は、キエフ・レーダー工場、ニコラエフ61コミュニケーション施設造船所国有工場、ロズドル・シルカ化学工場、ハリコフ電気機械国有工場、イジウム機械製造国有工場、セヴェロドネツク・アフト工場、ハリコフ機械製造FED国有工場、リヴォフ機械国有工場、ハリコフ・マリシェヴァ施設国有工場である。

源は乏しく、海外からの投融資を期待しているが、まだ十分な投融資は獲得できていない²。またウクライナは、ソ連時代に中距離ミサイル、空母ミンスクなどの軍艦、戦車などを製造する軍需産業が発展させられていたが、軍民転換³も大きな課題となっている。

3.2 未払い問題の解消

表 3-2 が示しているように、1996 年末に企業や機関の全債務額は GDP の 102% で、71% が 3 ヶ月以上の滞納となっている⁴。1993 年から 1996 年の間に、ロシアの企業や機関の全債務額は GDP の 33.9% から 47.2% で推移している⁵のに対し、ウクライナの企業や機関の全債務額はその倍あり、深刻な水準となっている。

表 3-3 は国有セクターおよび非国有セクターにおける売掛債権および未払金を示しているが、ウクライナの場合は、農業の未回収債務の割合が高く、工業や農業では国有セクターより非国有セクターの方が未回収債務の割合が高くなっている。図 3-1 は延滞債務のセクター別構成を表しているが、特に供給者である工業とエネルギー産業の債務の割合が大きくなっている。表 3-4 は 1997 年 1 月 1 日現在の国有企業の売掛債権および未払金の構造を示しているが、売掛債権全体の 76%、未払金の 74.8% が延滞になっている。

² 外国の金融財源でリハビリが行なわれている金属産業企業は、マリウポリ・メトコンビナート・アゾフスタル合資会社、マリウポリ・メトコンビナート・イリイチ名称合資会社、ザポロージェ・メトコンビナート・ザポリスタル合資会社、クリヴォイログ・国有メトコンビナート・クリヴォリスタルである。

³ 軍民転換された企業には、ドネツクゴム化学工場、フェオドシア光学工場、キエフ発電機工場、リヴォフ・ポラロン工場、リヴノ無線技術合資会社、リヴォフ・コンツェルン・エレクトロン合資会社、シンフェロポリ・フォトン合資会社、ドニエプロペトロフスク・コンツェルン・ヴェスナ合資会社、キエフ子午線合資会社、スヴィトロヴォツク・オリンピ合資会社、テルノビル・オリオン工場がある。

⁴ 多くの企業は、国際会計システムによる透明な会計方法をまだ採用していないため、不良債務を十分に特定することはできない。

⁵ Goskomstat

表 3-2 企業および機構の債務 1993 年—1996 年

	期末における債務額 (100万ドルブナ)				期末における債務額の対GDP比(%)			
	1993	1994	1995	1996	1993	1994	1995	1996
債務総額	1,807.10	9,155.90	36,862.50	82,302.50	121.9	76.1	67.6	102.2
対銀行	407.3	1,562.40	4,113.00	5,496.20	27.5	13	7.5	6.8
対その他※1	1,399.80	7,593.50	32,749.50	76,806.30	94.4	63.1	60.1	95.4
その内延滞債務	-	-	-	57,475.50	-	-	-	71.4
対銀行	39.9	155.3	388	417	2.7	1.3	0.7	0.5
対その他※1	-	-	-	57,058.50	-	-	-	70.9
未払金(対銀行債務を除く)	1,399.80	7,593.50	32,749.50	76,806.30	94.4	63.1	60.1	95.4
その内延滞	-	-	-	57,058.50	-	-	-	70.9
売却債権	1,049.20	5,113.70	23,574.30	51,396.60	70.7	42.5	43.2	63.8
その内延滞	-	-	-	38,756.10	-	-	-	48.1
純延滞※2	-	-	-	18,302.40	-	-	-	22.7
GDP	1,483	12,038	54,516	80,510	-	-	-	-

注※1：国家予算、財およびサービスの供給者に対する債務を含む。

※2：未払金から売却債権を引いたもの。

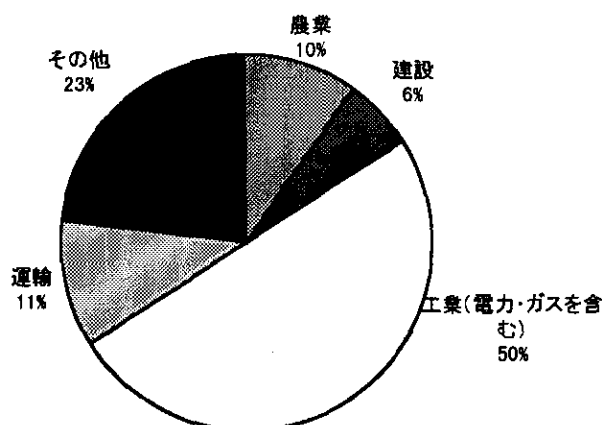
出所：ウクライナ統計省

表 3-3 国有セクターおよび非国有セクターにおける売却債権および未払金 (100万グリブナ、1997年1月1日時点)

	売却債権		未払金		延滞売却債権		延滞未払金		延滞未払金/延滞売却債権	
	国有	非国有	国有	非国有	国有	非国有	国有	非国有	国有	非国有
全体	23,251	28,146	31,271	45,536	17,880	20,894	24,798	32,194	1.4	1.5
工業	12,920	8,914	19,894	16,686	10,426	6,632	16,253	11,947	1.6	1.8
農業	350	1,239	1,057	5,339	307	1,111	944	4,891	3.1	4.4
運輸	4,218	6,035	3,218	4,600	2,885	5,932	2,259	4,241	0.8	0.7
建設	706	2,665	886	3,007	576	2,249	720	2,451	1.3	1.1

出所：ウクライナ統計省

図 3-1 滞納債務のセクター別構成(1997年1月1日現在)



出所：ウクライナ統計省

表 3-4 国有企業の売掛債権・未払金の構造 1997年1月1日現在 (100万グリブナ)

	売掛債権			未払金		
	全体	延滞	延滞の%	全体	延滞	延滞の%
全体	48,018	36,486	76	73,168	54,719	74.8
財およびサービス	37,599	29,961	79.7	44,069	34,679	78.7
約束手形	396	316	79.7	636	293	46.1
労働および人員	328	126	38.5	3,818	3,180	83.3
国家予算	1,627	923	56.7	8,212	4,683	57
特別基金	-	-	-	2,091	1,780	85.1
前金	1,152	516	44.8	2,354	1,322	56.2
保険	-	-	-	3,080	2,653	86.1
補助金を受けている企業	2,219	1,647	74.2	3,513	2,462	70.1
その他	4,698	2,997	63.8	5,394	3,667	68

出所：ウクライナ統計省

支払方法は、1993年から1996年の間に急速に変化した。通貨（現金あるいはノンキャッシュ）、バーター（双務的あるいは多面的な財の交換）、相殺（何らかの免税を含んだ様々な錯綜した相互債務交換）、証券（通貨代替、地方・地域的約束手形を含む）によって行なわれるようになった。表 3-5 は電気・ガス料金支払方法を示しているが、1996年9月時点で、ウクライナ全国における電気料金の支払いは86%、ガス料金の支払いは59%で、電気料金の支払いのうち20%だけが通貨で支払われているにすぎず、残りはバーターや相殺で支払われている。

表 3-5 電気・ガス料金支払方法 (%) (1996年9月)

	電気		ガス※
	支払われた割合	その内通貨支払の割合	通貨支払の割合
ウクライナ全体	86	20	59

※：ウクル・ガスとウクル・ガスプロムによるガス販売

出所：エネルギー省、ガス・石油生産・石油精製に関するウクライナ国家委員会

未払い問題を悪化させる要因として、厳しく支払いを強制することもなく、政府が財政資金不足から直接的に財やサービスの代金を支払わなかったり、間接的に財やサービスを着服したり再分配していることもあげられる。また、歳出における公務員賃金や年金の未払いを償うために、政府部門以外の未払いに寛容になる傾向も指摘される。たとえば、1995年の最高会議の決議は、歳出からの賃金支払の未払いが存在する以上、支払いの遅れを理由に国民からガス、電気や自治体サービスをカットすることは受入れられないと明記され、1996年11月この決議は立法化された。徴税の強化が行なわれているが、主にエネルギー関連企業において、現金以外での収入をもれなく申告しなければ納税忌避の方法となることも、未払いや現金以外での支払いを許容させている。また、ウクライナでは独占企業の割合が高いが、独占企業が未払い債務を累積させていても、他の業種や雇用面に対する影響が大きすぎて大企業を潰せないという社会的条件があることも未払い問題を解決できない要因となっている。このため、エネルギー関連企業は、未払い債務を債務企業の株式と有利な条件で交換してきている。

基本的な財やサービスの価格補助金の廃止・削減は、価格の自由化とともに国民の生活水準を大幅に悪化させ、また、未払い問題の原因の一つにもなっている。すなわち、ウクライナでは、補助金で引き下げられた価格で家庭にガスや暖房が供給されるように、地方自治体はガスや暖房の供給業者に補助金を支払うよう指導されてきたが、地方自治体が補助金を支払うことができなくなって、ガスや暖房の供給業者はガス輸入業者に対して未払いを発生させた。家庭による支払いの遅れの大部分は、ガス、暖房、電気料金の上昇が家計所得の上昇よりも早いことの反映であった。

未払い問題を解決するためには、国家予算からの未払い問題をまず解決する必要がある。政府が自らお手本を示すことなく、他の経済組織や国民から支払規律を求めることはできないからである。このためには、徴税の強化とともに、景気回復と生産増加を通じた課税ベース自体の拡大を可能にするような財政金融政策が必要である。また、電力会社は最大のガス消費者であるが、産業全体を省エネ型に転換し、外貨獲得型産業を育成して、ガスなどのエネルギー輸入代金の支払いをできるようにしなければ、独立国家として機能することは困難であろう。

3.3 バーター取引の解消

対外経済関係省によれば、ウクライナのバーター取引は、輸出において1995年に33.7%、1996年に22.1%、1998年1~4月期の割合は前年同期の13%に対して7.9%となり、輸入においては1995年に28%、1996年に18.3%、1998年1~4月期は前年同期の11.4%から6.3%に減少した。しかし、貿易におけるバーター取引の割合は、60~80%に達しているとするエコノミストもいる。国内の企業間では圧倒的にバーター取引となっている。

バーター取引は、非効率的で前近代的な取引である。インフレ対策として供給サイドを無視し総需要抑制政策を一面的に追求し、厳しい財政金融引締政策を通じて通貨供給量を絞り、企業財務状況を極端に悪化させたことによって蔓延したものである。このため、通貨供給量を増やし、生産を回復させ企業財務状況を改善する政策をとることによって克服されていく

ことが必要と考えられる。

3.4 国際競争力のある産業への資源配分

ウクライナの商業銀行は、ウクライナ政府の特別の要請によって、特定の産業分野に信用供与を行なってきた。たとえばウクライナ銀行は、1996年に13の炭鉱に対して2,000万グリブナを融資した。また、国家プログラムとして、商業銀行がウクライナにおける製糖工場に融資を行なうよう政府令が出され、3,110万ドル相当のクレジット・ラインがウクライナ国立銀行からウクライナ銀行に提供された。ウクライナ銀行は、国家プログラムの下でリストアップされた192製糖工場から通常の信用供与基準を用いて104の製糖工場を選び、2,460万ドル相当を融資した。償還期限は1998年4月であったが、4月初めに製糖工場の不良債権は1,310万ドル相当で、そのうち200万ドル相当が繰り延べされ、420万ドル相当は延滞となっていて⁶、ウクライナ政府が商業銀行を通して行っている政策金融は成功してきていない。

ウクライナ政府が商業銀行を通して行っている政策金融は、効率的な金融仲介システムの発展を妨げ、政府保証は適切に予算化されない将来の債務を意味し、政府が商業銀行から借り入れているかのようであるが、歳出とそれに伴う債務は予算にまったく表れないといった欠点が指摘されている⁷。しかし、財政金融引締政策の下で、企業間債務が激増し、バーター取引が蔓延しているなかでは、政府保証を付けることによって重要な産業分野に信用供与させることは、金融機関による貸し渋り対策としてやむをえない措置とも言える。特に製糖工場は、ウクライナの甜菜糖が重要な外貨獲得源であり、製糖工場に資金供給されること自体は正しい経済判断であったと思われる。問題は、むしろウクライナにおける総発電量の半分以上を原子力発電で賄い、石炭より数倍もコスト高の核燃料をロシアから輸入⁸していたり、砂糖の輸出先であるロシアとの経済関係が改善されていないなど産業政策に一貫性がないまま、炭鉱や製糖産業に融資が行われ不良債権化してきていることである。比較優位のある鉄鋼や農業・食品産業に重点的に資源配分して外貨を獲得できるよう産業政策に一貫性を持たせる必要があるように思われる。

ウクライナ銀行、ウクルソツ銀行、プロムインヴェスト銀行の三大商業銀行は、いわゆる「半政府銀行」で開発銀行のような役割も担ってきているが、深刻な不況のなかで機能不全に陥っていると言える。このためウクライナ政府は、1998年5月までにウクライナ復興開発銀行設立についての法案の準備を終了した。資本金は、ドイツなどからの外国クレジット・ラインと、集中基本投資予算の一部と減価償却積立金の縮小による予算収入を使うことによってまかなう。ウクライナ復興開発銀行は、国内企業に対して低利の融資を提供し、具

⁶ Bank Ukraina(1998), p.69.

⁷ World Bank(1997), p.5.

⁸ ウクライナには、5ヵ所に原子力発電所があり、年間3億5,000万ドル相当の核燃料を消費している。核燃料の調達は、ウクライナ、ロシア、米国の3者合意に基づき、1997年末まで、ウクライナが3,600基の核弾頭をロシアに引渡し、代わりに1,800本の核燃料棒をロシアから無料で受取ってきた。計画実行の若干の遅れで1998年度まで食い込んでいるものの、1999年からは無料でロシアから核燃料棒を入手することはできなくなる。

体的なビジネス・プロジェクトに対する集中的な基本投資の効果をより正確にトレースすることを目的としている⁹。現状の商業銀行を通して行っている政策金融の歳出とそれに伴う債務が予算にまったく表れないといった欠点を克服するため、独立した財源と予算を持ったウクライナ復興開発銀行や国家中小企業育成委員会などの政府系金融機関が設立および組織強化される必要がある。

各企業の資金需要は膨大で、今後は、①民間資金の導入、②企業自体の効率化による自己資金の増大、③資本市場整備による起債、④政策金融機関による融資の拡大（外国借款のリーステップローンを含む）、で対応することが想定される。このうち「②企業自体の効率化による自己資金の増大」は、人員削減を伴う方法であるが、すでに自己資金そのものが枯渇し企業間債務が累積している状況のなかで人員削減などから得られる資金増大には限界があると思われる。また、「③資本市場整備による起債」は、1998年8月以降の資本市場の崩壊で極めて困難である。「①民間資金の導入」は、国有企業の有償売却といった民営化の文脈で考えられる傾向がある。しかし、次節で論じるように、民間企業からの税徴収のシステムが欠如している状況下で、国有企業の私有化を急いだ場合、政府の徴税が困難になるのは自明の理¹⁰である。したがって、短中期的に市場経済の諸メカニズムが成熟する展望がないなかでは、主に外部資金による政策金融制度を確立することによって、一貫した産業政策に基づき資金を供給するメカニズムを作る方が賢明であると思われる。このため、非効率な中小商業銀行を整理統合するとともに、「④政策金融機関による融資の拡大（外国借款のリーステップローンを含む）」は、商業銀行の長期資金の調達能力が限られていることから不可欠であるように思われる。

3.5 税制改革

財政金融の引締政策による企業業績の悪化が歳入減の大きな原因であるが、税収が予定通り確保されない税制にも問題があると思われる。ウクライナの税制は、西欧諸国と同じように付加価値税、企業利潤税、賃金税¹¹の組み合わせが導入されたが、ウクライナでは税収の確保がままならない。

西欧諸国では、付加価値税は税収の5~8%を占めているにすぎないが、ウクライナでは付加価値税の割合が20%以上になっている。付加価値税が確実に徴収できるためである。西欧諸国では、1970年代までに主に小売りと卸売りに関する取引高税を導入して、生産の各段階の価値を高め、中間段階の転売を抑制し、生産性を高め生産コストを削減するように機能していた¹²。付加価値税は、資源浪費型の大規模生産を抑制する機能があるが、西

⁹ *Business Week* 1998. 6. 1.

¹⁰ 西村(1998). p.3.

¹¹ 賃金の52%が企業によって支払われる。内訳は、年金基金へ32.56%、社会保障基金へ4.44%、チェルノブイリ基金へ12%、雇用基金へ2%で、1%は個人によって年金基金に支払われる。1998年に賃金の52%から47%へ引き下げられた。

¹² 西欧諸国の付加価値税の施行時期は、フランスが1954年、デンマークが1967年1月1日、西ドイツが1968年1月1日、オランダが1969年1月1日、ルクセンブルグが1970年1月1日、ベルギーが1971年1月1日、アイルランドが1972年11月1日、イギリスが1973年4月1日、イタリアが1973年11月1日である。

欧諸国のような近代的な工業国では欠点はそれほど目立たない。1991年にゴルバチョフが導入した5%の取引高税は、小売りを除いて生産高と投入高の差から計算され、税負担を最小化するために生産を削減する要因ともなり、コストを最小化させるようには機能しなかった。ウクライナでは、付加価値税は1993年に導入されたが、西欧諸国のような中間段階を経ることなく、消費者需要が満たされていないソビエト経済からいきなり価値の付加を抑制することによって過剰生産を統制する近代的な経済に飛び越えてしまったと言える。このため、生産を削減することなくコストを最小化させるように、付加価値税を取引高税に切り換える必要があると考えられる¹³。

利潤税については、企業はコストをごまかし、利潤を低く見せかけることによって、資産隠しを行うことが可能になっている。ソ連時代の毎年企業ごとに修正される利潤配分ノルマチーフによる「利潤控除」によって、企業経営者たちにコストをごまかし、支出を過大申告させ、実際の利潤を隠すという習性が身についていることも利潤税の税収が伸びない背景にあると考えられる。企業に脱税を横行させないよう会計監査制度を強化する必要がある。

新しく誕生しつつある民間企業からも徴税を確実に行う必要がある。利潤税と付加価値税の代わりに、売上げをベースに設定される見込み税を、現行の外貨両替商、カジノ、いくつかのキオスクだけではなく、電話帳、広告や銀行データからすべての新しい起業活動を調べだして適用する必要がある。

3.6 「市場の失敗」の克服

下記の図3-2にあるように、独立以降のウクライナ経済は危機の繰り返しであり、この悪循環をどこかで断ち切る必要がある。

ハイパー・インフレーションを抑えるために緊縮政策をとるのは当然の政策であるが、ロシアがショック療法を適用していなければ、ウクライナでハイパー・インフレーションになることもなく、その結果、緊縮政策が適用されGDPを押し下げることもしなかったのである。すなわち、ウクライナはロシアとともに、ショック療法を適用してこなかった中国のように、経済成長を実現しながら経済改革を進めていく方法を模索すべきであった。

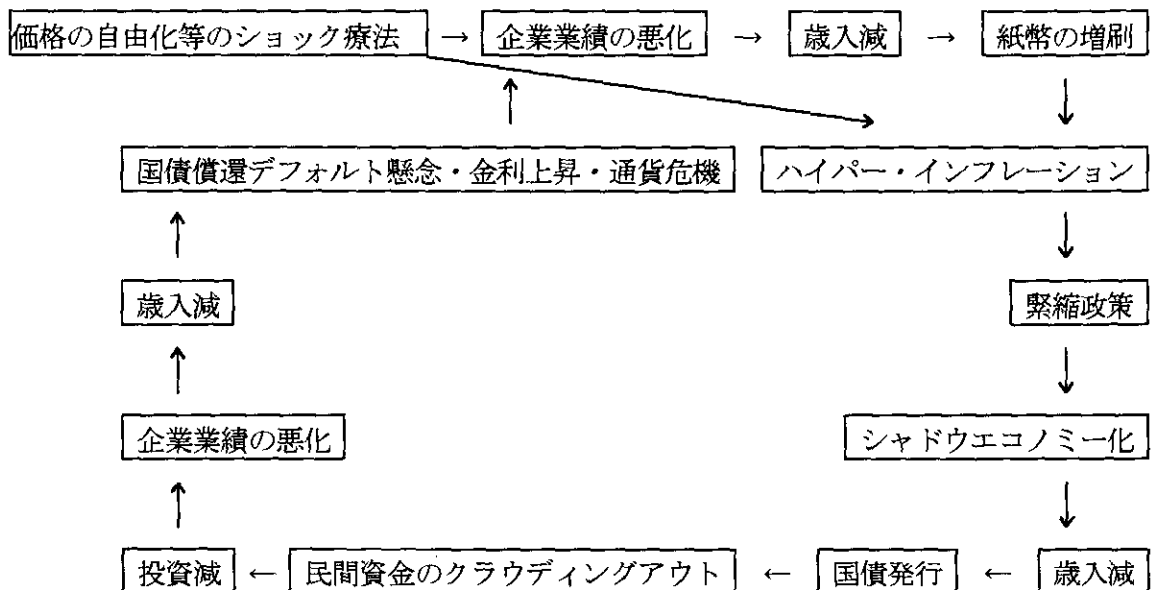
インフレが収まった現在でも、これまでと同じように財政赤字削減を主眼とする政策を実行することは、同じことの繰り返しとなる可能性が高い。すなわち、生産を回復させることによって外貨を獲得する手段を確立することなく、さらなる縮小均衡に陥らせることになる。歳出の削減や徴税強化だけでこの悪循環を断ち切れるとは考えられず、ショック療法を和らげ政府の管理機能を高め、景気回復と生産増加を通じた課税ベース自体の拡大を可能にするような財政金融政策を支援する必要があると思われる。

経済の再建と市場経済化の同時追求というウクライナが直面している課題は、戦後の日本がおかれていた経済状況にかなり類似している。当時の日本においては、原燃料の輸入途絶と不完全な市場メカニズムのもと、この供給のボトルネックが鉄鋼などの基礎資材産業から機械などの投資財産業に波及し、経済全体が縮小再生産の道を歩むという危機に陥っていた。

¹³ キエフの比較分析国際研究所のロスチスラフ・パヴレンコは、「付加価値税と利潤税を少なくとも5年間、一時的に7%以下の取引高税に置き換える必要がある」と指摘している。 *ibid*

日本政府は、このような危機を打開するために 1947 年から 48 年にかけて、供給面でのボトルネックとして最もクリティカルであった石炭および鉄鋼の二部門に焦点を絞り、当該部門への集中的資源配分、石炭と鉄鋼の相互重点投入による両者の増産、および増産された石炭と鉄鋼の他部門への配分により、産業全体の生産回復をはかろうとした¹⁴。戦後日本の産業政策には、現在のウクライナが参考にできることがあると考えられる。

図 3-2 経済危機の悪循環



リスク管理が未熟で、適切な規制と監督体制が整わないまま、投機的な短期資金に国内市場を開放すれば、未熟な市場が荒らされ破滅的な結末をもたらすことは明らかである。1997 年以降の通貨危機は、インドネシア、マレーシア、韓国のように相対的に資本の自由化が進み、グローバルな統合が進んだ国で発生している。脆弱な金融セクターをもち、資本自由化が遅れていたベトナムでは危機はそれほど深刻ではない。ウクライナやロシアの通貨危機は、価格、貿易、資本などの自由化を短期間で進めてきて、投機的な短期資金に依存する体質になっていた点でアジアの通貨危機と似ているが、設備投資が行われてこなかった点でアジアよりも危機は深刻であると言える。

ウクライナでは、国有企業に対する補助金や予算外の信用供与、政府に対する中央銀行と商業銀行の信用供与がハイパー・インフレーションの原因であるされ、緊縮政策を行うという処方箋になり、大不況が引き起されてきた。しかしながら、ウクライナでは徹底した緊縮政策や、自由化および民営化の加速化よりも、生産コストを考慮に入れつつも適度の段階的価格設定を行い、投機的な短期資本に依存するような資本市場の自由化を急がず、企業の生産活動にインセンティブを与える税制に改めることによってシャドウ・エコノミーを克服し、政策金融で外貨の獲得源となっている鉄鋼産業や農業への資源の誘導的重点配分を行い、生産回復を図ると同時に、外貨準備不足を解消し、経済危機を克服していくという中長期的な

¹⁴ 米村・西村(1992) pp.38-47.

視点が必要となっている。

3.7 通貨危機の克服

3.7.1 危機の経緯

1998年7月末にIMFとEFFの合意が成立する前に、65%であった1ヵ月物国債の利回りは、合意成立後8月10日までは51%に低下し、投資家が市場に戻ってきていた徴候があった。しかしながら、1998年8月のルーブルの切下げで再び投資家がウクライナから資金を引き上げ、一息つくことができなくなった。ウクライナ国債の約10%はロシア人が所有し、これは非居住者が所有している国債の半分に相当する。特にこのロシアの投資家が、自らの流動性不足からウクライナ国債を売却した¹⁵。

ロシアでの混乱の影響で、ウクライナ通貨のグリブナは、8月18日の1ドル=2.1885グリブナから8月末には1ドル=2.46グリブナに下落し、ウクライナ国立銀行は主要銀行におけるドルへの交換を制限し、ドルを買える銀行の数を制限した¹⁶。ウクライナの全輸出の26%はロシア向けで、ルーブルの下落に合わせてグリブナを切り下げなければ、ウクライナにとって最大の輸出市場を失うことになるため、やむをえない側面もあった。

8月28日、国内のズベル（貯蓄）銀行、ウクライナ銀行、アヴァル、ウクライナ輸出入銀行、ウクリン銀行、プロム投資銀行やウクルソツ銀行は、1998年に償還になる政府証券の返済を3年から5年半繰り延べとするプログラムに参加することを表明した。典型的なウクライナの短期国債は、3ヵ月から6ヵ月物で、年利80%まで支払われてきたが、繰り延べされた債券は、初年度40%の金利で、その後は市場レートに1%プラスされる。財務省によれば、ウクライナ国内の銀行によって所有されている債券は、25億グルブナに上る。これらの銀行の現金残高が、短期国債の切り換えの結果、底をつく場合には、政府は相殺するための措置をとることを約束している¹⁷。現在の市場金利は、40%の倍以上であるが、金融システムへのコントロールを維持し、ロシア危機の余波を最小限にするために国内の主要銀行は受け入れざるをえなかった。

ウクライナ政府は、3ヵ月から6ヵ月物の短期国債の3年物の中期国債への切り換えを、投資家による自発的な借り換えであることを強調し、デフォルトではないとしている。しかし、一方的な提案であり、国内投資家には半ば強制的であったことは否めない。ロシアでは外国人投資家は自動的に66%の損失を飲まされた。ウクライナの場合、投資家は借り換えによって利益を得ることができるが、借り換えた中期国債が償還になる2000年に、再び償還不能になるかもしれないというリスクが残されている。

こうした措置にもかかわらず、9月3日と4日、ウクライナ国立銀行は、ドル買い需要に対抗できず、ドルへの両替を停止せざるをえなかった。9月4日、ウクライナ政府は、1998年1月に設定していた1.8~2.25グリブナのドルに対する目標相場圏を2.5~3.5グリブナに

¹⁵ *Central European*, 1998.9. p.63.

¹⁶ *Kiev Post*, 1998.9.1.

¹⁷ *ibid*

変更することによって、グリブナを切り下げた。また、ウクライナ国立銀行は、9月7日、すべての企業が外貨収入の75%をウクライナの商業銀行の外貨口座に売ることを義務づけた。しかし、10月に入ると1ドル=3.5グリブナとなり、2カ月間で約40%下落した。

3.7.2 通貨危機の影響

ウクライナの通貨危機は、東南アジアの通貨危機における急激な実物生産活動の収縮と同様に、急激な実物生産活動の収縮をもたらした。まず為替レートの大幅な下落自体がデフレ効果をもたらした。為替下落が対外債務の自国通貨建て価値を瞬時に上昇させ、投資や消費など民間部門の経済活動を萎縮させるというデットデフレーション効果があった。また、すでに脆弱化していた金融部門に対する信頼性がさらに損なわれ、預金の引き出し・逃避が加速され、金融システムが一層不安定化した。さらに、為替レートの大幅な下落によって企業の債務負担が急膨張し、企業の財務状況が短期間のうちに悪化した。為替下落への対応策としてとられた高金利政策は、企業の対内債務負担を上昇させ、金利を支払えない企業を増大させた。これらに加えて、IMF監視下でとられた緊縮的なマクロ経済政策によって、有効需要が削減され、売上げの大幅な減少、収益悪化など企業活動を需要面から制約した。これは金融機関にとっては、不良債権の一層の増大を意味したため、クレジット・クランチが起きた。この信用収縮は、企業活動を供給面から制約し、産出量をさらに低下させた。このように企業の債務負担の増大、有効需要の減少、信用収縮、金融部門の不良債権の増大、金融仲介機能の不全、マクロ経済パフォーマンスの悪化が、相乗的・悪循環的に生じたのである。

金融危機はウクライナの資本市場を破壊したが、同時に国有企業の民営化を遅らすことにもなった。ウクライナの民営化は、バウチャーでの民営化から直接売却に移っているが、最大の買い手はロシア資本であり、ロシアの金融危機で売却の環境が失われた。ウクライナの店頭登録株式市場で、1998年8月に、国有資産ファンドは7企業を売却したが、これまでに比べ価格は低かった。1998年末、さらに4企業が売りに出されているが、買い手は現れていない。これらは、機械、鉱業、冶金、化学、通信機工場である。政府は、1998年度の民営化売却益による歳入目標を10億グリブナとしていたが、9月時点で2億5,000万グリブナしかなく、5億グリブナに目標額を引き下げた¹⁸。

3.7.3 クローリング・ペッグへの移行

ロシアは、国債償還の事実上のデフォルトに端を発した財政破綻から債務を削減するために通貨を切下げ変動相場制に移行したが、1日に40%もルーブルが暴落した。政府や通貨に対する信頼の喪失によってパニック的にルーブルからの逃避が起きた。このため、ウクライナでは、緊急に通貨を安定させ实体经济への混乱の波及を最小限に止めるためには、変動相場制に移行せず、コリドール制を維持し通貨管理を強化しながら、ハンガリーやポーランドのように徐々に切り下げていくクローリング・ペッグに移行し、通貨危機を克服していく必要があると考えられる。

¹⁸ Kiev Post, 1998.9.8.

第4章 対外援助の動向

4.1 対外債務の状況

表4-1は、主要債務指標を表している。1997年のGNPに占める総債務残高は53.1%、デットサービス・レシオ（元利支払額／総輸出額）は22.2%であり、増加し続けているものの1997年で他の開発途上国に比べれば、債務総額が多いとは言えない。

表4-2は、中長期債務の返済見通しを表している。1999年が14億2,300万ドルの総返済額となっていて、1999年1月現在で6億8,500万ドルに落ち込んでいる外貨準備を増やさなければデフォルトを回避できない。IMF融資はこの外貨準備を補填するために供与されるが、IMF融資以外に抜本的に輸出振興策で外貨獲得を追求する必要がある。また、表4-1にあるように、1996年以降急増している短期債務を抑制する必要がある。

表4-1 主要債務指標（100万ドル）

	1992	1993	1994	1995	1996	1997
総債務残高	551	3,855	5,597	8,390	9,499	10901
中長期債務	458	3,694	4,816	6,625	6,793	7410
短期債務	93	161	417	223	444	1089
元利支払額	12	202	300	1,137	1,254	1356
元本	0	140	219	636	791	688
利子	12	62	81	501	466	669
総債務残高／総輸出額(%)	-	-	33.5	48.4	46.5	53.1
総債務残高／GNP(%)	0.6	5.5	6.1	9.9	21.6	22.2
債務支払額／総輸出額(%)	-	-	1.8	6.6	6.1	6.6
債務繰り延べ	0	2,528	723	2,535	0	0
債務削減	0	0	0	0	17	0

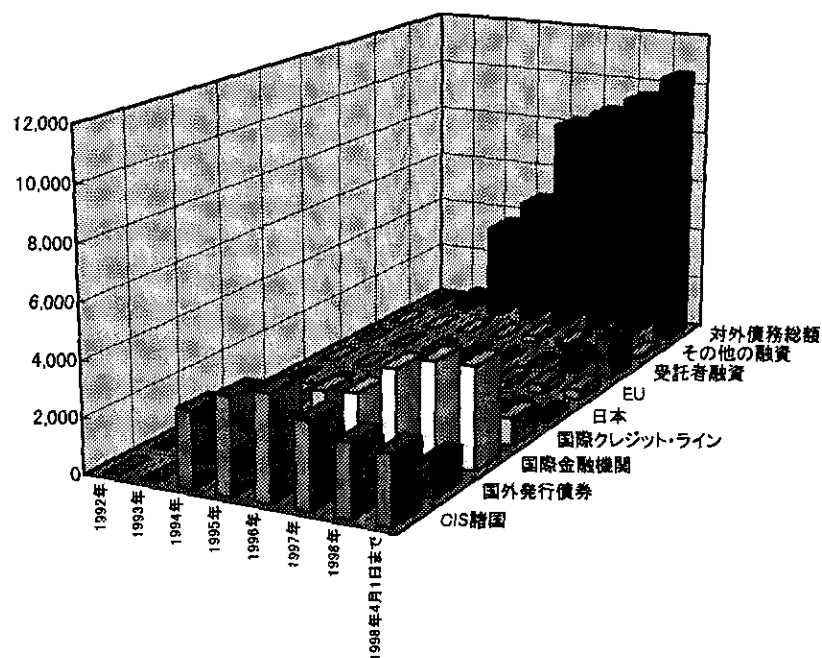
出所：World Bank(1999). pp.564-567.

表4-2 中長期債務の返済見通し（100万ドル）

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
公的機関への元本	755	656	332	407	358	378	381	381	347	322
公的機関への利子	290	259	235	219	198	176	150	124	97	71
民間への元本	987	375	386	342	269	201	154	141	160	30
民間への利子	219	133	120	88	73	48	34	22	35	1
総返済額	2,251	1,423	1,073	1,056	898	803	719	668	639	424

出所：World Bank(1999). p.567.

図 4-1 対外債務(100万ドル)



出所：ウクライナ財務省

4.2 国際機関

4.2.1 IMF

ウクライナは、1991年12月27日にIMFへの加盟申請を行い、1992年9月3日にIMFに加盟した。1994年7月にクチマ大統領が選出され、10月に首尾一貫した市場化とマクロ安定化政策が採択され、表4-3にあるように、2億4,930万SDRの体制移行ファシリティー(STF)の供与が承認された。

表 4-3 IMFからの借入状況(各年末年平均、単位：100万SDR)

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
クレジット・トランシュ	-	-	-	-	538.7	1,074.70	1,281.9
EFF	-	-	-	-	-	-	-
STF	-	-	-	249.3	498.7	498.7	498.7
合計	-	-	-	249.3	1,037.4	1,573.40	1,780.6
出資割当額	997.3	997.3	997.3	997.3	997.3	997.3	997.3
SDR相場(1SDR=US\$)	1.3682	1.4084	1.3963	1.4317	1.517	1.4518	1.3760

出所：IMF

さらに1995年4月7日、9億9,730万SDRの1年間のスタンドバイ・クレジットが1995年の政府の経済改革プログラムを支援するために承認された。この後、為替レートの

統一、為替システムの自由化、価格管理の廃止、実質的にポジティブな水準への金利引上げ、予測されていたよりも低いインフレ率、名目為替レートの安定、資本流入、輸出の力強い伸び、民間セクターの活動の拡大が実現された。しかし、1995年後半に、ウクライナ国立銀行の政府に対する信用供与がプログラムの目標を超え、企業に対する補助金が繰り返され、民営化と輸出の自由化が遅れたため、IMFの支援を受け続けることが困難になりつつあった。このため、ウクライナ政府は1995年末と1996年初に、ウクライナ国立銀行の政府に対する信用供与および企業に対する補助金を削減し、民営化と輸出の自由化を軌道に乗せる措置をとり、カルボヴァニエツの下落を止め、インフレ圧力を弱めた。これによって、1996年5月10日、5億9,820万SDRの9ヵ月間のスタンドバイ・クレジットが1996年のウクライナ政府の経済改革プログラムを支援するために承認された。

1996年11月末には、外貨準備高とウクライナ国立銀行の政府に対する信用供与に関し、スタンドバイ・クレジットの条件を満たすことができなかったが、他の条件はクリアしていた。1997年12月末の時点では、財政赤字目標額の43億1,000万グリブナをオーバーし51億9,000万グリブナとなったことと、対外未払いを累積させないことを除いて他の条件はクリアしていた。1997年8月25日には、ウクライナに対する1年間の3億9,892万SDRのスタンドバイ取決めが承認された。5回の引出しで1億8,130万SDRが引出されたが、1998年3月の議会選挙を前にして財政赤字が膨らみ、オフトラックとなった。

その後、IMFとウクライナ政府は、1998年7月末にスタンドバイ取決めより条件の厳しいEFF供与について合意し、IMF理事会は、9月4日、22億ドルのウクライナに対するEFFを承認した。第1トランシュは2億5,700万ドルで、デフォルトを回避させることができた。ウクライナ政府は、この融資を8億ドルまで減っていた外貨準備を補充することに使用した。

ロシア危機後の経済状況が悪化するなかで、ウクライナはロシアとは別で支援は継続されると期待されていたが、12月7日、IMFと世銀は、対GDP比1%の財政赤字という条件は維持するものの、歳入・歳出ともに50%増という議会の1999年度予算案が非現実的で経済・行政改革に真剣でないとして融資を凍結した。その後、家族・青少年省と科学・情報省を国家委員会に格下げし、石油・ガス国家委員会を廃止し、エネルギー省に吸収するという行政改革や光熱費の引き上げなどを評価して、IMFは1999年3月に融資を再開するとともに、別枠で3億6,600万ドルを5月末に供与した。IMFは、歳入を増やすことが緊急の課題であるとし、個人所得税への改訂を促し、農業に関する税の徴収猶予や、電力、輸入されたガスや石炭に関する付加価値税率をゼロとし続けることを批判している。

4.2.2 世銀

ウクライナは1992年9月3日に世銀に加盟し、以後、世銀はウクライナの市場経済への移行を支援している。最初の融資は、1993年に承認され、経済改革の支援において政府組織を強化するための2,700万ドルの融資であった。ハイパー・インフレーションを経験した後、ウクライナ経済を安定させ成長を回復させるためのクチマ大統領の改革プログラムを支援するものとして、1994年12月に5億ドルのリハビリ融資が供与された。1995年3月、ウクライナの改革努力を国際社会から広範な支援をするために、世銀は第1回支

援国会議をパリで行った。これ以来、世銀のウクライナにおける融資は拡大した。

表 4-4 のウクライナにおける 1992 年以來の世銀プロジェクト・リストにあるように、水力発電リハビリ・システム管理プロジェクトの 1 億 1,400 万ドルが 1995 年 4 月に、高品質の種子の民間生産を通して農業生産性を改善し農産物輸出を後押しする種子開発プロジェクトの 3,200 万ドルが 1995 年 5 月に、炭鉱閉鎖から生じる社会的・環境的諸結果を緩和しながら非効率な石炭産業のリストラを支援する石炭パイロット・プロジェクトの 1,580 万ドルが 1996 年 5 月に、貿易と価格の自由化、民営化、資本市場の開発や民営化後のリストラ・プログラムを支援する企業開発調整プロジェクト I の 3 億 1,000 万ドルが 1996 年 6 月に承認された。

1996 年 6 月には、構造改革について合意がなされ、①効率的な民間セクターの活動の促進、②公的セクターのリストラとその支援的な役割への転換、③移行の社会の維持能力の保証、④環境の維持能力の保証の四つの要素からなっていた。

その後、社会的弱者保護プロジェクトの 260 万ドルが 1996 年 9 月に、電力市場開発プロジェクトの 3 億 1,700 万ドルと農業セクター調整プロジェクトの 3 億ドルも 1996 年 10 月に、輸出開発プロジェクトの 7,000 万ドルが 1996 年 11 月に、石炭調整プロジェクトの 3 億ドルが 1996 年 12 月に、農業プレ輸出保証供与の 1 億 2,000 万ドルと海上商業ロケット発射台保証供与の 1 億ドルが 1997 年 3 月と 5 月にそれぞれ承認された。

1997 年の初め以來、財政・マクロ経済安定化プログラムに沿った構造改革の執行が遅れたため、世銀プログラムの実施が大幅に遅れ、融資支払額が減少し、二つの新しい調整融資である第二次企業開発調整融資、金融セクター調整融資は延期された。遅れていた石炭セクター調整融資の再構築提案と農業セクター調整融資の第 2 トランシュのリリースについては、供与条件が満たされた。さらなる調整支援は、エネルギー、農業、社会諸セクターと同様に公共セクターにおいて、構造改革プログラムの実際の進展によるとしている。住宅プロジェクトは、議会の融資を拒否する決議を受け、1997 年 9 月にキャンセルされた。国庫制度プロジェクトは、1998 年 2 月に世銀理事会で承認された。

世銀は、主要な経済の行為者から民間セクターの活動の促進者に政府の役割の転換を反映して歳出の配分が変更される必要があり、今後の財政調整の主力は、利払いを除いた経常歳出によってなされなければならないと財政改革を位置づけている。歳出を削減し、インフレを 1 桁に抑え、対 GDP 比債務を安定化させ、財政赤字を対 GDP 比 3%前後にするために、利払いを除いた経常歳出が中期的に対 GDP 比 10%削減される必要がある²としている。しかし、実質 GDP が 1990 年以來急速に低下したため、歳出の対 GDP 比が維持されているということは実際の歳出レベルは低下していて、1996 年の歳出は 1992 年のレベルの 3 分の 1 以下になっているのである。教育、医療や年金の実質的な歳出は、1992 年と 1996 年の間に、それぞれ 47%、51%、48%低下している³と世銀も認めているように、教育、医療や年金は劣悪なレベルにあり、これ以上の歳出削減は社会的に深刻な問題を引き起こしかねないため、歳入を増やす方向で検討すべきであろう。

¹ Cornelius, Lenzain(1997). pp.34-37, World Bank(1997). pp.1-2.

² World Bank(1997). p.2.

³ World Bank(1997). p.4.

表 4-4 ウクライナにおける 1992 年以降の世銀プロジェクト・リスト

プロジェクトの名称	プロジェクト 総費用	世銀	協調融資	進捗状況
電力				
電力市場開発プロジェクト	3 億 7,500 万 ドル	3 億 1,700 億 ドル	オランダ政府/財務省-100 万 ドル、イギリス政府/財務省- 175 万ドル	電力会社の財務上の生き残り能力が未 解決で延期。
ドゥニエステル水力ボ ンプ貯蔵融資	4 億 4,100 万 ドル	2 億 7,000 万 ドル	フランス政府、EdF 会社/ドゥ ニエステル HPS-800 万 FFr	
水力発電リハビリ・シス テム管理プロジェクト	2 億 1,500 万 ドル	1 億 1,400 万 ドル	スイス政府/エネルギー省- 1,400 万 SFr	9%がディスバース済。主要な調達問題 は解決されたが、現地の融資契約に問題 あり。
スタロベシフスカヤ発 電所リハビリプロジェクト	1 億 6,220 万 ドル		EBRD-1 億 1,320 万ドル	
フメルニツキ原子力発 電所 No.2・リヴネ原子 力発電所 No.4 プロジェ クト	17 億 5,000 万 ドル		EBRD-1 億 9,000 万ドル	
炭鉱				
石炭セクター調整融資	3 億ドル	3 億ドル		第 1 トランシュはディスバース済。第 2 トランシュは、石炭パイロット・プロジ ェクトで始められた社会的・環境的緩和 努力を成功させるため、3~4 の小トラ ンシュに分割。
石炭パイロット・プロジ ェクト	2,850 万ドル	1,580 万ドル		33%がディスバース済で、執行中。
炭鉱改善プロジェクト	1 億 5,000 万 ドル	1 億ドル	日本政府/石炭産業省-62 万 8,000 ドル、世界環境基金/石炭 産業省-20 万ドル	石炭セクター調整融資からの教訓を具 体化するために提案され、案件準備は次 財政年度に予定されている。
農業				
農業セクター調整プロ ジェクト	3 億ドル	3 億ドル		第 1 トランシュは 1996 年 12 月にディ スバース済。特に土地改革の条件に対す る政府の対応待ち。
種子開発プロジェクト	4,500 万ドル	3,200 万ドル		ディスバースは遅れている。レンオが今 年度達成されることが要件。第 3 部分 は、実施機関が資金調達できなければキ ャンセル予定。
ブレ輸出保証供与	1 億 2,000 万 ドル	1 億 2,000 万 ドル		議会の承認待ち。
土地登録プロジェクト	5,000 万ドル	3,500 万ドル	石炭産業省/法務省-53 万 9,500 ドル	
ウクライナ・アグリビジ ネス開発プロジェクト	2,000 万ドル	1,600 万ドル		
民営化および民間セクター開発				
企業開発調整プロジェ クト I	3 億 1,000 万 ドル	3 億 1,000 万 ドル		
企業開発調整プロジェ クト II	3 億ドル	3 億ドル		交渉済。
金融セクター				
金融セクター調整プロ ジェクト	3 億ドル	3 億ドル		交渉済。
金融サービス・プロジェ クト	2 億 - 2 億 5,000 万ドル			
輸出開発プロジェクト	8,150 万ドル	7,000 万ドル	日本政府/ウクライナ輸出入銀 行-250 万ドル	ディスバース中。

制度改革

行政改革プロジェクト	2億ドル	2億ドル	プロジェクト開発用の日本政府無償(49万2,000ドル)合意書簡発効	準備中。
国家資源管理プロジェクト	2億ドル	2億ドル		
国庫制度プロジェクト	2,712万5,000ドル	1,640万ドル	日本政府 (PHRD/ウクライナ国庫-50万4,400ドル)	1998年2月承認。
法制改革プロジェクト	3,455万4,000ドル	3,000万ドル	日本政府/法務省-35万ドル、日本政府/世銀-15万ドル	政府によって他の案件が緊急であるとランクされたため、延期。

公益事業

キエフ地域暖房改善プロジェクト	3億5,500万ドル (EBRDの1億560万ドルを含む)	2億ドル	米国通商開発庁/SJSEC《キエフエネルギー》-56万2,000ドル、フィンランド政府/世銀-35万ドル、EBRD-8,450万ドル	理事会：1998年5月。
キエフ公共建物エネルギー効率化プロジェクト	3,800万ドル	2,040万ドル	米国政府/エネルギー効率化国家委員会 “Derzhcomenergozberezhennya” -75万ドル	準備中。
セバストポリ暖房供給改善プロジェクト	2,950万ドル	2,360万ドル	スウェーデン国際開発庁/世銀-263万9,000SEK	準備中。
ザポロージェ水道供給・浄水場投資プロジェクト	4,631万ドル		EBRD-3,139万7,000ドル	
オデッサおよびリヴォフ上下水道	9,500万ドル	7,200万ドル		
社会的弱者保護プロジェクト	300万ドル	260万ドル	米国国際開発庁/労働・社会保護省-30万ドル	1997年12月発効。

国際通商協力促進

海上商業ロケット発射台・プロジェクト	9億ドル	1億ドル		
--------------------	------	------	--	--

インフラ

道路維持改革プロジェクト	3億400万ドル	2億ドル	日本政府/Ukravtodor-30万ドル	
ウクライナ鉄道維持改革プロジェクト	2億ECU		EBRD-1億5,000万ECU	
M-17 (キエフ-チョフ)道路維持プロジェクト・道路セクター財政調整	6,000万ECU		EBRD-4,000万ECU	

環境

オゾン破壊物質段階的除去プロジェクト	3,270万ドル	無償(GEF)-2,320万ドル	GEF/環境安全省-34万ドル	交渉済。理事会：1998年5月。
ドネツク環境プロジェクト (以前の南部ウクライナ環境プロジェクト)	未確定	4,000万ドル	IDF/環境安全省地方局-43万ドル、オランダ政府/環境安全省-110万ドル	準備中。
クリミア環境プロジェクト	未確定	3,000万ドル	デンマーク環境保護庁/セバストポリ・ヤルタ水路-800万DEK	

出所：ウクライナ国家開発・欧州統合庁、進捗状況は World Bank (1998a)。

現状の財政危機の影響から比較的切り離すことができ、その便益が大きいと思われるキエフ地域暖房融資⁴のような投資案件は、1998年5月21日の世銀理事会で承認され進めら

⁴ キエフの旧式な暖房システムを近代化し、暖房消費を25%、エネルギー・ロスを12~14%削減する。

れている。ただし、ウクライナ議会の承認が得られていないため、まだ開始されていない。プロジェクトの開始は、暖房費やエネルギー料金の引上げを議会が承認するかどうかにかかっているとされていたが、議会が料金引上げを禁止したため立ち往生している。ウクライナ国家開発・欧州統合庁によれば、世銀はキエフ地域暖房融資のケースでは暖房費やエネルギー料金の引上げをしなくてもよいと譲歩した⁵。

オゾン破壊物質段階的除去プロジェクトも進められている。1997年7月29日に支払停止となっていた電力市場開発プロジェクトを再開するために、ウクライナ政府は料金引上げやその他の必要な改革を行なった。その他の分野では、特に財政調整や水道セクターで遅れている。このように主に調整融資は、ウクライナ政府のIMFプログラムによって支持されている財政改革・構造改革の開始次第となっている。

表 4-5 対ウクライナ ODA⁶+OOF+Private 実績額 (国際機関、Net Disburse、100 万ドル)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997
CEC	63.2	90.8	-9	29	16.1	5.7
EBRD	-	0.2	7.2	47.6	59.2	63.6
IBRD	-	0.1	101.6	401	406	305.5
UNDP	-	0	0.4	1.1	1.5	2.8
UNTA	0.1	0.3	0.3	0.9	0.7	0.6
UNICEF	-	2	0.9	1.1	1.8	0.8
UNHCR	-	-	-	0.4	1.3	2.8
その他	0	0.5	0.1	0.5	0.5	0.2
全体	63.3	93.9	101.5	481.5	487	382

出所：OECD(1998, 1999)。

注：OOFは、Other Official Flowsの略で、主要な目的が、開発以外のもの、あるいは開発であったとしても、グラント・エレメントが25%以下で、ODAとしては不適格な公的セクターによってなされる資金供与で、各国の輸出入銀行などによる輸出信用、直接投資に対する金融、国際機関発行債券の取得などが含まれる。

1998年9月のIMFのEFF供与についての合意を受け、世銀は総額3億ドルの金融セクター調整融資の第1トランシュである1億ドルを、ウクライナ銀行、ウクルソツ銀行、プロムインヴェスト銀行の政府保有株の一部公開に関連して供与することを合意した。また、地方ファイナンス開発に用途を指定した2,500万ドルの融資の仮承認が与えられた⁷。

⁵ Kiev Post, 1998.12.15. 東欧・CIS諸国における暖房費などの光熱費の引上げは、所得が増えないなかで支払能力を超えてしまう世帯が続出し、冬期に暖房が供給されない地域が出現するなど社会問題化している。拙著(1999)参照。

⁶ OECDの *Geographical Distribution of Financial Flows to Aid Recipients*にはOAと記されている。OAはOfficial Aidの略で、ODAの主要目的として、経済開発の促進と途上国の福祉に寄与すること、その(商業条件で借入れる場合に負担すべきコストと、商業条件より緩やかな条件で資金供与を受けることによって得られる利益との差額を贈与とみなし、供与条件の緩やかさを示す指標である)グラント・エレメントが25%以上であるというODAの基準に合致し、被援助国DACリストのPart IIにのっている東欧・CIS・バルト諸国に対する資金からなる。日本では、これら諸国に対するOAをODAとしてカウントしている。

⁷ 償還期間20年間の融資で、金利は年利6%である。

世銀の担当者によれば、ウクライナ国内に 400 近い信用組合があるが、平均法定準備金は 10,000 グリブナにすぎず、融資の一部はこれらの信用組合の法定準備金を増やすために用いられる。また、農民に対する融資で、銀行が中銀に支払う金利に 3~4% だけ上乗せするよう世銀融資は銀行に資金手当てする⁸。ウクライナの地方住民の 90% 以上に、信用供与へのアクセスがないため、このような融資が、モルドヴァ、アルメニア、アルバニアと同様に農家の状態を改善することが期待されている。

表 4-5 は、国際機関による対ウクライナ ODA、OOF、Private の実績額を示しているが、1996 年までの総額 4 億 8,700 万ドルのうちの 83% である 4 億 600 万ドルを世銀が供与している。

4. 2. 3 EBRD

ウクライナは 1992 年に EBRD に加盟した。EBRD の最初のウクライナに対するカントリー・ストラテジーは、1992 年 10 月 12 日に承認され、1993 年 11 月に改訂された。これらは、民間セクター・プロジェクトへの資金提供、金融セクターを発展させること、独立後の現存インフラのリハビリの必要性を強調していた。移行の必要性に応えるように改訂されたストラテジーが 1995 年 3 月に提案され、これに基づいて 1995 年と 1996 年の EBRD の活動が行われた。1997 年 6 月に EBRD 理事会は新しいストラテジーを承認した。

EBRD は、ウクライナの市場経済への移行を支援しビジネス環境を整える戦略を追求してきた。特に、①中小企業へのクレジット・ラインやエクイティ・ファンディング、合弁事業や地方民間企業への直接融資を通じた民間企業開発、②金融セクターの強化、③エネルギー効率化の促進や電力・ガスのリハビリと近代化を通じたエネルギー・セクターのリストラ、④農業セクター開発への民間投資の促進、⑤運輸、通信や地方自治体サービスセクターを含んだ主要なインフラ・セクターにおける改革を支援している。

EBRD のウクライナにおけるポートフォリオは、1994 年末の 9,900 万 ECU のコミットメントによる 5 プロジェクトから、1997 年 4 月末までに 4 億 200 万 ECU のコミットメントによる 21 プロジェクトに増加した。石油、ガス、海運、運輸の民間プロジェクト、2 銀行への援助を行う金融、インフラ・プロジェクトを含んだ 11 プロジェクトが 1995 年に調印され、公共インフラ・プロジェクトが 1 件 1996 年に調印された。1997 年 4 月時点で、29% のディスバース・レシオで 1 億 400 万 ECU のディスバースが行われた。ポートフォリオの民間セクターの占める割合は約半分であった。表 4-5 にあるように、1996 年時点で EBRD は世銀に次いで 12% の 5,920 万ドルを供与している。

EBRD は、1997 年 12 月末時点では、中小企業育成、食品加工、金融セクター、石油・ガス精製、交通、農業サービス、通信、港湾施設など、23 案件を行ない、融資額は 5 億 770 万 ECU となっている。そのうち 18 件は民間セクターである。EBRD は、プロジェクト開発を促進し、企業のリストラ、制度強化やポスト民営化を支援するために、技術協力も増加させている。技術協力の総額は、1997 年 12 月末時点で、2,670 万 ECU 余りで、そのうち 1,380 万 ECU は 1997 年に実行された。チェルノブイリ原子力発電所の原子力の

⁸ Kiev Post, 1998.9.22.

安全に関するプロジェクトでは、1億1,810万 ECU の無償援助を実施中である。

表 4-6 の EBRD のプロジェクト・リストからもわかるように、EBRD は、民間の中小企業に対する資金調達資源を増やすこと、直接的な民間企業に対する資金供給、民間銀行の開発支援、電力や通信セクターにおけるインフラ開発の民間資金調達を通して、民間セクター・ポートフォリオを発展させることにプライオリティーを置いている。セクター的には、エネルギーの管理や効率化、原子力の安全性や発電における新技術を含んだエネルギー・セクター、農業セクターの巨大な潜在能力を開発することや、交通や自治体サービスなどのキー・インフラを向上させることに注力している。エネルギー・セクターは全体の 45%、金融セクターは 25% を占めている。

表 4-6 EBRD のプロジェクト・リスト

民間プロジェクト	融資契約額 (100 万 ECU)	セクター
ポルタヴァ石油ガス	7.2	石油ガス精製
ウクルリヒフロト	7.5	交通
農業信用供与	11.8	農業
ウクライナ・ファンド	6.1	金融
統合農業サービス	9.4	農業
中小企業クレジット・ライン	109.8	金融
製油工場	24.7	食品
キエフ国際銀行	1.8	金融
IVECO/KRAZ	16.3	自動車
ユジニ肥料ターミナル	4.6	交通
ウクライナ TFP/FUIB	9.0	金融
ウクライナ TFP/プライベート銀行	4.5	金融
VA 銀行	8.6	金融
スヴィトフ菓子	7.2	食品
オボロン・ビール	36.2	食品
ウクライナ・ウェイブ	13.6	通信
中小企業クレジット・ライン II	80	金融
民営化企業エクイティ・ファンド	25	金融

公共プロジェクト	融資契約額 (100 万 ECU)	セクター
ユーロヴィジョン	0.9	通信
国家国際空港	4.6	交通
ITUR	48.1	通信
発電所近代化	102.5	エネルギー
省エネ企業	30	エネルギー
航空管制システム向上	20.2	交通

出所：ウクライナ国家開発・欧州統合庁

1998 年 5 月にキエフにおいて、約 5,000 人が参加して EBRD の年次総会が開催された。EBRD は、総会后、新たにウクライナ国立銀行と中小企業開発のための総額 8,000 万 ECU

の新クレジット・ラインに関する協定に調印した。クレジットは政府保証付きで、6,000万 ECU が中小企業向け、2,000 万 ECU は「マイクロ・クレジット」で個人企業および小企業向けで、金利は LIBOR プラス 8% である。この他に、総額 2,500 万 ECU の民営化企業に対するエクイティ・ファンド・プロジェクト、総額 3,000 万 ECU の省エネ企業プロジェクト、総額 2,020 万 ECU の航空管制システム向上プロジェクトに調印している。

チェルノブイリ原子力発電所の閉鎖によってもたらされる電力不足を解消するためにウクライナ政府は、ウクライナ西部のフメルニツキとリヴネの発電所に原子炉を完成させようとしているが、資金が不足している。ウクライナ政府はふたつの原子炉が完成しないのであれば、2000 年までに閉鎖すると誓約されたチェルノブイリ原子力発電所を閉鎖しないと繰り返し言明している。EBRD は、原子炉の完成に融資をするか検討しているが、見積られている 12 億ドルに上る建設費用について、このプロジェクトが融資を返済するのに十分な利益を生むと証明されるなら、理事会に融資を提案するとしている。1998 年 12 月には、EBRD とキエフ市は、4,100 万ドルの 4 つ星ホテルの建設で合意した⁹。

4.2.4 EU

EU による 1991 年から 1996 年上半期までのウクライナに対する金融支援は、3 億 4,300 万 ECU であるが、ディスパースされたのは 37.5% である。大半は、総額 1 億 6,500 万 ECU の原子力安全プログラムに向けられた。EU によるウクライナに対する金融支援の 40% 弱は、TACIS (EU's Technical Assistance to the Commonwealth of Independent States) プログラムによるものである¹⁰。

4.3 日本以外の二国間援助

表 4-7 は、二国間における対ウクライナ ODA の実績額を示しているが、独立当初、ドイツは 5 億 3,880 万ドルを供与し、最大の援助国となっている。1996 年に米国も 2 億 4,600 万ドルを供与し、第二位の援助国となっている。

図 4-2 は、二国間における ODA 契約額のセクター別構成比を示しているが、社会インフラ・サービス、経済インフラ・サービス、商業・観光の順に多く、1993 年には食料援助が急増していたことが注目される。

技術協力は、社会開発セクターに全体の支払額の 25% が向けられている。他のセクターは、エネルギー 21%、経済管理 14%、農業 12%、保健セクター 8% となっている。1996 年からエネルギー、経済管理、保健、工業セクターにおいて増加しているが、工業セクターは 4% となっている。主要な技術援助供与国の一覧は表 4-8 のようになっている、米国が最大の供与国になっている。

⁹ *Kiev Post*, 1998.12.15.

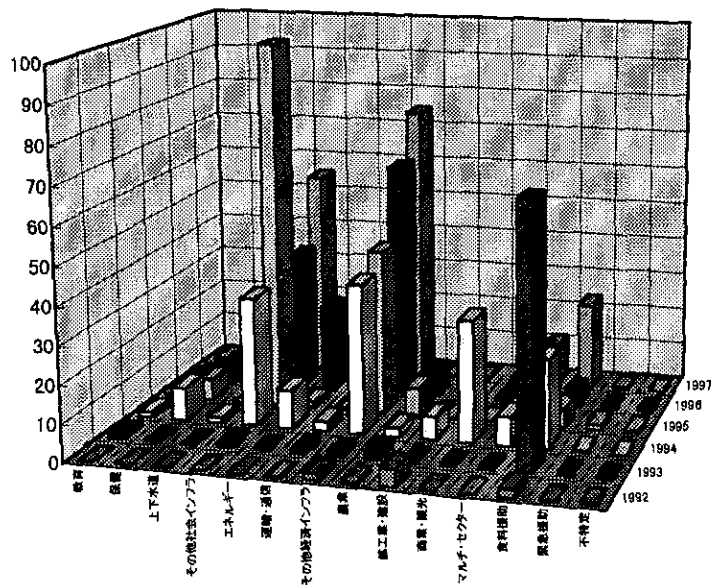
¹⁰ *Kiev Post*, 1998.2.27.

表 4-7 対ウクライナ ODA 実績額 (二国間援助、Net Disburse、100 万ドル)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997
オーストラリア	-	0.1	0	0.1	0.1	-
オーストリア	2	1.3	1.1	1	0.3	0.4
ベルギー	-	-	-	-	0.6	0.2
カナダ	2.8	4.3	10.5	31.1	13.6	12.6
デンマーク	0.3	-	-	0.3	1.5	3.2
フィンランド	-	-	0.3	0.7	0.2	0.3
フランス	1.9	3.6	3.6	4.9	10	-
ドイツ	538.8	233.4	138.6	55.9	67.6	35.6
アイルランド	-	-	-	-	0.1	0.1
イタリア	0.8	3.7	0.6	0.1	1.4	0
日本	0.1	0.1	-	0.7	0.5	0.5
ルクセンブルグ	0.2	0.1	-	0.6	0.3	0.3
オランダ	-	4.3	-	5.1	-	0.1
ノルウェー	0.3	0.1	0.2	0.6	0.3	0.1
スペイン	-	-	-	0.1	0.1	0.2
スウェーデン	-	0	0	0.7	2.7	6.9
スイス	-	-	0.8	0.2	2.9	8.7
イギリス	2.4	5.6	7.7	10.3	4.9	18.8
米国	8	66	99	45	256	72
全体	557.4	322.5	262.4	157.5	363.2	159.9

出所：OECD(1998, 1999).

図 4-2 ODA 契約額のセクター別構成比 (二国間援助、Commitment、100 万ドル)



出所：OECD(1998, 1999).

表 4-8 主要な技術援助供与国

供与国	1997年	1998年
ドイツ	3,000万DM (1,784万ドル)	2,600万DM (1,546万ドル)
日本	100万ドル	150万ドル
デンマーク	200万ドル	300万ドル
スウェーデン	1,411万8,000SEK (177万ドル)	2,350万SEK (294万ドル)
スイス	200万SFr. (142万ドル)	300万SFr. (214万ドル)
米国	2億2,500万ドル	2億2,500万ドル
カナダ	2,000万ドル	2,000万ドル

出所：ウクライナ国家開発・欧州統合庁

ウクライナに対する無償援助は表 4-9 に示されているように、ドイツが最大の援助国で、米国がそれに次いでいる。

表 4-9 対ウクライナ無償援助

(100万ドル)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997
オーストラリア	-	0.1	0	0.1	0.1	-
オーストリア	2	1.3	1.1	1	0.3	0.4
ベルギー	-	-	-	-	0.6	0.2
カナダ	2.8	4.3	10.5	31.1	13.6	12.6
デンマーク	0.3	-	-	0.3	1.5	3.2
フィンランド	-	-	0.3	0.7	0.2	0.3
フランス	1.9	3.6	3.6	4.9	10	-
ドイツ	538.8	102.7	138.6	55.9	63	35.6
アイルランド	-	-	-	-	0.1	0.1
イタリア	0.8	3.7	0.6	0.1	1.4	0
日本	0.1	0.1	-	0.7	0.5	0.5
ルクセンブルグ	0.2	0.1	-	0.6	0.3	0.3
オランダ	-	4.3	-	5.1	-	0.1
ノルウェー	0.3	0.1	0.2	0.6	0.3	0.1
スペイン	-	-	-	0.1	0.1	0.2
スウェーデン	-	0	0	0.7	2.7	6.9
スイス	-	-	0.8	0.2	2.9	8.7
イギリス	2.4	5.6	7.7	10.3	4.9	18.8
米国	8	46	79	20	246	53
全体	557.4	171.8	242.4	132.5	348.6	140.8

出所：OECD(1998, 1999).

米国政府は、対ロシア外交上の重要国としてウクライナを重視している。米国政府は、1億5,000万ドルの資金で西部NIS¹¹企業基金を設け、ウクライナ、モルドヴァ、ベラルーシにおける民間企業に投資している。西部NIS企業基金は、1995年以来、活動を全面

¹¹ 旧ソ連諸国を指す新独立国家 (New Independent States) の略。

的に展開し、50万ドルから500万ドルの間で、表4-10にあるように、株主資本やローンを中小民間企業に提供している。西部NIS企業基金は、民間企業の持分株式、債務証券や普通株に投資することによって、利回りの長期的上昇を追求している。西部NIS企業基金によって運営されている別の基金である小事業融資基金は、ウクライナにおける小事業および起業家に10万ドル以下の商業融資を行なっている¹²。

ドイツ政府は、住宅建設プログラムや転換助言プログラムを行なっている。

表4-10 西部NIS企業基金のプロジェクト・リスト

プロジェクト名	融資契約額 (1,000ドル)	セクター
ひまわり油加工	5,000	食品
農業流通企業	2,887	農業
アイスクリーム製造	4,831	食品
レンガ製造	2,141	製造業
経営情報サービス	1,750	インフラ
窓・扉製造	1,525	製造業
ガラスびん製造	5,000	製造業
農業流通企業	1,173	農業
乳製品	630	食品
農業流通企業	323	農業
国際ホテル	6,050	インフラ
農業流通企業	1,775	農業
自動車部品製造	1,775	製造業
自動車部品製造	1,300	製造業
食肉加工	1,100	食品
食肉加工	1,050	食品

出所：ウクライナ国家開発・欧州統合庁

4.4 日本

1995年、日本輸出入銀行の1.5億ドルのアンタイド・ローンおよび0.5億ドルの輸出信用供与の金融支援を行った。

これ以外の日本政府による援助は、技術協力が中心である。1992年から市場経済化のための知識や経験を伝授することを目的に、専門家の派遣、ウクライナの企業家や政府職員などの招聘・研究事業を行い、延べ110名以上を派遣・招聘している。また、ウクライナの経済改革の人材育成を目的に日本センターをキエフ市に開設した。電力セクターにおいては、情報システムを改善するために、情報処理ソフトウェアの供与、技術者のトレーニングを実施している。原子力安全分野における技術支援としては、チェルノブイリ関連に用途指定して原子力安全基金に1,900万ドルを拠出している。核兵器廃棄支援としては、約1,600万ドルを拠出し、これまでに核物質管理国家制度確立支援および核兵器解体要員

¹² ウクライナ国家開発・欧州統合庁での入手資料。

用にキエフ市軍中央病院へ医療機器を供与した。また、文部省プログラムによる日本語・日本文化研修留学生、研究留学生、国際交流基金の日本語教師研修生、フェローシップ研修生、外交官日本語研修生などを受け入れ、国際交流基金から日本語教材、日本語教育器材や図書を寄贈し、拠点整備支援などを行っている。

チェルノブイリ関連の人道支援は、表 4-11 のように行なっている。

表 4-11 日本政府によるチェルノブイリ関連の人道支援

	金額(1,000 ドル)	供与時期
WHO の「チェルノブイリ事故による健康影響に関する国際プログラム」(旧ソ連全体向け)へ拠出	26,000,00	1991 年
小児病院へ医療機器・医薬品(国際赤十字経由)	3,000	1994 年 4 月
放射医療センターへ医療機器	2,000	1994 年 4 月
放射線医療施設および小児病院へ医療機器	1,500	1996 年 5 月
各州の中央病院などにユニセフ医療キット	300	
被曝者支援のための医療専門家の派遣・招聘		

円借款の供与分野としては、①環境保護、②インフラのリハビリが当面の重点対象分野になると考えられる。

《参考文献》

- 西谷公明(1994). 『通貨誕生 - ウクライナ独立を賭けた闘い - 』、都市出版
- フリードリッヒ・シュナイダー(1998). 五嶋陽子訳、OECD15カ国のシャドウ・エコノミーの規模に関する時系列分析、『三田学会雑誌』91巻1号。
- 森彰夫(1999). 『ハンガリーにおける民営化の政治経済学』、彩流社
- 米村紀幸・西村可明(1992). 『ロシアの市場経済化 - 日本の経験と知的支援 - 』、サイマル出版会
- A.R.Latter(1995). Banking Reform in Ukraine, in *Banking Reform in Central Europe and the Former Soviet Union*, ed. Jacek Rostowski, Central European University Press, Budapest.
- Aven, Petr(1994). Discussion, *Economic Policy*, October.
- Bagratian, Hrant, Emine Gürgen(1997). Payments Arrears in the Gas and Electric Power Sectors of the Russian Federation and Ukraine, IMF Working Paper /97/162
- Bank Ukraina(1997). Financial Statements as of December 1996 Together with Independent Auditors' Report
——(1998). *Annual Report 1997*.
- Buiter, Willem H.(1987). A Fiscal Theory of Hyperdeflations? Some Surprising Monetarist Arithmetic, *Oxford Economic Papers*, No. 39.
『CIS統計年鑑 1995年』
- Cornelius, Peter K., Patrick Lenain(1997). *Ukraine Accelerating the Transition to Market: Proceedings of an IMF/World Bank Seminar*
- EBRD(1996). *Transition Report 1995*
——(1997). *Transition Report 1996*
——(1998). *Transition Report 1997*
- EIU(1998). *Ukraine Country Report 2nd Quarter*
- Fincorp Invest(1997). The Ukrainian Treasury Bill Market
- German Advisory Group(1998). Subsidizing of Enterprises in Ukraine
- IMF(1986). *Government Finance Statistics*
——(1993). *Ukraine: Economic Review*
——(1995). *Ukraine-Recent Economic Developments*
——(1996a). *Ukraine-Recent Economic Developments*
——(1996b). *Prospects of World Economy*, May.
——(1997). *Ukraine-Recent Economic Developments*
——(1999). *International Financial Statistics March 1999*
- Johnson, Simon, Daniel Kaufman, Andrei Shleifer(1997). The Unofficial Economy in Transition, *Brookings Papers on Economic Activity*, 2.
- Kaufmann, Daniel, Aleksander Kaliberda(1996). Integrating the Unofficial Economy

- into the Dynamics of Post-Socialist Economies: A Framework for Analysis and Evidence, In *Economic Transition in Russia and the New States of Eurasia*, edited by Bartłomiej Kaminski. Armok, N.Y. M. E. Sharpe.
- Kravchuk, Robert S.(1997)., Budget Deficits, Hyperinflation, and Stabilization in Ukraine: 1991-96, Ukrainian Research Institute of Harvard University, Working Paper No. 2.
- Luczynski, Marcin, Volodymyr Husak(1996.10.,1996.12,1997.3). Ukraine in Numbers, *Ukrainian Legal and Economic Bulletin*
- OECD(1998). *Geographical Distribution of Financial Flows to Aid Recipients*
 ——(1999). *Geographical Distribution of Financial Flows to Aid Recipients*
- World Bank(1996). Bureaucrats and Entrepreneurship. Economic and Political Aspects of Public Property. Political and Research Paper.
 ——(1997). *Ukraine Public Expenditure Review : Restructuring Government Expenditures*
 ——(1998a). Ukraine: Country Assistance Strategy - Progress Report (Revised)
 ——(1998b). *World Development Indicators 1998*
 ——(1999). *Global Development Finance 1999*
- World Bank Kyiv Mission Office(1996). The Real Economy and Its Sectors: First Quarter 1996 Results, Vol. II. No. 2.

OECD Research Papers No.35
「ウクライナ経済の現状と課題」

1998年3月発行

編纂・発行 —— 海外経済協力基金 開発援助研究所
東京都千代田区大手町1丁目4番1号

©海外経済協力基金開発援助研究所
本書の無断転載・複写を禁ず。